

野田市総合計画（素案）

平成 27 年 5 月

目 次

◆序論

1 総合計画策定の考え方	2
2 総合計画の策定経緯	3
3 総合計画の目標年次	6
4 総合計画の構成と計画期間	6
5 市民意見の反映	7

◆基本構想

第1章 将来都市像	12
1 まちづくりの基本的な考え方	12
2 将来都市像	12
3 基本目標	13
第2章 将来人口と都市構造・土地利用の方向	14
1 将来人口	14
2 都市構造・土地利用の方向	14
第3章 施策の大綱	15
基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市	15
基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市	16
基本目標3 豊かな心と個性を育む都市	17
基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市	18
基本目標5 市民がふれあい協働する都市	19
基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市	20
第4章 構想の実現に向けて	22

◆基本計画

第1章 計画の前提条件	24
1 将来人口	24
1) 総人口	
2) 年齢別構成	
2 財政の見通し	25
1) 歳入の見通しについて	
2) 歳出の見通しについて	
3) 財政調整基金の見通しについて	
4) 市債残高の見通しについて	

3 都市構造・土地利用の方向	28
1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成	
2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全	
3) 4つの核の形成	
第2章 施策の展開方向	32
基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市	32
基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進	
基本方針2 循環型社会の推進	
基本方針3 生活環境の整備	
基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市	44
基本方針1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進	
基本方針2 子どもの健全育成と子育て環境の充実	
基本方針3 健康づくりの推進と地域医療の充実	
基本目標3 豊かな心と個性を育む都市	59
基本方針1 質の高い学校教育の実現	
基本方針2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進	
基本方針3 国際交流の推進	
基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市	71
基本方針1 防犯・防災対策の推進	
基本方針2 安全で快適な都市基盤の整備	
基本方針3 公共交通の充実	
基本目標5 市民がふれあい協働する都市	86
基本方針1 協働によるまちづくりの推進	
基本方針2 情報発信・共有の充実	
基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進	
基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市	95
基本方針1 地域産業の振興	
基本方針2 観光・イベントの振興	
基本方針3 定住の促進	
第3章 重点プロジェクト	109
プロジェクト1 自然と共生するまちづくり	110
プロジェクト2 高齢者や障がい者にやさしいまちづくり	112
プロジェクト3 子育てがしやすく豊かな心と個性を育むまちづくり	114
プロジェクト4 誰もが健康に暮らせるまちづくり	116
プロジェクト5 安全で魅力あふれるまちづくり	118
プロジェクト6 交通の利便性が高いまちづくり	120
プロジェクト7 市民がふれあい協働するまちづくり	122
プロジェクト8 活力とにぎわいに満ちたまちづくり	124
第4章 計画の実現に向けて	126

◆資料

資料 1	野田市総合計画審議会条例.....	128
資料 2	野田市総合計画審議会諮問書.....	129
資料 3	野田市総合計画審議会答申書.....	130
資料 4	野田市総合計画審議会委員名簿.....	131
資料 5	策定経過.....	132

序

論

- 総合計画の考え方
- 総合計画の策定経緯（徹底した市民参加による）
- 総合計画の目標年次
- 総合計画の構成と計画期間
- 市民意見の反映

1 総合計画策定の考え方

1) 背景

野田市では、平成 15 年の合併以降、徹底した市民参加により作成した新市の総合計画に基づき行財政運営を行ってきましたが、計画期間が平成 27 年度に満了となるため、平成 28 年度を初年度とする次期総合計画を策定すべき時期を迎えています。

総合計画を策定すること及び基本構想について議会の議決を経ることについては、平成 23 年 5 月に地方自治法の一部が改正されたことにより、法的な義務付けが廃止されました。しかし、総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力あるまちの将来都市像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきものと考えます。

また、地球温暖化等の環境問題、少子高齢化の進行、コミュニティの希薄化といった問題は年々深刻さを増しており、社会経済情勢も日々変化している状況の中で、これらの問題に対して適切に対応していく必要があります。

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、野田市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを改めて考え直すきっかけにもなりました。

これらの社会情勢の変化や野田市の現状を踏まえ、新しいまちづくりの道標が必要との認識から、総合計画を新たに策定することとし、さらに、基本構想について、市民の代表である議会の議決を受けることとしました。

2) 策定のねらい

総合計画は、これまでの野田市のまちづくりの成果を引き継ぎ、新たなまちの将来像を定め、その目標に向けた進路を総合的に示すもので、行財政の計画的な運営や個別施策、事業を推進する上での指針となります。

総合計画の策定により、まちの将来像を市民、事業者、行政が共有できる意義は大きいと考えます。

3) 策定の理念

まちづくりは一朝一夕にできるものではなく、継続して取り組む必要があります。そのため、計画の進捗状況や社会経済状況の変化を踏まえ、これまで積み重ねてきた成果を継承するとともに、中長期的な視点に立ち、これからのまちづくりを進めていく必要があります。また、これからのまちづくりは、市民、事業者、行政を始め、NPO等の団体、大学といった多様な主体が連携・協力して進める時代となっています。

そのため、総合計画の策定に当たっては、徹底した市民参加により策定した計画を「実現すること」と「継続すること」を大切にし、多様な主体が適切な役割分担の下に、共に支え合ってまちづくりを推進することができる道標となることを目指します。

2 総合計画の策定経緯（徹底した市民参加による）

1) 3人の公募委員を含む総合計画審議会委員を委嘱し、第1回総合計画審議会を開催

前総合計画は、まちづくり市民委員会100人委員会や地区別・各界別懇談会など、多くの市民参加の下に策定したのですが、より幅広い、徹底した市民参加の下に本総合計画を策定するため、総合計画審議会の委員3人を市民公募により選任しました。

平成23年9月30日に開催した第1回総合計画審議会において、分野別の検討テーマを「自然環境と調和するうるおいのある都市」、「生き生きと健やかに暮らせる都市」、「豊かな心と個性を育む都市」、「安全で利便性の高い快適な都市」、「市民がふれあい協働する都市」、「活力とにぎわいに満ちた都市」に決定しました。

2) 分野別検討組織による提言

第1回総合計画審議会で決定された6つの分野について、市民の立場から野田市の将来像を検討し、市民と行政が一体となった政策の推進に資することを目的として、「野田市総合計画分野別検討組織」を設置しました。

まちづくりの担い手でもある市民に主体的に参加していただき、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、公募に応募した154人全員をメンバーとし、検討を進めました。

分野別検討組織は6分野で構成し、平成23年12月から平成24年5月まで、分野ごとに検討会議を開催し、各分野の政策課題などについて現状と課題を確認しつつ、市の将来像、取り組むべき方策などについて議論を行い、平成24年7月30日の第3回総合計画審議会では、分野ごとに取りまとめた提言書を市へ提出しました。

なお、平成24年2月に開催された第2回総合計画審議会では、分野別検討組織の6分野の代表者6人を、新たに審議会委員に委嘱しました。

分野の構成とメンバー数

分 野	メンバーの人数
自然環境と調和するうるおいのある都市	37人
生き生きと健やかに暮らせる都市	21人
豊かな心と個性を育む都市	24人
安全で利便性の高い快適な都市	19人
市民がふれあい協働する都市	24人
活力とにぎわいに満ちた都市	29人
合 計	154人

3) 分野別検討組織の提言に対しての地区別懇談会及び各界懇談会の開催

総合計画の策定に向けて、まちづくりの基本的な考え方や将来都市像、それを実現するための施策の方向性等を検討するに当たり、先に提言を頂いた分野別検討組織での検討等とともに、広く市民の声を聴くために、地区別懇談会及び各界懇談会を開催しました。

地区別懇談会は、市民と直接対話することができ、議論を深めることができる貴重

な場であり、徹底した市民参加によるという主旨からも数多くの方に参加していただくため、平成 24 年 8 月 18 日から 9 月 16 日までの土曜日・日曜日の日中や平日の夜間に各地区の公民館やコミュニティ会館において計 14 回開催しました。懇談会では、分野別検討組織の提言書（概要版）を参考として、この提言に関連してや提言とは別の角度から、また、地域に固有の課題など、まちづくりに関して様々な御意見を頂きました。

また、各界懇談会は、一般の市民意見とは別に、様々な方面で活発に活動している各種団体の御意見を伺うため、平成 24 年 9 月 30 日と 10 月 5 日の 2 日間で合計 3 回開催しました。市内の 78 の団体に声をかけ、まちづくりに関して日頃から様々な方面で活発に活動している各種団体の専門的な視点で、御意見や御提案等を頂きました。

4) 総合計画市民アンケート

野田市の現状やこれからのまちづくりなどについて、広く市民の意向を把握し、総合計画の策定に活用することを目的として、市民アンケートを実施しました。実施概要は、以下のとおりとなっています。

調査対象 野田市に在住する満 20 歳以上の住民 3,000 人

抽出方法 住民基本台帳に基づく無作為抽出

調査項目 ○野田市の現状について

○合併後のまちづくりについて

○地域や社会との関わりについて

○東日本大震災後の意識について

○これからの野田市のまちづくりについて

○回答者属性

調査方法 郵送配布・郵送回収

調査期間 平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 8 月 21 日まで

回収結果

調査票発送数 3,000 人

有効回収数 1,451 人

回収率 48.4%

5) 総合計画審議会の基本目標・基本方針を議論し、骨格案を策定

分野別検討組織の提言書、市民アンケート、地区別懇談会、各界懇談会などの様々な場で頂いた市民の意見を基に、分野別検討組織の代表を加えた総合計画審議会でも慎重に審議を重ね、平成 26 年 1 月 29 日に開催された第 19 回総合計画審議会において総合計画策定の基本的な骨組みとなる骨格案をまとめました。

骨格案は、まちづくりの将来都市像を定めるとともに、計画期間と計画目標年次の平成 42 年における将来人口、財政の見通し、将来都市構造・土地利用の方向を示しました。また、将来都市像の実現に向けて 6 つの基本目標を定め、1 つの基本目標に対して取り組むべき施策の方向性を示す基本方針をそれぞれ 3 つ設定しました。

6) パブリック・コメント手続、地区別懇談会、各界懇談会を経て、総合計画審議会において骨格案を決定

骨格案に対して、より一層市民の意見を反映させるため、平成 26 年 3 月 17 日から 4 月 23 日まで、パブリック・コメント手続を実施し、46 人の方から 94 件の御意見を頂きました。それぞれの御意見・御質問に対しては、市としての回答を整理し、ホームページ等で公開しました。

また、各公民館、コミュニティ会館を会場として、平成 26 年 4 月 5 日から 4 月 19 日までの土曜日・日曜日の日中や平日の夜間に地区別懇談会を開催し、延べ 134 人の方に御参加いただき、201 件の御意見を頂きました。

同様に、市役所会議室において、計 3 回、各種団体を集めた各界懇談会を開催し、御意見を頂きました。

こうして寄せられた市民の意見に対する市の考え方を示した上で整理し、平成 26 年 5 月 28 日の第 20 回総合計画審議会での審議を経て、市民の意見を反映した骨格案を決定しました。

7) 総合計画審議会では基本計画、重点プロジェクト等を審議し、素案策定

分野別検討組織の提言書、市民アンケート、パブリック・コメント手続や地区別懇談会、各界懇談会など、様々な市民参加の取組を経て策定した骨格案を基に、総合計画審議会において具体的な施策や事業、指標目標値などについて審議を重ね、平成 27 年 5 月 27 日に開催された第 34 回総合計画審議会において、次期総合計画の素案をまとめました。

8) パブリック・コメント手続実施、地区別懇談会、各界懇談会を経て、総合計画審議会において素案を決定

素案に対して、より一層市民の意見を反映させるため、平成 27 年 7 月 1 日から 7 月 30 日まで、パブリック・コメント手続を実施し、○人の方から○件の御意見を頂きました。それぞれの御意見・御質問に対しては、市としての回答を整理し、ホームページ等で公開しました。

また、各公民館、コミュニティ会館を会場として、平成 27 年 7 月 9 日から 7 月 24 日までの土曜日・日曜日の日中や平日の夜間に地区別懇談会を開催し、延べ○人の方にご参加いただき、○件の御意見を頂きました。

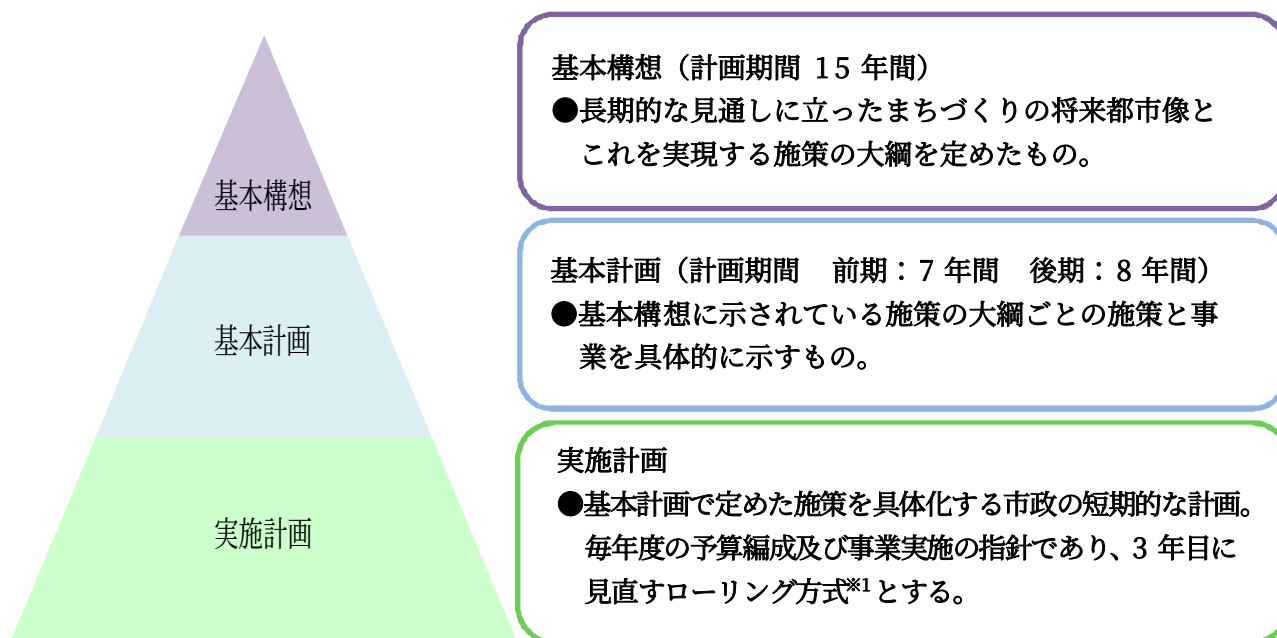
同様に、市役所会議室において、計 2 回、各種団体を集めた各界懇談会を開催し、御意見を頂きました。

こうして寄せられた市民の意見に対する市の考え方を示した上で整理し、平成 27 年 8 月○日の第 35 回総合計画審議会での審議を経て、市民意見を反映した素案を決定しました。

3 総合計画の目標年次

本総合計画の目標年次は、平成 42 年（2030 年）とします。

4 総合計画の構成と計画期間



【計画期間のイメージ図】

2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
基本構想（15年）														
前期基本計画（7年）							後期基本計画（8年）							
第1次実施計画														
第2次実施計画														
第3次実施計画														
							第4次実施計画							
							第5次実施計画							
							第6次実施計画							
							第7次実施計画							

5 市民意見の反映

分野別検討組織の提言書、市民アンケート、地区別懇談会・各界懇談会、パブリック・コメント手続からの市民の意見を踏まえて、総合計画審議会では、慎重な審議が重ねられ、市民の意見を集約し、反映した将来都市像、基本目標、基本方針、施策、主な事業を設定しました。

寄せられた市民の意見の概要とそれらを反映させた施策を次のとおり整理しました。

市民と委員の意見を反映した施策

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策	ページ
1	自然環境の保全	◎環境保全の推進	33
2	生物多様性の実現		
3	自然と調和した農業の推進	◎自然と調和した農業の推進	34
4	耕作放棄地等の有効利用の推進		
5	意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	36
6	環境美化・マナー意識の向上		
7	ごみの出し方・回収方法等の改善	◎ごみの減量・リサイクルの推進	36
8	新清掃工場の整備・充実		
9	再生可能エネルギーの活用による地域活性化	◎再生可能エネルギーの利活用	37
10	環境汚染等への適切な対応	◎環境汚染・公害等への対応	40
11	ごみ焼却等による煙害の防止		
12	騒音・振動等への対応		
13	上水道の整備促進による快適で安全な暮らしの確保	◎上下水道の整備促進	41
14	公共下水道の整備促進		
15	浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり		
16	水の浄化と浄化槽の適正管理の推進	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理	41
17	誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	45
18	高齢者の社会参画・交流の促進	◎高齢者の生きがいづくり	46
19	高齢者の福祉の推進		
20	高齢者の生活支援の充実	◎高齢者福祉サービスの充実	47
21	高齢者の介護の充実	◎介護保険事業の充実	47
22	心のバリアフリー、ノーマライゼーションのまちづくり	◎障がい者福祉の充実	48
23	誰もが安心して自立的に生活できる支援の充実	◎市民生活の安定と自立の促進	49
24	子どもの健全育成の推進	◎子どもの健全育成の推進	51
25	子育て環境の充実	◎安心できる子育て環境の整備	52

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策	ページ
26	子どもの保育環境の充実		
27	高齢者の健康づくりの推進	◎市民の健康づくりの推進	55
28	市民の健康づくりの推進		
29	地域の医療体制の充実	◎地域医療体制の充実	56
30	母子の医療環境の充実	◎母子保健・医療の充実	56
31	母子医療の充実		
32	高齢者の医療環境の充実	◎高齢者医療の充実	57
33	障がい者のための医療の充実	◎障がい者医療の充実	57
34	子どもの学力の向上	◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	60
35	子どもの能力を引き出す教育の推進		
36	教職員の資質向上		
37	地域や家庭との連携の強化	◎家庭・地域の教育力の向上	61
38	子ども・若者の問題への対応	◎子ども・若者の健全育成	61
39	学校教育環境の整備・充実	◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	62
40	人権教育の推進	◎学校人権教育の推進	62
		◎人権教育の推進	92
41	生涯学習の推進	◎生涯学習の推進	66
42	郷土愛を育む学習の推進	◎郷土愛を育む学習の推進	66
43	生涯スポーツの推進	◎生涯スポーツの推進	67
44	国際的な交流と協力の推進	◎国際的な交流と協力の推進	69
45	市民の防犯意識の向上	◎防犯まちづくりの推進	72
46	地域連携による防犯パトロールの推進		
47	防犯に役立つ施設整備の推進		
48	家族・地域住民・市が一体となった防災対策の実施	◎防災まちづくりの推進	73
49	自治会等の組織の活性化		
50	防災教育の推進		
51	風水害対策の充実		
52	防犯・防災情報の発信・収集、共有化、活用		
53	市の防災体制の強化		
54	防災拠点の整備		
55	災害時要支援者対策の検討		
56	地域における消防体制の充実	◎消防体制の充実	74
57	子どもの交通安全の推進	◎交通安全の推進	78
58	交通ルール・マナーの徹底		
59	道路交通網の整備	◎道路交通体系の整備	78
60	歩行者にやさしい歩道整備		
61	道路の維持管理の推進		
62	美しい街路樹の創出と維持管理	◎魅力ある景観の形成	79
63	歴史的な街並みの保存		
64	公園の有効利用と維持管理	◎地域による公園等利活用の促進	79

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策	ページ
65	道路等のインフラ整備による移動利便性と都市魅力の向上	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	80
66	歩行者・自転車の交通環境の向上		
67	個性と魅力あふれる市街地の形成	◎個性と魅力あふれる市街地の形成	81
68	まめバス等の交通機関の充実	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	84
69	東武野田線の複線化の実現		
70	東京直結鉄道について		
71	鉄道の整備・改善による基幹的な移動手段の確立による利便性の高いまちづくり		
72	市内バス網の整備による誰もが気軽に移動できる交通手段の整備		
73	市政やまちづくりへの市民参加を促進させる仕組みづくり	◎市民参加を促進する仕組みづくり	87
74	協働の仕組みづくりの推進	◎協働の仕組みづくりの推進	88
75	地域の支え合いによるまちの活性化	◎互いに支え合う地域づくりの推進	88
76	心のバリアフリーを大切にした支え合いの促進（高齢者、障がい者、子育て世代への支援の充実）		
77	災害等の不測の事態に備えた普段のコミュニケーションの促進		
78	市民のふれあい、交流、情報共有等の拠点づくり	◎ふれあい、交流の拠点づくり	88
79	自治会を核としたコミュニティの強化	◎地域コミュニティの強化	89
80	市民が必要とする情報の迅速・的確な発信	◎迅速・的確な情報提供	90
81	男女共同参画社会の推進	◎男女共同参画社会の推進	93
82	商店街の活性化等、商業地域の魅力向上	◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	96
83	生産意欲の向上、集約化等による持続可能な農業の推進	◎農業の活性化の推進	97
84	農業の担い手育成と若者営農希望者の確保		
85	事業創出や起業を担う人材の育成	◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	98
86	工業の振興		
87	まつりやイベント等の活用、効果的な情報発信による新たなにぎわいの創出	◎まつりやイベントの活用	100
88	各種地域資源等の活用・PRによる交流人口の拡大	◎地域資源を活用した交流人口の拡大	101
89	生活環境の整備と魅力向上による定住の促進	◎生活環境の充実と情報発信の強化	104
90	文化・教育水準の向上	◎文化・教育水準の向上	105
91	計画的なまちづくりの推進	◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	105
92	駅前整備の推進		
93	福祉のまちづくりの推進		

基 本 構 想

- 第1章 将来都市像
- 第2章 将来人口と都市構造・土地利用の方向
- 第3章 施策の大綱
- 第4章 構想の実現に向けて

第1章 将来都市像

1 まちづくりの基本的な考え方

野田市は、これまでみどり豊かな自然環境や先人がたゆまぬ努力で培ってきた歴史、文化等を礎に、日々変化し続ける社会経済情勢に対応しながら、教育や福祉の充実、商業の活性化、都市基盤整備等、市民生活に欠かせない様々な施策に取り組み、発展してきました。今後もまちづくりを通して、市民の誰もが笑顔と活気に満ち、安全で安心して暮らせるまちを実現することが求められています。

しかし、市民を取り巻く社会や環境は、地球温暖化等の深刻化する環境問題、人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの希薄化、産業構造や雇用形態の変化等、多くの課題を抱えています。

また、東日本大震災は、暮らしの安全や安心、家族や地域の絆、エネルギー問題等、様々なことを考え直すきっかけとなりました。

こうした課題を乗り越えるとともに、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、野田市の持続的な発展を実現していくために、改めて、人と人とのつながりや心のバリアフリーを大切にしたいまちづくりを目指します。また、市民一人一人がまちづくりの主役となり、支え合いの心を育みながら、誰もが生涯を通じて学ぶことができ、安心して笑顔で暮らせる自然豊かなまちの実現を目指すことを、まちづくりの基本的な考え方（基本理念）とします。

2 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえて将来都市像を次のように定めます。

～人のつながりがまちを変える～

みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち

人のつながりがまちを変える	人と人とのつながり、心と心のつながりによる支え合いが地域の絆を深め、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化等の地域課題に対応していくことを表します。
みんなでつくる	市民が主体となって、まちづくりを進めていくことを表します。
学びと笑顔あふれる	教育環境の充実や子育て、高齢者、障がい者等の福祉の充実等により、市民が安心して暮らせるまちを表します。
コウノトリも住めるまち	コウノトリも生息できるほどの豊かな自然環境や田園風景が都市と共存する野田らしいまちの姿を表します。

3 基本目標

将来都市像の実現に向けて取り組むべき基本目標として、以下の6項目を設定します。

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

第2章 将来人口と都市構造・土地利用の方向

1 将来人口

平成42年（2030年）における人口は、約15万2千人と想定しました。

2 都市構造・土地利用の方向

1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

広域や市内の移動に便利で、まとまりのある都市構造の実現に向けて、都市構造を支える交通ネットワークの形成を推進します。

道路網については、市街地等の円滑な交通処理を実現するため、外郭環状構造の道路^{※1}や都市計画道路網の整備を推進します。

また、東京直結鉄道の整備、東武野田線の複線化を推進するとともに、駅へのアクセス向上を図り、駅前広場、駅前線などの周辺道路等の整備を図ります。

2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全

野田市の豊かな自然環境と調和した市街地の形成を推進します。まとまりがあり、快適な生活環境を備えた市街地整備を推進するため、市街地ゾーンを設定します。

また、市の周囲を流れる利根川、江戸川、利根運河や公園、緑地を活かしたゆとりある快適な環境整備を推進するため、緑地・レクリエーションゾーンを設定します。

市街化調整区域を中心に分布する優良農地について、農業振興の拠点及び都市内の緑地環境として維持保全するため、農業振興ゾーンを設定します。

3) 4つの核の形成

東京直結鉄道の整備や連続立体交差事業と併せて野田市駅・愛宕駅周辺を広域的な性格も持った拠点として整備します。また、梅郷駅周辺、川間駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺に存在する従来の都市機能集積の活用等によって、南北それぞれの地域サービス核を形成します。

◎野田市駅・愛宕駅周辺地域	中心サービス核
◎梅郷駅周辺地域	地域サービス核
◎川間駅周辺地域	地域サービス核
◎関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域	地域サービス核

^{※1} 外郭環状構造の道路…都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線（一部の区間）、我孫子関宿線（一部の区間）で構成する環状道路で、野田地域の市街地内への通過交通を排除し、市街地の混雑解消や地区間移動の円滑化を図る道路。→P31「将来都市構造・土地利用イメージ図」参照

第3章 施策の大綱

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

野田市は、利根川や江戸川、利根運河等の豊かな水辺空間を始め、みどり豊かな自然環境が多く残るまちで、多様な生態系も見られます。

これまで自然の保全、再生のために、様々な取組を進めてきました。今後も引き続き、野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくために、これまで進めてきたコウノトリをシンボルとした生物多様性の取組等を充実、発展させ、自然環境の保全、再生、利活用を進めます。

農業に関しては、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、耕作放棄地の有効活用を推進します。

清潔で快適な都市環境の実現に向けて、廃棄物の減量化やリサイクル化の促進、不法投棄対策等の廃棄物の適切な処理に取り組むとともに、意識啓発の促進や分別収集の徹底等に取り組み、3R^{※1}（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働^{※2}、連携により進め、更なる循環型社会の実現を推進します。また、東日本大震災を起因とする再生可能エネルギー^{※3}への関心の高まり等を踏まえて、太陽光等の再生可能エネルギーの利活用についても引き続き取り組みます。

騒音、振動、水質汚濁、大気汚染等といった公害への対応を図るとともに、大雨による浸水被害の軽減に向けた総合的な浸水対策の推進や上下水道の整備、水質の浄化等、市民が安全で安心できる生活環境の整備に取り組めます。



コウノトリ



江川地区での米作り体験

※1 3R…リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制 (リデュース: Reduce) を図り、続いて「ごみ」にせず再使用する (リユース: Reuse)、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する (リサイクル: Recycle) となる。

※2 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※3 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市

少子高齢化の進展、核家族化等による家族構成の変化、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化している中で、市民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等の支援活動が大きな役割を果たしており、これらの主体と協力、連携を図り、地域で支え合う「心のバリアフリー」の意識の醸成と地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者の健康の維持増進やひとり暮らしの高齢者への支援等きめ細やかな対応とともに、元気な高齢者の社会参画や生きがいのづくりに取り組みます。

また、障がい者の自立を促進させる取組や高齢者の介護等に関する社会福祉需要もますます高まっており、多様なニーズを踏まえた福祉活動や施策の充実を図ります。

誰もが住み慣れた地域で、元気に安心して暮らせる社会を実現するために、公共施設や道路等のハード面、情報、制度、心理等のソフト面等様々な障害を取り除くバリアフリーや、誰もが使いやすい環境づくりに配慮したユニバーサルデザイン※1を重視した環境整備に取り組み、障がい者の自立した日常生活や社会参画を促進します。

市民生活の安定と自立の促進に向けて、生活保護世帯への福祉の充実を図るとともに、就労支援や適正な給付にも取り組みます。

女性の社会進出やライフスタイルの多様化等により、子育てへの負担感が高まっており、支援の充実が求められていることから、子育て中の親が働く環境や保育環境の充実を図り、安心して楽しみながら子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化の進行に伴う生活習慣病等の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたり健康づくりに取り組むことが求められています。また、少子高齢化の進行、雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療ニーズは年々高まっています。このような状況を踏まえて、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、小児医療や障がい者医療、高齢者医療等のニーズに対応した医療体制の充実に努めます。また、かかりつけ医の定着や介護サービスの充実、各医療機関の連携体制の確保等にも取り組み、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる医療環境づくりを進めます。



福祉のまちづくりパトロール



高齢者の身近な交流の場（シルバーサロン）

※1 ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

基本目標3 豊かな心と個性を育む都市

近年、少子化が進む中で、子どもは将来を担う大切な財産であることから、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた子どもの育成に向けて、より良い教育環境を整える必要があります。

そのために、学校、地域、家庭が連携して、地域の特色を活かした創意工夫のある教育活動を展開するほか、学力向上はもとより、学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通して、子どもの健やかな成長に資する環境づくりや、学校教育施設の整備、充実、教職員の資質の向上等に取り組みます。

近年では、子ども・若者を狙った犯罪の増加や有害情報の氾濫等、取り巻く環境が悪化しており、不登校、ひきこもり、ニート^{※1}等の問題も多様化していることから、学校、家庭、地域が一体となった子ども・若者の健全育成に向けた取組を推進します。

また、いじめや虐待といった課題が存在していることから、学校教育においても人権教育を通じた意識の醸成等を進めます。

学習は子ども・若者に限らず、生涯にわたり取り組むものであることから、誰もが生涯にわたって学び合うことのできる環境づくりを進めます。

誰もが生きがいを持ち、地域への参加等を通じて生涯にわたって学び合える野田市の実現に向けて、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動や、公民館や図書館を始めとした学習拠点の充実、自然環境を活かした学習等に取り組み、郷土愛を育む学習を推進します。

野田市においても、今後ますます国際化が進み、市内在住の外国人の増加が予想されることから、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適応できる人材育成等を目指して、国際交流の機会や場の充実を図ります。



小学校陸上競技大会



異国文化体験教室

^{※1} ニート…Not in Education, Employment or Trainingの略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、防犯に役立つハード面の整備や市民一人一人の防犯意識の向上等のソフト面での対策を推進し、市、警察、地域が連携し防犯対策に取り組むまちづくりを進めます。

安心して暮らせる都市を実現する総合的な防災対策を進めるためには、「市民・事業所」、「地域の市民で組織する自主防災組織等」、「行政・防災関係機関」の3者がそれぞれの役割に応じて分担し、協力して行う「自助・共助・公助^{※1}」の連携が不可欠です。地域防災力の向上のために、3者がそれぞれの役割を認識し、自らの防災力を向上させるよう取り組みます。また、消防体制の充実、救急救命体制の充実にも取り組みます。

交通環境については、歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生していることから、市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した環境整備とともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものであることから、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めていきます。また、劣化、老朽化が進む道路や橋梁の維持管理に努めます。さらに、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に取り組みます。

野田市には、みどり豊かな公園や歴史的な資源も多く、それらを活かした魅力的な街並みや景観形成に取り組み、美しく暮らしやすいまちづくりを進めます。また、公園や緑地等のみどりを保全するとともに魅力向上に取り組み、豊かな都市空間の形成を図ります。

市内の交通に関しては、東京へ直結する鉄道がなく、また、市内を通る唯一の鉄道である東武野田線が単線であることから、通勤、通学等における利便性の向上が課題となっています。そのため、東京直結鉄道（地下鉄8号線）の整備、東武野田線の複線化の推進に引き続き取り組みます。また、誰もが気軽に利用できる市内の移動手段を確保していくために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し等により、公共交通の充実を図ります。



防災訓練



まめバス

^{※1} 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが重要です。そのため、市民、NPO等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、市民が地域の主体となり自主的・自発的に取り組むまちづくりを推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。そのため、日頃からのコミュニケーションの活性化を図るとともに、地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支え合う地域づくりを進めていきます。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、地域コミュニティの衰退が懸念されていることから、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等に取り組めます。そして、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。また、各地区における自治会を核とした地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域課題の解決に向けて計画的に取り組む、安全で安心な地域づくりが図られることから、より一層支援していきます。

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的な参画がなされるよう、市民に役立つ情報や市の施策及び事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信するとともに、情報交流・情報の共有化を図ります。また、個人情報の適切な取扱いや保護に取り組めます。

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人など、さらに、近年においてはインターネットなどによる人権侵害等の様々な人権問題が存在していることから、市民一人一人の人権が尊重される社会の実現に向けた取組を推進します。また、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。



地区別懇談会



市報、ホームページ

基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市

商店街は、高齢者の買物の場の確保や地域コミュニティの核としての機能も求められることから、新たな魅力を創出することで商店街の活性化を図ります。また、野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進させて、起業支援や新たな事業の創出へつなげます。

農業においては、後継者の育成や耕作放棄地の解消が大きな課題となっていることから、持続可能な農業の推進に向けて、農地の集約化等による収益性の向上や若手の新規就農者の育成、民間企業等の参入等を進めます。

野田市には、多くの歴史、文化的資源が存在しており、豊かな自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組も進めています。このような多様な資源を市民、市民団体、企業等と連携を図り、まつり、イベント等の開催を通じてにぎわいを創出し、観光資源として磨き上げ、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高めていくことで、野田市独自の観光振興を図ります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させていくことが重要です。そのため、教育や福祉の充実、雇用創出等、更には、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により、魅力ある生活環境を整え、子育て世代や若年層の定住促進を図ります。また、地域の歴史、文化資源や産業、観光資源、魅力ある商業や特産品、豊かな自然環境等の地域資源を活かした野田市らしい魅力の創出を図ります。そして、生涯学習を推進するため、指導者の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力づくりに取り組みます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりを推進します。



産業祭



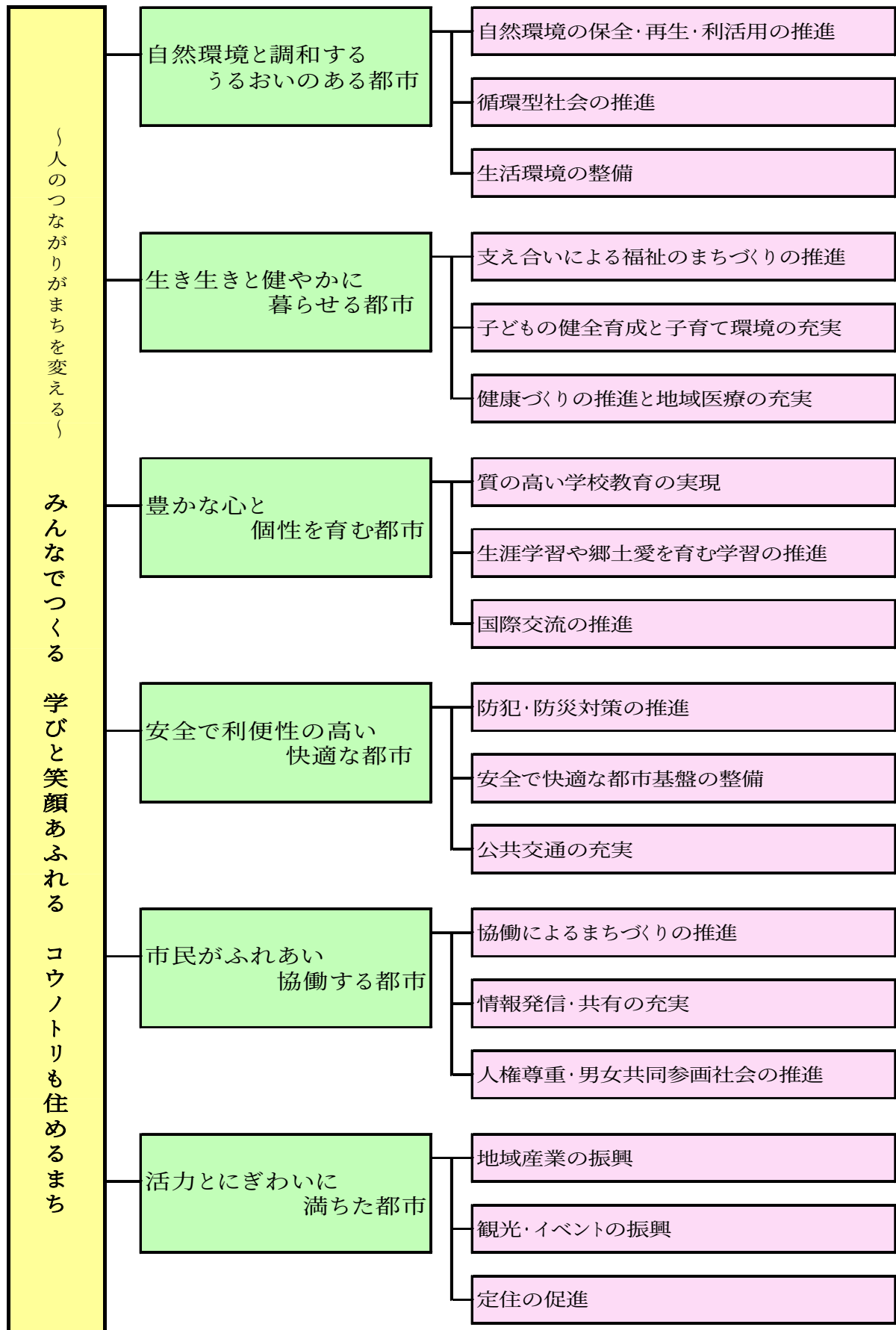
野田夏まつり躍り七夕

体系図

【将来都市像】

【基本目標】

【基本方針】



第4章 構想の実現に向けて

構想の実現に向けて、以下の4つの考え方を基本に市政、行政運営を進めます。

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民の意見やニーズを的確に市政に反映するためには、市民と行政が対等な立場で役割や責任などを分担し、連携、協力して共通する取組や事業を推進することが必要です。そのため、市民参加の機会を充実し、市民が主体的にまちづくりに参画することができるような、協働の仕組みづくりを推進します。

(2) 心のバリアフリーによる支え合いのまちづくりの推進

市民が互いに認め合い、支え合う「心のバリアフリー」が浸透した野田市の実現に向けて、市民に対する意識啓発を推進するとともに、高齢者や障がい者、子育て世帯等、特に地域社会とのつながりや支援が必要な市民を見守り支援していくことができる支え合いのまちづくりを進めます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

野田市は、まちの中心的な役割を持つ地域、広大な農地や自然環境を有する地域、歴史的遺産等の文化的な潤いのある地域等、様々な特性を持つ地域が集まって形成されています。また、それぞれの地域には、様々な世代や価値観を持つ市民が暮らしています。

このような地域特性を活かし、より市民の視点に立った施策や事業に取り組みます。

(4) 持続可能な行財政運営

地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。歳入の根幹をなす市税等について常に効果的な徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化を図ります。

また、ファシリティマネジメント^{※1}の考え方にに基づき、公有財産の有効活用などに努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、限りある財源を真に必要な事業に充て、計画的な行財政運営を行います。

加えて、組織の活性化や人材の育成を図り、持続可能な行財政運営を進めます。

^{※1} ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。

基本計画

- 第1章 計画の前提条件
- 第2章 施策の展開方向
- 第3章 重点プロジェクト
- 第4章 計画の実現に向けて

第1章 計画の前提条件

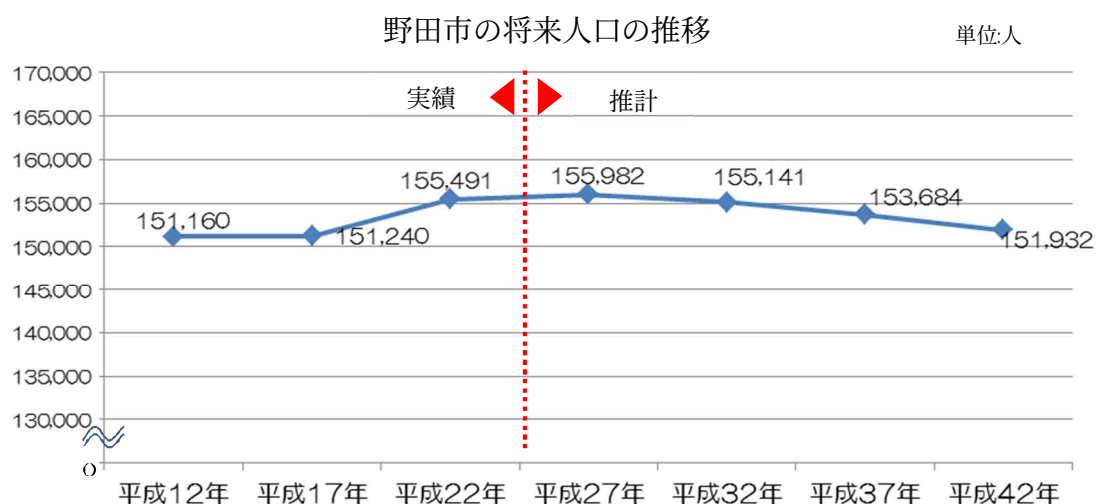
1 将来人口

1) 総人口

平成42年（2030年）における人口は、約15万2千人と想定しました。

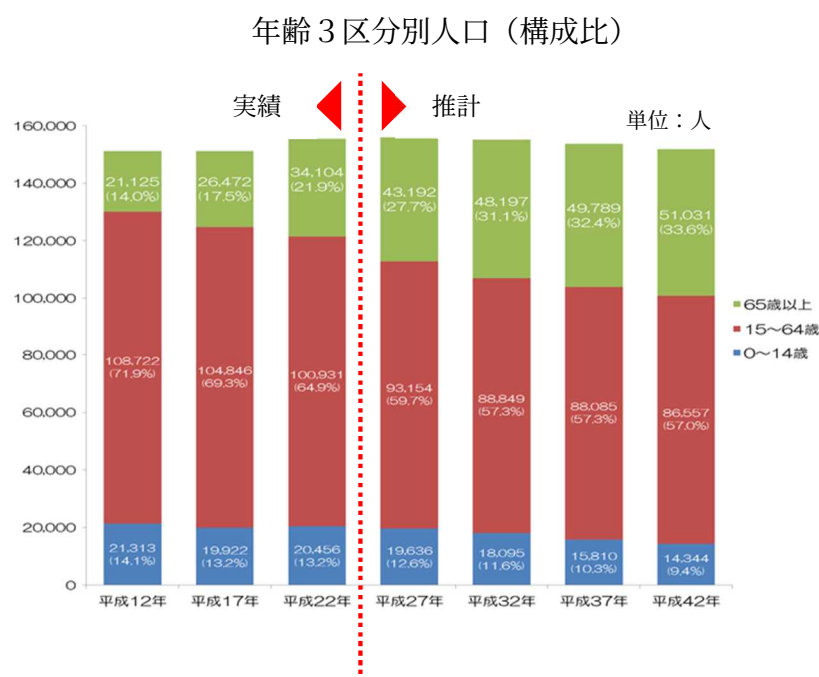
平成12、17、22年の国勢調査を基に野田市の人口推移や、土地区画整理事業による影響を踏まえて、平成42年までの人口推計を行いました。

総人口のピークは平成27年の155,982人であり、その後は人口減少に転じ、平成42年には151,932人まで減少すると見込みました。



2) 年齢別構成

総人口がピークとなる平成27年の高齢化率は、平成22年と比較して5.8ポイント増加することが見込まれます。計画期間の最終年となる平成42年の高齢化率は、平成22年と比較して11.7ポイント増加すると見込みました。



2 財政の見通し

1) 歳入の見通しについて

表 一般会計歳入の財政見通し（平成28年度～平成42年度）

(単位:百万円)

歳入	平成25年度 (当初予算)		平成28年度		平成34年度		平成42年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
市税	21,733	47.93%	21,824	46.51%	21,488	46.04%	20,947	45.38%
譲与税・交付金等	2,222	4.90%	3,608	7.69%	3,608	7.73%	3,608	7.82%
地方交付税	4,770	10.52%	3,852	8.21%	3,113	6.67%	3,113	6.74%
国・県支出金	8,086	17.83%	8,462	18.04%	8,512	18.24%	8,626	18.69%
使用料・手数料等	1,623	3.58%	1,684	3.59%	1,830	3.92%	2,086	4.52%
繰入金	817	1.80%	634	1.35%	1,087	2.33%	1,446	3.13%
繰越金	850	1.88%	1,200	2.56%	1,200	2.57%	1,200	2.60%
市債	4,081	9.00%	4,524	9.64%	4,702	10.08%	4,002	8.67%
その他	1,162	2.56%	1,131	2.41%	1,131	2.42%	1,131	2.45%
合計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

<一般会計（歳入）の用語説明>

- 市税／市民の皆さんから納めていただく市の税金です。
- 譲与税・交付金等／国や県の税金のうち、法令で定められた分が市に交付されるものです。
- 地方交付税／普通交付税と特別交付税があります。普通交付税は、国が算定した標準的な支出が収入を上回る地方公共団体に交付されます。特別交付税は、普通交付税における標準的な基準では捉えきれない特別な事情のある地方公共団体に交付されます。
- 国・県支出金／特定の事業など、国・県から用途を指定されて交付されるものです。
- 使用料・手数料等／市営住宅や体育館など行政財産及び公の施設を利用する特定の方から徴収するもの（使用料）、住民票や納税証明など特定の方への役務の提供に要する経費として徴収するもの（手数料）です。
- 繰入金／他会計及び基金から資金を受け入れるものです。
- 繰越金／前年度から繰り越したものです。
- 市債／市が都市基盤整備事業等を実施するための借入金です。

歳入の根幹となる市税収入については、少子高齢化の進展による生産年齢人口の減少に伴い減少していく見込みです。譲与税・交付金等における地方消費税交付金は、税率引上げによる増収が見込めるものの、普通交付税の合併算定替^{※1}の終了に伴い地方交付税は大きく減少するものと見込みました。

^{※1} 合併算定替…合併した市町村に対する財政上の優遇措置の一つで、合併した年度及びその後10年間は、合併しなかったと仮定して算定した個々の普通交付税額の合算額が交付される（合併算定替）。その後5年間で段階的に割り落とされ、1団体としての算定額となる（一本算定）。

2) 歳出の見通しについて

表 一般会計歳出の財政見通し（平成28年度～平成42年度）

(単位:百万円)

歳出	平成25年度 (当初予算)		平成28年度		平成34年度		平成42年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	8,574	18.91%	8,504	18.12%	8,055	17.26%	8,055	17.45%
扶助費	9,968	21.98%	10,615	22.62%	10,873	23.30%	11,066	23.97%
公債費	5,226	11.53%	5,239	11.17%	5,152	11.04%	4,732	10.25%
義務的経費計	23,768	52.42%	24,358	51.91%	24,080	51.60%	23,853	51.67%
投資的経費	3,615	7.97%	4,174	8.90%	3,885	8.32%	3,072	6.66%
物件費	9,802	21.62%	10,269	21.89%	10,269	22.00%	10,269	22.25%
補助費等	2,354	5.19%	2,354	5.02%	2,354	5.04%	2,354	5.10%
繰出金	4,261	9.40%	4,033	8.59%	4,352	9.33%	4,880	10.57%
その他	1,544	3.40%	1,731	3.69%	1,731	3.71%	1,731	3.75%
合計	45,344	100.00%	46,919	100.00%	46,671	100.00%	46,159	100.00%

<一般会計（歳出）の用語説明>

- 人件費／市長や市議会議員、市役所で働いている職員に支払う給料、手当、共済費などです。
- 扶助費／子どものいる方、障がいを持った方、高齢者などの生活を支援する費用です。
- 公債費／借入金（市債）の返済のための費用です。
- 投資的経費／道路や学校などの施設建設や災害復旧等に支出する費用です。
- 物件費／市の業務を民間業者に委託する費用、業務で使用する機器のリース費用などです。
- 補助費等／国や県へ負担する費用や、各種団体への補助金を支出する費用です。
- 繰出金／特別会計に対して一般会計から支出する費用です。

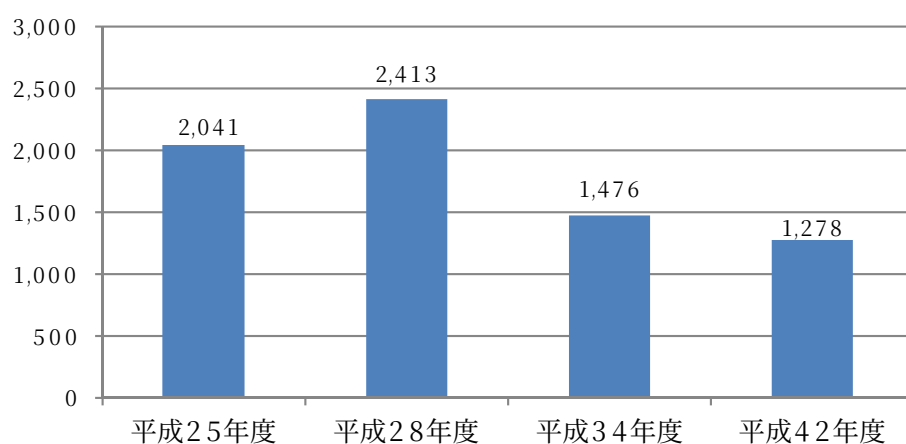
人件費については、減少傾向にあります。

また、扶助費については、少子化により児童手当は減少するものの、全体では増加していくものと見込みました。

3) 財政調整基金の見通しについて

各年度末財政調整基金残高見込み

(単位:百万円)

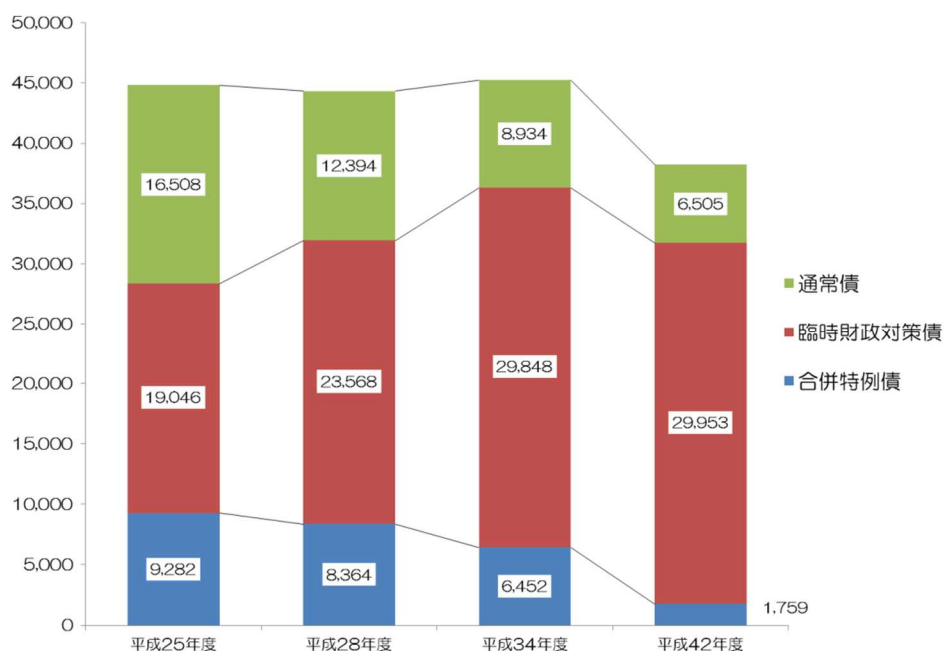


財政調整基金については、平成 22 年度以降積立てにより現在高を増やしてきましたが、市税収入及び地方交付税の減少に伴い、平成 28 年度をピークに一般会計繰入金（取崩し）が増加するため減少していくものと見込みました。

4) 市債残高の見通しについて

各年度末市債残高の推移（一般会計）

(単位:百万円)



市債残高については、合併特例債の発行期限である平成 35 年度をピークに減少していくものと見込みました。

構成比では、普通交付税の一部を振り替える臨時財政対策債の残高の割合が引き続き高い水準で推移するものと見込みました。

3 都市構造・土地利用の方向

都市構造及び土地利用の現状を踏まえて、野田市では、今後以下の方向に基づき、骨格となる交通ネットワークの形成を推進するとともに、自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全並びに4つの核の形成を推進します。

1) 都市構造を支える交通ネットワークの形成

(1) 骨格となる幹線道路網の形成

◆都市間道路ネットワークの形成

- ・広域幹線道路としての位置付けを持つ、国道16号の混雑緩和のため、周辺の自然環境などにも配慮しつつ、千葉柏道路の早期整備を推進します。
- ・埼玉県や茨城県へ通じる東西方向の幹線道路の渋滞解消に向けて、野田橋及び芽吹大橋の4車線化を含めた幹線道路の改良整備を促進するとともに、東武野田線の清水公園駅から平成やよい通り間の踏み切りを除去する連続立体交差事業の早期実現を推進します。
- ・関宿地域については、首都圏中央連絡自動車道五霞インターチェンジの開通に合わせて、主要地方道境杉戸線バイパス（西側ルート）の整備を促進するとともに、隣接する他県と連絡する道路整備についても促進します。

◆外郭環状構造の確立

- ・野田地域の市街地を囲むように形成される外郭環状道路網^{※1}の早期整備を図ります。これにより、市街地への通過交通の流入を抑制し、渋滞解消と円滑な交通誘導を図ります。

(2) 公共交通の充実

◆東京直結鉄道の整備促進

- ・市民の通勤、通学等の日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、関係機関と連携して、東埼玉道路との一体整備や事業主体、建設費、財政負担などについて検討を行いながら鉄道事業計画の策定などを進めます。
- ・東京直結鉄道の整備促進と併せて、道路網の整備及び駅前広場等の整備を推進するほか、野田市駅周辺等の市街地整備を促進します。

◆東武野田線の複線化の促進

- ・市民の通勤、通学など日常生活の利便性の向上を図るため、東武野田線の複線化について、関係機関に対する要請等に努め、鉄道高架事業を契機として、その整備を促進します。

◆バス路線の維持・整備・充実

- ・民間バス路線については、現況バス路線を基本としながら、市民の日常生活の利便性の向上や渋滞緩和のため、関係機関に路線の維持及び整備を要請していきます。
- ・コミュニティバス（まめバス）については、市民にとって利用しやすいバス交通の在り方などについて検討を行い、利便性の向上を図り、更なる利用促進に努めます。

^{※1} 外郭環状道路網…都市計画道路山崎吉春線、今上木野崎線及び市道船形吉春線、主要地方道松戸野田線（一部の区間）、我孫子関宿線（一部の区間）で構成する環状道路で、野田地域の市街地内への通過交通を排除し、市街地の混雑解消や地区間移動の円滑化を図る道路。→P31「将来都市構造・土地利用イメージ図」参照

2) 自然と調和のとれた市街地の形成及び緑地等の保全

(1)市街地ゾーンの設定

◆市街地ゾーン（居住系）の整備

- ・高齢者や障がい者を含めて誰もが便利で暮らしやすい野田市の実現に向けて、平地林などの自然環境を活かしつつ、上質な居住環境を備えた計画的な市街地整備を推進します。
- ・良好な住環境の形成に向けた、学校、公園等の公共施設の整備については、ファシリティマネジメントの考え方にに基づき、既存施設の有効利用を促進します。
- ・既成市街地については、幹線道路、生活道路、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、住工混在地区、住宅密集地区などにおける市街地の再編に努めます。

◆市街地ゾーン（産業系）の整備

- ・工業を始めとする産業機能の集積に向けて、工業団地などにおける生産環境の整備に努めます。
- ・地域経済の振興に向けて、中里地区、船形地区、南部地区、西高野地区、桐ヶ作地区及び古布内地区の各地区については、今後も工業地として配置し、住工混在による問題の解消や職住近接の実現を図るとともに、今後成長が見込まれる産業の誘致を推進します。

(2)緑地・レクリエーションゾーンの設定

◆緑地の維持・保全

- ・利根川、江戸川、利根運河の河川用地や、中央の杜、市民の森などの貴重な自然環境要素を身近なみどりとして捉え、緑地の維持及び保全に努めます。また、里山等の山林についても、地権者の協力を得つつ、市民参加による保全及び活用を促進します。
- ・安全・安心の地域再生、自然再生の取組として、江川地区のビオトープ（生物生息空間）や環境にやさしい農業への取組について、後世に引き継がれるよう、引き続き推進します。

◆公園の整備

- ・みどりの拠点としての役割を果たしている野田市総合公園、野田市スポーツ公園及び野田市関宿総合公園を始めとした公園及びその周辺の自然環境の保全を図るとともに、施設の整備及び充実を推進します。

◆河川沿いの親水空間の整備・利活用

- ・市の周囲を流れる利根川、江戸川、利根運河及び座生川など、河川の親水空間としての整備を推進します。

(3)農業振興ゾーンの設定

- ・市街化調整区域を中心にまとまって存在している優良農地を、農業振興ゾーンとして設定します。
- ・農業環境の保全を図ることはもとより、市民の憩いの場の提供のため、農地や緑地などの多様な自然資源を活かしたみどり豊かな空間形成を図ります。また、関宿地域においては、河川沿いに広がる優良な一団の農地の保全を図ります。

3) 4つの核の形成

(1)中心サービス核の形成

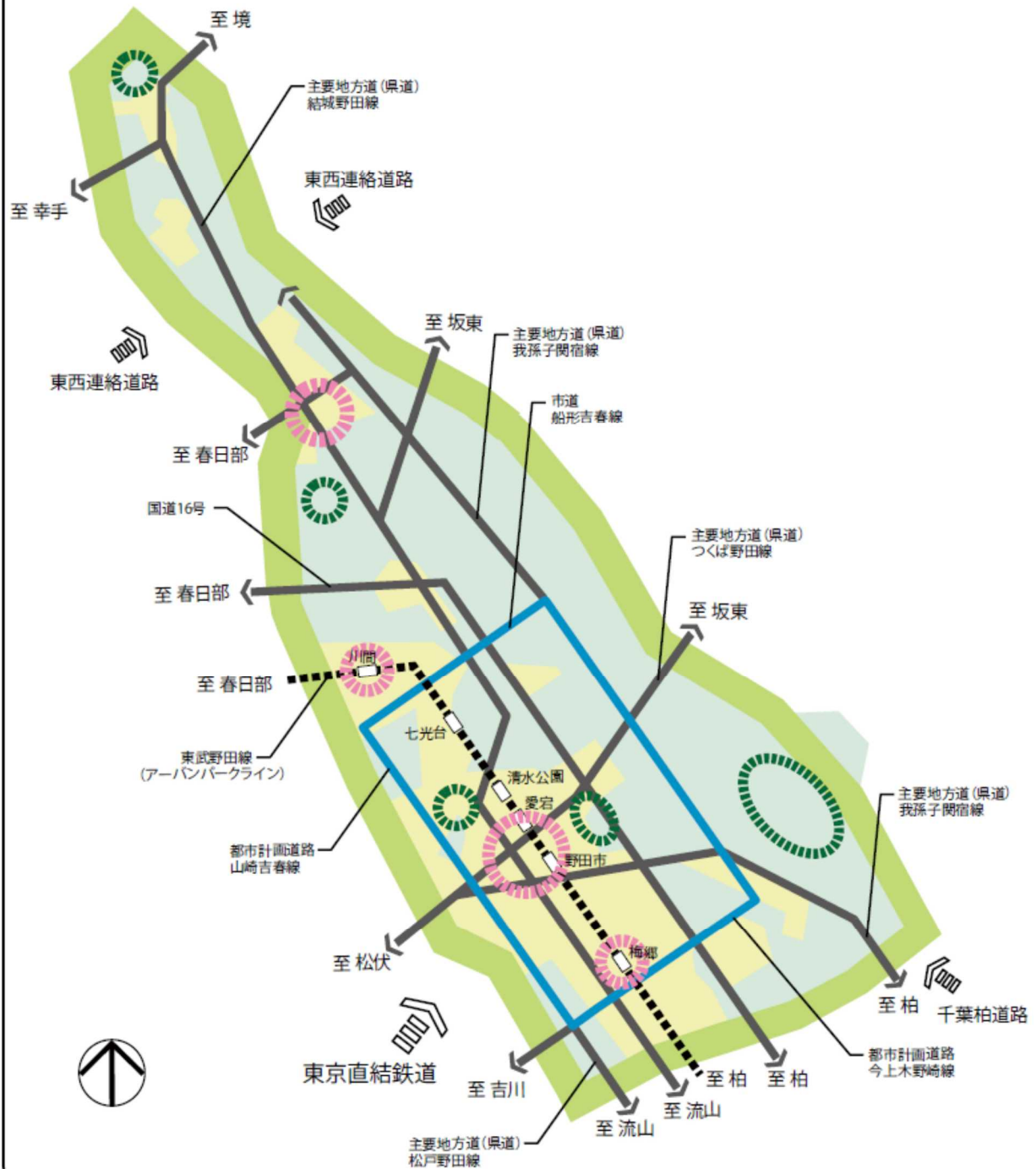
- ・東京直結鉄道の整備や連続立体交差事業と併せて、野田市駅・愛宕駅周辺において、中心サービス核を形成します。
- ・中心サービス核は、広域的な野田市の顔となる地域であり、全市及び広域を対象とする商業機能や各種のサービス機能が集積し、にぎわいのある地域の形成を目指します。
- ・中心サービス核の形成に当たっては、面的な市街地整備を行うとともに、既存の商業集積などの地域の資質と併せて、新たな交通基盤整備のインパクトをできるだけ活用し、高次都市機能の集積を推進します。また、歴史的・文化資源を有効活用し、来訪者の街中への誘導を図る等、歩行者空間として、歩いて楽しいにぎわいの空間整備を推進します。さらに、野田市の顔にふさわしい特色があり魅力的な景観づくりを推進します。

(2)地域サービス核の形成

- ・地域サービス核は、中心サービス核を補完する都市機能が集積する地域として梅郷駅周辺、川間駅周辺、関宿中央ターミナル・関宿支所周辺において形成します。
- ・地域サービス核の形成に当たっては、駅及びバスターミナルを中心とする市街地整備を行うとともに、住民のニーズや利便性を考慮した商業集積を図るなど、できるだけ多様な都市機能集積を誘導します。

◎野田市駅・愛宕駅周辺地域	中心サービス核
◎梅郷駅周辺地域	地域サービス核
◎川間駅周辺地域	地域サービス核
◎関宿中央ターミナル・関宿支所周辺地域	地域サービス核

将来都市構造・土地利用イメージ図



凡 例

- | | | |
|----------------|--------|---------------|
| 市街地ゾーン | 幹線道路 | サービス核 |
| 農業振興ゾーン | 外郭環状道路 | 緑地・レクリエーション拠点 |
| 緑地・レクリエーションゾーン | 鉄道 | |

第2章 施策の展開方向

基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針1 自然環境の保全・再生・利活用の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
1	自然環境の保全	◎環境保全の推進
2	生物多様性の実現	
3	自然と調和した農業の推進	◎自然と調和した農業の推進
4	耕作放棄地等の有効利用の推進	

2) 基本方針

野田市は、利根川、江戸川、利根運河に囲まれた水辺環境に恵まれた土地であり、大規模な農地や雑木林が広がる豊かな自然環境を有しています。これまでも、江川地区においてコウノトリをシンボルとした自然、生物多様性^{※1}の保全、再生に取り組んできました。今後も、みどり豊かな自然環境を守り育み、生物多様性の保全、再生、利活用を一層推進します。

農業に関しては、有機堆肥の利用促進や減農薬、減化学肥料による農産物の生産を進め、環境保全型農業を推進するとともに、野田市産の農産物のブランド価値を高め、野田市独自の農業の展開を図ります。また、耕作放棄地が増加している現状を鑑み、農業体験等を通じた交流拠点づくりや観光資源としての活用等、農地の維持活動を推進します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■自然環境の保全 ・再生・利活用の推進	◎環境保全の推進	・生物多様性の保全 ・みどりの基本計画の策定 ・江川地区自然環境の保護 ・中央の杜の保全 ・市民の森の保全 ・ふるさと花づくり運動 ・グリーントラストバンク ・三ツ堀里山自然園の管理運営 ・環境保全型農業の推進 ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理 ・水質保全対策の推進
	◎自然と調和した農業の推進	・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・環境保全型農業の推進 ・市民農園設置の推進 ・遊休農地の集約の推進

※1生物多様性…多くの生き物がお互いに関わり合いながら、様々な環境に合わせて、生存していること。

4) 施策の内容

◎環境保全の推進

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であり、今後のまちづくりに当たってもその保全に努めることが重要です。川や池沼等を含めた豊かな自然環境を保全し、活かすことにより、潤いや安らぎ等の精神的な豊かさを実感できる個性的な魅力づくりを行い、次世代に引き継ぐまちづくりを推進します。

そのため、生物多様性の戦略の下、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進めるとともに、自然再生のシンボルとして、かつて国内各地で見られ、里山の田んぼの食物連鎖の頂点に位置していたコウノトリの保護増殖、更に野生復帰を目指します。コウノトリも棲める環境は、餌となる多くの生き物を育むとともに、人間にとっても安全、安心に暮らせる環境といえます。野生復帰の推進により、これまでの自然再生、生物多様性の取組を更に広げ、地域経済の活性化を踏まえた自然と共生する地域づくりを進めます。

また、みどりの基本計画を策定するとともに、野田市におけるみどりのシンボルとして位置付けられている中央の杜を保全し、減少する貴重なみどりに対して、みどりの活用と保全を図るため、市民の森、三ツ堀里山自然園、江川地区の周辺斜面林等の保全を推進します。

さらに、市民参加によるふるさと花づくり運動やみどりのふるさとづくり実行委員会の活動を中心としたグリーントラストバンク^{※1}を推進し、市民と行政が連携して緑化活動等の促進・普及を始めとする自然環境保全のための取組を積極的に進めます。加えて、貴重な自然資源である池沼等の保全を図るため、自然保護団体への支援を行います。

農薬や化学肥料の使用等による環境負荷の軽減を目指した環境保全型農業の実現に向け、畑及び水田での有機堆肥の利用を促進し、併せて玄米黒酢農法^{※2}を始めとした減農薬及び減化学肥料による農産物の生産を進めます。さらに、農業用水の水質改善を図るとともに、地域における農地の維持活動を積極的に推進します。

【主な事業】

- ・生物多様性の保全
- ・みどりの基本計画の策定
- ・江川地区自然環境の保護
- ・中央の杜の保全
- ・市民の森の保全
- ・ふるさと花づくり運動
- ・グリーントラストバンク
- ・三ツ堀里山自然園の管理運営
- ・環境保全型農業の推進
- ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- ・水質保全対策の推進

^{※1} グリーントラストバンク…みどりの減少を防ぐため、市民が協働でみどりのふるさとづくりのための活動を行い、みどりを保全すること。

^{※2} 玄米黒酢農法…酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

【市民等に期待される役割】

- ・みどりのふるさとづくり実行委員会や身近な緑化等自然環境保全のための活動への積極的な参加

◎自然と調和した農業の推進

玄米黒酢農法による米づくりを始めとした減農薬及び減化学肥料の取組を市内全域で推進し、コウノトリを頂点とする生物多様性の取組に資するとともに、安全、安心な農産物としてのブランド化を図ります。

また、農地中間管理機構^{※1}を活用して農地の集約と担い手への集積を進め、遊休農地の解消を図ります。

【主な事業】

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

【市民等に期待される役割】

- ・野田市固有のブランド構築への理解と協力
- ・市民農園や体験プログラム等への積極的な参加

5) 指標・目標値

◎環境保全の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
地区指定率	野田市貴重な野生動植物の保護のための樹林地の保全に関する条例に基づき、江川地区の地区指定対象面積約 163,000 m ² の地区指定率の向上を図ります。	43%	52%	60%
「みどりのふるさとづくり実行委員会」による苗木配布・拠点植樹数（累計）	市の人口が 12 万人に達したことを契機に、1 人 1 本の植樹を行うことを目標に、苗木配布や拠点植樹を行ってきましたが、更にみどりの増加を図ります。	153,500 本	167,000 本	179,000 本

◎自然と調和した農業の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
玄米黒酢農法による水稻の作付面積割合	玄米黒酢農法による減農薬への取組を推進するため、作付面積割合を指標とします。	50%	77%	100%

^{※1} 農地中間管理機構…担い手への農地集積・集約化を図るため、農地所有者と農業経営者の間に立ち農地の中間的な受皿となる組織で、各都道府県に 1 つ指定され、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める。

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針 2 循環型社会の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
5	意識啓発や市民参画による不法投棄対策の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進
6	環境美化・マナー意識の向上	
7	ごみの出し方・回収方法等の改善	◎ごみの減量・リサイクルの推進
8	新清掃工場の整備・充実	
9	再生可能エネルギーの活用による地域活性化	◎再生可能エネルギーの利活用

2) 基本方針

野田市は、これまで廃棄物の減量化、リサイクル化及び不法投棄対策について取り組んできており、清潔で快適な都市環境の実現に向けて、引き続き、廃棄物等の適切な処理を進めます。効果的な情報提供、意識啓発や地域清掃の促進、分別収集の徹底等、3R^{※1}（リデュース、リユース、リサイクル）を市民や事業者と協働^{※2}、連携して推進し、更なる循環型社会の実現を図ります。

また、東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所の事故は、日本のエネルギー政策に大きな影響を及ぼしており、太陽光等の再生可能エネルギー^{※3}に対する関心が高まっています。このような機会を捉えて、再生可能エネルギーの利活用に引き続き取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■循環型社会の推進	◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進	・環境美化意識の啓発 ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進 ・不法投棄パトロールの強化
	◎ごみの減量・リサイクルの推進	・ごみの減量・分別排出の推進 ・資源回収・リサイクル化の促進 ・一般廃棄物処理基本計画の推進 ・一般廃棄物最終処分場の確保 ・新清掃工場の整備
	◎再生可能エネルギーの利活用	・再生可能エネルギーの利活用の検討 ・住宅用省エネルギー設備補助事業

※1 3R…リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の頭文字を表したもの。優先順位として、まず「ごみ」の発生抑制（リデュース：Reduce）を図り、続いて「ごみ」にせず再利用する（リユース：Reuse）、さらに、どうしても「ごみ」として排出するものについては、分別排出により再資源化する（リサイクル：Recycle）となる。

※2 協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

※3 再生可能エネルギー…エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律において、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが設定されている。

4) 施策の内容

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

清潔で快適な生活環境を確保するため、市内の道路、河川等に不法投棄されたごみや空き缶等の清掃について、市民等の協力を得ながら実施しているゴミゼロ運動や江戸川クリーン大作戦、地域において自治会等が実施する環境美化運動の拡充を検討します。また、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例に基づき、各種施策を推進します。

不法投棄対策については、実施中の施策を見直すとともに、新規施策を検討の上、導入します。

【主な事業】

- ・環境美化意識の啓発
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進
- ・不法投棄パトロールの強化

【市民等に期待される役割】

- ・環境美化意識の高揚
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動への積極的な参加

◎ごみの減量・リサイクルの推進

循環型社会を目指し、廃棄物減量等推進員を中心としたごみの減量活動や市民の理解と協力により、ごみの減量・分別排出・資源回収を推進し、確実にごみ量が削減されていましたが、平成 24 年度については1人1日当たりの排出量が増加に転じてしまいました。野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）では、新清掃工場の建設を見据えて、建設地の地元負担軽減のため、ごみの減量化施策によって、施設規模の縮小を進めることを定めています。具体的な減量目標値として、目標年度である平成 33 年度には基準年度である平成 22 年度に対して1人1日当たりの排出量の 30%削減を掲げています。

目標達成に向けて、ごみ減量施策について廃棄物減量等推進審議会に諮りながら、市民・事業者・行政が一体となって施策を実施する必要があります。特にごみ量増加の一因である事業系ごみの排出抑制に向けて、引き続き、事業者に対して指導強化を行い、ごみの減量化を図ります。また、廃棄物の安定的な処理を図るためには、自区内処理を完結することが必要であることから、今後も一般廃棄物最終処分場の確保に努めます。

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止等の環境対策を徹底するとともに、市民に対し健康な生活を支える重要な基盤施設であることの理解を得ることに努めます。

【主な事業】

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

【市民等に期待される役割】

- ・ 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進
- ・ 家庭や事業者から排出されるごみの減量、分別等の徹底

◎再生可能エネルギーの利活用

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を契機に、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入等による「災害に強く、低炭素な地域づくり」が国を挙げての課題となっています。野田市では、公共施設における省エネルギー化に取り組むとともに、再生可能エネルギーの推進を検討します。

また、温室効果ガス^{※1}の排出による温暖化問題は、地球的規模で影響する環境問題として、国や地方自治体、事業者、国民等が一体となって温室効果ガスの削減に取り組んでいます。その取組の一環として、二酸化炭素の排出量の削減を進めるため、環境に配慮したエネルギー源の利用促進に取り組んでおり、住宅用太陽光発電システムを始めとする、再生可能エネルギー等を利用した住宅用省エネルギー設備の普及拡大に向けて、住宅用省エネルギー設備設置補助金を交付しています。

しかし、本制度は、国・県の補助事業の継続等について先行きが不明瞭であり、また、設備の技術的進歩や普及拡大により、設備の設置単価が低廉化していることから、当面は補助制度を継続し、国や県の動向を見極め、本制度や支援の在り方を検討します。

【主な事業】

- ・ 再生可能エネルギーの利活用の検討
- ・ 住宅用省エネルギー設備補助事業

【市民等に期待される役割】

- ・ 再生可能エネルギーに対する理解の促進
- ・ 再生可能エネルギー活用の推進

5) 指標・目標値

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
環境美化区域の 指定数（累計）	指定区域を増やすことにより、地域が一丸になり、ポイ捨ての防止・ごみの収集等を実施することにより、快適な生活環境を保ちます。	8 か所	20 か所	28 か所
不法投棄ごみの 処理量	様々な施策を実施して、不法投棄ごみの収集（持込）量を減らすことを指標とします。	133.4 t	70 t	50 t

^{※1} 温室効果ガス…二酸化炭素、メタン、フロンガスなどの赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。この気体が大気中に存在すると、地表面からの赤外線をいったん吸収し、熱として地表面に放射する。日射に加えて、こうした加熱があるため、地表付近はより高い温度となり、温室効果がもたらされる。

◎ごみの減量・リサイクルの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
1 人 1 日 当 たり の ご み 排 出 量	循環型社会を構築して、環境 への負荷ができる限り低減さ れる社会への更なる推進を図 るためには、ごみの発生量を 減らすことが重要であるため 、人口変動に影響を受けない 1 人 1 日 当 たり の ご み 排 出 量 を指標とします。	649 g	447 g	通減

◎再生可能エネルギーの利活用

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
屋根貸し事業実 施件数（累計）	屋根貸し事業については、か 所数及び棟数を目標値としま す。	0 か所 0 棟	18 か所 37 棟	同左 同左

基本目標 1 自然環境と調和するうるおいのある都市

●基本方針 3 生活環境の整備

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
10	環境汚染等への適切な対応	◎環境汚染・公害等への対応
11	ごみ焼却等による煙害の防止	
12	騒音・振動等への対応	
13	上水道の整備促進による快適で安全な暮らしの確保	◎上下水道の整備促進
14	公共下水道の整備促進	
15	浸水被害の起きない快適な住環境が確保されるまちづくり	
16	水の浄化と浄化槽の適正管理の推進	◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

2) 基本方針

野田市では、都市化の進展や交通量の増大等により、騒音や振動、水質汚濁、VOC※¹等による大気汚染といった問題が顕在化しており、このような公害等の抑制に引き続き取り組みます。また、安全で安定した生活用水の供給や河川、水路等の水質の保全をするため、上下水道の整備を進めます。

気候変動等による集中豪雨の多発、都市化の進展による雨水流出量の増大等による内水氾濫の被害リスクが高まっていることから、浸水被害軽減に向けた総合的な浸水対策を進めます。

下水道計画区域外の地域では、浄化槽の適正管理により生活排水処理を進め、公共用水域※²の水質保全に取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■生活環境の整備	◎環境汚染・公害等への対応	・大気環境の保全 ・騒音・振動・悪臭の防止 ・環境基本計画の推進 ・放射性物質除染業務

※¹VOC…揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナー等に含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチル等が代表的な物質。

※²公共用水域…水質汚濁防止法によって定められる、沿岸海域・湖沼・河川等の水域と水路のこと。主に利根川や江戸川の河川と、これにつながる側溝やかんがい用水路のことをいう。

基本方針	施 策	主な事業
	◎上下水道の整備 促進	・ 浄・配水施設整備の推進 ・ 広報・PRの実施 ・ 公共下水道の整備 ・ 利根運河の水質保全 ・ くり堀川の整備 ・ 三ヶ尾川（仮称）の整備 ・ 阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備 ・ 柏寺落とし堀水路の整備 ・ 排水路の整備・管理 ・ 地域排水の整備
	◎水質の浄化・浄 化槽の適正管理	・ 水質環境の保全 ・ 地質環境の保全 ・ 合併処理浄化槽の設置促進

4) 施策の内容

◎環境汚染・公害等への対応

野田市環境基本条例に示された基本理念の実現に向けて、市民、事業者及び市が協働して環境を保全及び創造し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりを実現するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

大気環境の保全では、大気環境の測定、監視を定期的、計画的に実施し、大気汚染物質を排出する工場等に対し、監視、指導、啓発を行います。また、市内の産業廃棄物焼却処理施設に起因する大気汚染健康問題についても、公害等調整委員会の原因裁定を受けるため、原因物質を特定し、VOCモニターによる連続測定や専門業者による委託調査を行います。

騒音・振動・悪臭の防止では、騒音規制法、振動規制法及び野田市環境基本条例に基づき、事業者の監視・指導の強化のため、関係機関との連携の下、騒音や振動の調査、事業所への立入検査を実施し、騒音等の規制を継続します。

放射性物質の除染では、野田市放射性物質除染計画に基づき、平成25年5月に全ての公共施設及び戸建住宅等の敷地の除染が完了し、事後モニタリングを実施しています。なお、局所的に再び除染基準値を上回る可能性もあることから、事後モニタリングと併せて、市民への放射線量測定器の貸出しや自治会を対象とした放射線量の測定支援を継続し、市基準値以上の場合は、随時除染を実施します。

【主な事業】

- ・ 大気環境の保全
- ・ 騒音・振動・悪臭の防止
- ・ 環境基本計画の推進
- ・ 放射性物質除染業務

【市民等に期待される役割】

- ・ 環境に配慮したライフスタイルの構築
- ・ 市内の騒音・振動・悪臭等に関する監視

◎上下水道の整備促進

市民に安全な水を安定的に供給するため、浄・配水施設については、日常点検により適正な維持管理を継続するとともに、経年劣化による機能性低下を解消するため、計画的な更新事業を推進し、長寿命化を図ります。水道管が行き届かない未整備地区においては、市民から要望のある地域について優先的に整備を進め、待機期間の短縮に努めるとともに、普及率の向上を目指し、加入促進を図りながら計画的に整備を進めます。災害時等における迅速な情報提供を始めとし、日常における様々な情報提供として、水道事業の経営状況の明確化、水道水の安全性、水資源の重要性等を周知するため、あらゆる機会を活用し、広報・PRに努めます。

市民の良好な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進し、河川・水路等の水質の保全、浸水常襲箇所の解消に努めます。

公共用水域の水質保全や排水不良地区解消のため、下水道計画と並行して河川・排水路の整備等、重点的な排水対策を推進します。また、近年の異常気象に伴うゲリラ豪雨等の浸水被害を軽減するため、河川、水路での対策、流域での対策（調整池、雨水貯留浸透の推進）、低地地域保全対策（内水排除施設(側溝整備等)）、遊水機能保全対策（緑地の保全）、雨水利用の促進等、地域（流域）に応じた総合的な対策を行います。

【主な事業】

- ・ 浄・配水施設整備の推進
- ・ 広報・PRの実施
- ・ 公共下水道の整備
- ・ 利根運河の水質保全
- ・ くり堀川の整備
- ・ 三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・ 阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・ 柏寺落とし堀水路の整備
- ・ 排水路の整備・管理
- ・ 地域排水の整備

【市民等に期待される役割】

- ・ 老朽化する浄・配水施設の整備への理解と協力
- ・ 水資源の重要性、節水等への理解
- ・ 公共下水道の整備への理解と有効活用

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

水質・地質環境保全のため、規制基準を守るとはもとより、生活環境への影響を考えた保全活動を通して、水質・地質環境等を健全な状態に保持することにより、人の健康保護及び生活環境の保全を図ります。

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、野田市環境基本計画に基づき、調査・監視等の施策を展開します。

水質環境の保全では、野田市周辺の利根川、江戸川、利根運河における、人の健康の保護に関する基準と生活環境の保全に関する環境基準が定められており、市内の公共用水域についての水質汚濁状況を把握する必要があるため、排水路の水質調査を定

期的に行っています。しかし、いまだに河川の環境基準の超過が見られることから、更なる水質浄化を進めるため、公共下水道の整備等を進めるとともに、排水路の水質調査を継続的に実施します。また、公共下水道計画区域外の地域についても、し尿と生活排水を処理するため合併浄化槽の設置を促進し、浄化槽の適正維持管理の啓発を行います。

地質環境の保全では、工場、事業場の排水等に含まれる化学物質から引き起こされた地下水の環境基準の超過が確認されていることから、毎年、市内全域を2キロメートル四方に区分し、任意抽出した35か所の民間井戸を対象に有機塩素系化合物（トリクロロエチレン等）について調査・分析を実施しています。地下水汚染が確認された場合には、汚染検出井戸の周辺井戸を調査する追跡調査や汚染検出井戸等の継続的なモニタリングの調査と浄化対策等を実施しており、年々、環境基準を超過する井戸が減少しています。今後も地下水汚染調査を継続し、汚染発生源の究明や浄化対策等に取り組みます。

【主な事業】

- ・水質環境の保全
- ・地質環境の保全
- ・合併処理浄化槽の設置促進

【市民等に期待される役割】

- ・浄化槽の適正利用及び管理

5) 指標・目標値

◎環境汚染・公害等への対応

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
環境汚染・公害等の苦情及び指導件数	大気・騒音・振動・悪臭等公害及び環境汚染に係る対応状況について、市民等からの苦情及び指導件数を指標とします。	117件	67件	54件
温室効果ガス排出量	市の事務や事業を通して排出されるCO ₂ の量	21,464t	18,800t	通減

◎上下水道の整備促進

指標	指標の説明	基準値 (平成25年度)	目標値 (平成34年度)	目標値 (平成42年度)
上水道の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する上水道を利用している人口の比率で、上水道の普及状況を測る指標です。	96.2%	97.2%	98%
公共下水道（污水）の普及率	総人口（行政区域内人口）に対する公共下水道（污水）の使用可能人口の比率で、公共下水道（污水）の普及状況を測る指標です。	63.3%	70.7%	76.7%

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
公共下水道（雨水）の整備率	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備延長ベースで雨水幹線がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・南部 4 号幹線 ・南部 1 号幹線 ・阿部沼 1 号幹線 ・五駄沼幹線	14.6%	34.9%	57.7%
	浸水常襲箇所の解消に向けて、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・阿部沼調整池	0%	58.3%	100%
くり堀川整備率（河川）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで河川がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・くり堀川整備	72.3%	95.8%	100%
排水整備率（水路）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備延長ベースで水路がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・六丁四反水路整備 ・柏寺排水路整備 ・蕃昌宮前排水路整備	61.4%	100%	—
排水整備率（調整池）	公共用水域の排水不良地区解消のため、整備面積ベースで調整池がどの程度整備されたかの進捗度合いを測る指標です。 ・六丁四反調整池整備	2.7%	93.5%	100%

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
合併浄化槽設置数（累計）	対象区域において合併処理浄化槽設置者に補助金を交付します。	1,219 基	1,400 基	1,560 基

基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

●基本方針 1 支え合いによる福祉のまちづくりの推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
17	誰もが安心して暮らせる支え合いのまちづくり	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進
18	高齢者の社会参画・交流の促進	◎高齢者の生きがいをづくり
19	高齢者の福祉の推進	
20	高齢者の生活支援の充実	◎高齢者福祉サービスの充実
21	高齢者の介護の充実	◎介護保険事業の充実
22	心のバリアフリー、ノーマライゼーションのまちづくり	◎障がい者福祉の充実
23	誰もが安心して自立的に生活できる支援の充実	◎市民生活の安定と自立の促進

2) 基本方針

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化、地域コミュニティの希薄化等により、地域社会のつながりや相互扶助の機能低下、孤独死、虐待、ひきこもり等の社会問題が顕在化しています。一方で、従来からの民生委員・児童委員や社会福祉協議会等による支援が継続して行われており、近年ではNPOやボランティア団体等による支援活動が大きな役割を果たしています。誰もが安心して地域生活を送ることができるように、「心のバリアフリー」の意識の醸成を図るとともに、地域の支え合いによって安心できるまちづくりを進めます。

高齢化が急激に進む中、高齢者が地域で自立して暮らし続けるための福祉サービスや介護保険事業の充実、市民一人一人が自らの健康の維持増進に取り組むための支援が課題となっており、きめ細かな対応が求められています。加えて、元気な高齢者の社会参画や生きがいをづくり等を促進させ、社会保障費の増大を抑制していく視点も重要です。

障がい者の自立した日常生活と社会参加を促進させるために、公共空間等、情報面や物理面、制度面、心理面等様々な分野における障害（バリア）を取り除くとともに、誰もが使いやすい環境づくり（ユニバーサルデザイン※¹）を推進します。また、市民一人一人が障がいを自分自身の問題として捉え、お互いに支え合う意識の醸成と実践を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるように、社会的な保護が得られる環境の充実に努める必要があります。特に、社会的な変化が大きく、景気の先行きが不透明な状況においては、低所得による生活困窮者の福祉の充実と自立支援が重要な課題となっていることから、生活保護世帯への就労支援の一層の推進や、適正な給付を行います。

※¹ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■ 支え合いによる福祉のまちづくりの推進	◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進	・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進 ・地域福祉の推進 ・福祉のまちづくり運動の推進 ・福祉のまちづくり講座の開催 ・孤立死防止対策の推進 ・総合福祉会館の活用
	◎高齢者の生きがいづくり	・コミュニティ活動の推進 ・シルバー人材センターの充実 ・雇用促進奨励金の交付 ・市民の学習活動への環境整備
	◎高齢者福祉サービスの充実	・買物弱者対策 ・福祉サービスの適切な提供
	◎介護保険事業の充実	・市民への介護情報の提供強化 ・在宅サービスの適切な提供 ・介護サービスの適切な提供 ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ・地域包括支援センターの設置及び運営 ・在宅医療、介護連携の推進 ・認知症高齢者に係る施策の推進 ・介護保険制度の円滑な運営
	◎障がい者福祉の充実	・雇用促進奨励金の交付 ・障がい者職場実習奨励金の支給 ・若年者等トライアル雇用奨励金の支給 ・障がい者相談支援事業 ・自立生活の支援 ・施設整備・利用の促進 ・障がい者福祉意識の高揚 ・社会参加の促進 ・介護サービスの提供 ・各種補助・手当の支給 ・社会福祉法人への支援 ・障がい児支援の充実 ・自立への助長支援
	◎市民生活の安定と自立の促進	・生活困窮者の生活安定と自立の促進

4) 施策の内容

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

高齢化が急速に進展する中で、障がい者や高齢者を取り巻く環境は更に厳しい状況となることが予想されるため、市民一人一人が、それぞれの生き方を尊重し、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが住み慣れたまちで、地域と関わりながら、充実した生活を送ることができるよう配慮していくことが重要となります。

特に近年は、地域の結び付きが希薄化しており、地域で孤立することなく見守られ、地域とつながりを持ちながら暮らしていけること、また、ひとり暮らしの高齢者ばかりでなく、制度の隙間に取り残されている人を含め、何らかの課題を抱えている人々を発見し、地域社会の中に受け入れ、支援していくことが重要です。

そのため、福祉の分野にとどまることなく、様々な分野が関わる横断的な取組により、高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー型のやさしいまちづくりを推進します。

また、地域における福祉活動を充実するためには、NPO・ボランティア活動等を始めとした市民の幅広い協働^{※1}作業が重要であることから、啓発事業のみならず福祉のまちづくりを推進する人材育成を図り、あらゆる世代が福祉を取り巻く様々な問題を共通の課題として認識し、世代を超えた信頼関係の中で、それぞれの分野・立場に応じた役割を担い、相互に連携し、地域ぐるみの取組を行います。

さらに、社会福祉協議会の機能強化を図りつつ、総合的な福祉活動の拠点としての総合福祉会館の積極的な利用促進とともに、市民自らの取組も含めた多様な福祉活動の充実・強化を図ります。

【主な事業】

- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

【市民等に期待される役割】

- ・地域ぐるみ福祉ネットワーク等の地域福祉活動への理解と積極的な参加

◎高齢者の生きがいづくり

高齢化が急激に進む中、高齢者の生きがいづくりの推進は、社会参加を通して閉じ籠もりの防止、健康づくり、地域貢献につながるなど、高齢者のみならず、地域社会や住民にとっても重要な施策であることから、コミュニティ活動の場の確保や支援、雇用の確保等に努めてきました。

今後は、これらの取組を引き続き推進するとともに、高齢者の増加や意識の多様化に対応し、高齢者と社会とのつながりを確保するための施策を推進します。

また、高齢者が地域で自立して暮らし続けることができ、元気な高齢者の社会参画や生きがいづくりに向けた就労機会が増加し、高齢者が生きがいを持ち地域社会で生き生きと暮らすことができるよう、ボランティア活動等を通じた市民協働の仕組みづくり等を推進します。

【主な事業】

- ・コミュニティ活動の推進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・市民の学習活動への環境整備

^{※1}協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

【市民等に期待される役割】

- ・コミュニティ活動や世代間交流への理解と積極的な参加
- ・積極的な高齢者の雇用及び活用

◎高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域や住まいで生き生きと暮していくためには、在宅における高齢者サービスの充実が重要です。今後、更に独居や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれる中、利用者のニーズに応じた生活支援サービスの拡充が必要となります。

スーパーマーケット等の撤退により、日常生活圏に買物ができる場所がなく、かつ、移動のための交通手段を持たないために買物弱者となっている市民が増えている状況を踏まえ、移動販売事業やインターネットを利用できない市民が電話等で宅配や配達、配食等のサービスを受けられる買物支援サービス事業者の拡充と当該サービスを提供する買物支援推進店の周知を図ります。

また、在宅での自立支援をサポートするため、必要な高齢者福祉サービスの展開を図ります。

【主な事業】

- ・買物弱者対策
- ・福祉サービスの適切な提供

【市民等に期待される役割】

- ・高齢者福祉サービスへの理解と適切な活用

◎介護保険事業の充実

高齢者が、介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送るためには、将来にわたって安定した介護保険事業の運営が必要です。

平成26年の法改正では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、地域包括ケアシステム^{※1}の構築に向けた地域支援事業の充実、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化や特別養護老人ホーム入所者の限定、一定所得以上の利用者の自己負担額引上げや補足給付への資産要件の追加等の重点化・効率化が図られました。

この改正は、介護の社会化を進めることを目的に介護保険制度が創設され、これまで順調に運営されてきた中で、制度の維持が困難になってきたことから、予防給付における通所介護、訪問介護の市町村事業化等を実施するもので、その流れに逆行するものです。

野田市では、これまで法制度に従い、介護サービスの適切な提供、地域包括支援センターの設置運営、認知症施策、介護予防等に取り組み、介護保険制度の円滑な運営を行ってきました。

^{※1}地域包括ケアシステム…介護や支援を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。介護サービス事業者、医療機関、行政だけでなく、地域住民やボランティア、NPO法人など、様々な地域資源を活かしながら、地域全体で高齢者を支えていくことを目指す。

しかしながら、平成 26 年の法改正による国の保険給付の縮小により市町村事業が拡大し、介護保険制度に関する市の役割が更に増加しており、総合事業の実施については、国がガイドラインを示し、それに基づき制度設計していくことになりますが、現在示されている枠組みではサービス水準を落とさざるを得ない状況です。

このため、市町村の取組を支援するための情報提供や支援体制の確立を図ることは当然のこと、必要な財源を国の責任において確保するよう要望するとともに、サービス水準を維持するため、枠組みを変えて事業を実施することについても国に求める必要があります。

野田市としては、これまでの施策に加え、介護予防・日常生活支援総合事業へ取り組み、更には在宅医療・介護の連携、認知症施策の具体的な推進を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、安心できる生活を継続できるよう、介護、生活支援、介護予防等の介護保険事業の充実を図ります。

【主な事業】

- ・ 市民への介護情報の提供強化
- ・ 在宅サービスの適切な提供
- ・ 介護サービスの適切な提供
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・ 地域包括支援センターの設置及び運営
- ・ 在宅医療、介護連携の推進
- ・ 認知症高齢者に係る施策の推進
- ・ 介護保険制度の円滑な運営

【市民等に期待される役割】

- ・ 介護保険制度への幅広い理解と適切な活用

◎障がい者福祉の充実

障がい者やその家族を取り巻く環境と障がい者自身の意識の高まり、制度の見直し等、社会情勢の著しい変化に対応し、障がい者が地域の中で普通の生活が送れるよう、共に生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がい者が可能な限り自立し社会参加できる社会を目指す「リハビリテーション」の実現が求められています。そのため、地域で支え合う「心のバリアフリー」の実現を目指します。

障がい者が地域社会で自立した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、特に、地域生活への移行や就労支援といった課題への対応に取り組めます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の趣旨を踏まえ、相談支援体制の充実・強化、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス、グループホーム等の居住系サービスを含めた障害福祉サービスの提供、手話通訳等の地域生活支援事業の推進に加え、障がい者に対する理解を深めるための取組を推進するとともに、差別の解消、虐待の防止等の事業を推進します。また、障がい者、若年者の自立した日常生活と社会参加を促進するため、就労機会の拡大を図ります。さらに、子どもの発達支援を始めとする障がい児支援も含めた支援体制づくりを推進します。

【主な事業】

- ・雇用促進奨励金の交付
- ・障がい者職場実習奨励金の支給
- ・若年者等トライアル雇用^{※1}奨励金の支給
- ・障がい者相談支援事業
- ・自立生活の支援
- ・施設整備・利用の促進
- ・障がい者福祉意識の高揚
- ・社会参加の促進
- ・介護サービスの提供
- ・各種補助・手当の支給
- ・社会福祉法人への支援
- ・障がい児支援の充実
- ・自立への助長支援

【市民等に期待される役割】

- ・障がい者の社会参加や自立への理解と協力
- ・積極的な障がい者の雇用

◎市民生活の安定と自立の促進

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要とされ、生活困窮者に対する支援を充実することが重要な課題となっています。

そのため、生活保護に至る前の自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立支援法の趣旨を踏まえ、継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築し、全ての市民が生涯にわたり、健康で安定した生活が送れるよう、生活困窮者に対する支援の充実を推進します。

また、生活保護受給者については、関係機関との連携を図りながら、多様な状況に応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、稼働能力の程度に応じて就労支援を促進するなど、世帯の自立を図るよう生活保護の適切な活用を図ります。

【主な事業】

- ・生活困窮者の生活安定と自立の促進

【市民等に期待される役割】

- ・生活困窮者の生活安定と自立促進への理解と協力

^{※1} トライアル雇用…常用雇用の推進を目的とした、一定期間の試行的な雇用。

5) 指標・目標値

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
福祉のまちづくり講座の開設数	人材育成の観点から福祉のまちづくり講座を開設する公民館の数	0 館	10 館	同左

◎高齢者の生きがいづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
ボランティア養成講座の開設数	市民との協働の観点からボランティア養成講座を開設する公民館の数	2 館	10 館	同左

◎介護保険事業の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
認知症サポーター養成者数（累計）	認知症を理解し、認知症の人とその家族を見守る認知症サポーターを育成するため、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える、認知症サポーター養成講座を開催します。	1,446 人	3,300 人	4,900 人

◎障がい者福祉の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
福祉施設の入所者の地域生活への移行者数（累計）	地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者について、日中は生活介護や自立訓練事業等を利用しながら、グループホーム等に居住する地域生活へ移行していくことを推進します。	22 人	49 人	73 人
福祉施設から一般就労への移行者数	障がい者がその能力を十分に発揮し、地域で自立して生活することができるよう、就労支援の充実を図ります。	11 人	36 人	同左

基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

●基本方針 2 子どもの健全育成と子育て環境の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
24	子どもの健全育成の推進	◎子どもの健全育成の推進
25	子育て環境の充実	◎安心できる子育て環境の整備
26	子どもの保育環境の充実	

2) 基本方針

ライフスタイルの多様化や女性の社会進出等に伴う未婚化、晩婚化、晩産化が進行しています。また、景気の先行きが不透明な社会情勢の中で、就業、所得の将来への不安感、子育てへの負担感等も増大しており、少子化は今後も続くことが予想されます。

そのため、若い世代が、仕事と家庭を両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められていることから、子育て中の親が安心して働くことのできる環境整備や、保育環境の充実を図ります。また、ひとり親家庭に対する支援の充実や子どもの健全育成に向けて、地域が一体となって子どもの育成に関わることのできる仕組みづくりを進めます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■子どもの健全育成と子育て環境の充実	◎子どもの健全育成の推進	・地域における子育て支援サービスの充実 ・子育て支援の充実 ・学童保育サービスの充実
	◎安心できる子育て環境の整備	・ひとり親家庭への支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・保育所の耐震補強 ・児童虐待防止対策の充実 ・学童保育サービスの充実 ・障がい児支援の充実 ・民間賃貸住宅居住支援事業

4) 施策の内容

◎子どもの健全育成の推進

児童が人との関わりを通じて人間関係の形成や社会性を学び、健全に育つことを目的として、地域支援センターや子育てサロンによる事業、子ども館による遊びの指導やサークル、行事及び保育所における園児と地域の高齢者とのふれあい事業を継続するとともに、放課後における学童保育所の過密化解消及び集団（クラス）に分割して運営の充実を図ります。

【主な事業】

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援の充実
- ・学童保育サービスの充実

【市民等に期待される役割】

- ・子育て支援サービスへの理解と適切な活用
- ・地域で担う子育て支援意識の高揚

◎安心できる子育て環境の整備

少子化や核家族化、女性の社会進出を背景に、子育て支援、保育サービスの効果的な提供が求められています。

そのため、平成 27 年度から本格施行された子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て新制度の下で、量的拡大と質の改善を図り、安心できる子育て環境の実現を目指します。

保育所の待機児童が存在することから、認可保育所を整備することで解消することを優先します。認定こども園や小規模保育事業については、0 歳から 2 歳児に待機児童が多く発生しており、保育士配置基準や設備等において認可保育所と比べ緩い点もあることから、認可保育所によるサービスを優先して実施します。

現在実施しているコーディネート事業や訪問型一時保育事業等は、新制度では地域子ども・子育て支援事業として位置付けられていることから、今後、学童保育所の新基準への対応や地域子育て拠点事業（支援センター、サロン）等を新制度の枠組みを活用しながら再編して一層の充実を図ります。

「ひとり親家庭支援」については、これまでの母子自立支援員による相談、求人開拓と就労支援を継続します。また、意識調査の結果から、自立に向け資格取得後に転職を希望する割合が多かったことから、資格取得に係る支援の充実を図ります。また、保育料算定等で不公平がある未婚の母に対して寡婦控除をみなし適用すること等についての検討や、ひとり親家庭等に対する家賃等の費用の一部助成、入居の支援等を行い、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。

【主な事業】

- ・ひとり親家庭への支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の耐震補強
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・障がい児支援の充実
- ・民間賃貸住宅居住支援事業

【市民等に期待される役割】

- ・多様な保育サービスの活用

5) 指標・目標値

◎子どもの健全育成の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内7つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666 人 (69,756 人) ※ () 内は 子ども館利用者数	101,700 人 (69,800 人) ※ () 内は 子ども館利用者数	同左

◎安心できる子育て環境の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
保育所待機児童数(入所保留者を含む。)	求職中や居住地付近に入所枠がある保育所を希望しないで入所保留となっている方等を含めた保育所待機児童の解消を図ります。	172 人 (平成 26 年 4 月 1 日現在)	0 人	同左
過密学童保育所(利用者 1 人当たりの面積 1.65 m ² 以下)の数	小学校区の単位で過密化している学童保育所について、新規施設の設置により、過密化の解消を図ります。	4 か所	0 か所	同左

基本目標 2 生き生きと健やかに暮らせる都市

●基本方針 3 健康づくりの推進と地域医療の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
27	高齢者の健康づくりの推進	◎市民の健康づくりの推進
28	市民の健康づくりの推進	
29	地域の医療体制の充実	◎地域医療体制の充実
30	母子の医療環境の充実	◎母子保健・医療の充実
31	母子医療の充実	
32	高齢者の医療環境の充実	◎高齢者医療の充実
33	障がい者のための医療の充実	◎障がい者医療の充実

2) 基本方針

日本人の平均寿命が延びている一方で、高齢化に伴い、悪性新生物（がん）、脳血管疾患（脳卒中）、心疾患（心臓病）、糖尿病等の生活習慣病の患者数の増加が懸念されており、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが求められています。

急速に高齢化が進んでいる中で、市民の健康寿命の延伸を図ることは、市民一人一人にとって重要な課題となっています。そのため、スポーツや食生活改善等による健康増進や疾病予防、介護予防等に関する施策に引き続き取り組むことにより、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減を図ります。また、食事は健康な体づくりのための重要な要素であることから、特に子どもを含めた若年層の健全な食生活に向けた取組を進めます。

少子高齢化の急速な進行、非正規雇用の増加等雇用基盤の変化、医療の高度化等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、小児医療、障がい者医療、高齢者医療等への多様なニーズに対応可能な医療体制の充実が求められています。そのため、かかりつけ医や在宅医療、介護サービスの充実を含めて、住み慣れた場所で自分らしい生活を送ることができる環境を整備します。また、各医療機関が救急時に円滑に連携を図ることができるように、救急医療体制の整備を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■健康づくりの推進と地域医療の充実	◎市民の健康づくりの推進	・市民への啓発・PRの強化 ・健康づくり推進プロジェクトの推進 ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実 ・各種がん検診の実施 ・健康診査・生活習慣改善指導の実施 ・健康づくりフェスティバル事業の推進 ・健康づくり推進計画21の推進 ・食育の推進 ・結核予防の推進 ・エイズ予防対策の推進 ・食品衛生に対する正しい知識の普及

基本方針	施 策	主な事業
	◎地域医療体制の充実	・市民への医療情報の提供強化 ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進 ・救急医療体制の充実 ・関係機関との連携強化 ・献血事業の推進
	◎母子保健・医療の充実	・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・母子に係る医療費助成の実施 ・救急医療体制の充実 ・子育て支援の充実
	◎高齢者医療の充実	・在宅医療、介護連携の推進
	◎障がい者医療の充実	・重度障がい者医療費助成の実施 ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実 ・乳幼児健康診査の充実 ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

4) 施策の内容

◎市民の健康づくりの推進

安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、市民一人一人が生涯にわたって健康づくりに努めることが重要です。現代社会では、生活習慣や食生活の変化、ライフスタイルの多様化等に伴いがんや糖尿病等の生活習慣病が増加しています。このため、メタボリックシンドローム^{※1}やロコモティブシンドローム^{※2}の予防等の生活習慣の改善を図るための各種施策を実施し、特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上を図るとともに、活力寿命の延伸のための健康づくり推進プロジェクトの推進や食生活の改善に係る施策の推進を図ってきました。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、なお一層市民の健康意識の高揚に努め、更なる健康づくりの支援を行います。

【主な事業】

- ・市民への啓発・PRの強化
- ・健康づくり推進プロジェクトの推進
- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
- ・各種がん検診の実施
- ・健康診査・生活習慣改善指導の実施
- ・健康づくりフェスティバル事業の推進
- ・健康づくり推進計画21の推進
- ・食育の推進
- ・結核予防の推進
- ・エイズ予防対策の推進
- ・食品衛生に対する正しい知識の普及

※1メタボリックシンドローム…内臓脂肪症候群といい、腹部の周りに脂肪がつく内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった生活習慣病の危険因子を併せ持っている状態のこと。

※2ロコモティブシンドローム…運動器症候群といい、骨、関節、筋肉、神経などの運動器の衰えや障害により要介護リスクの高い状態になること。

【市民等に期待される役割】

- ・健康づくりに対する意識の高揚
- ・疾病予防や健康づくりへの努力
- ・各種サービスの活用
- ・感染症予防や公衆衛生に関する正しい理解

◎地域医療体制の充実

全ての市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、多様化し増加する医療需要に対処できるよう、市民に身近で安心できる医療体制の充実に努める必要があります。

そのため、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、かかりつけ医の定着やかかりつけ医からの紹介で2次医療^{※1}を担う市内の病院が患者を受け入れる体制の確保、3次医療^{※2}を担う病院との連携等、地域医療連携の推進を図り、地域医療体制の充実に努めます。

【主な事業】

- ・市民への医療情報の提供強化
- ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
- ・救急医療体制の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・献血事業の推進

【市民等に期待される役割】

- ・地域医療体制や救急医療体制の在り方についての理解

◎母子保健・医療の充実

子どもの健康の保持・増進を図るため、関係機関との連携や妊産婦・新生児相談・訪問指導や各種健康診査の充実を図るとともに、経済的負担の軽減を図るため、母子に係る医療費助成を行っています。また、子どもの急病に対応するため、24時間救急医療体制による小児科診療を行っています。

今後も、これらの取組を引き続き推進するとともに、更なる子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実に図ります。

【主な事業】

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・母子に係る医療費助成の実施
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

※1 2次医療…法令等により定義されていないが、入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関。地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院。

※2 3次医療…法令等により定義されていないが、2次医療機関で対応できない重篤な患者に対応する医療機関。高度医療や先端医療を提供する病院。

【市民等に期待される役割】

- ・訪問指導や健康診査の適切な活用
- ・医療費助成の活用

◎高齢者医療の充実

介護保険法の改正により在宅医療・介護連携推進事業が創設され、医療と介護の双方を必要とする状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住民に身近な市町村が中心となって、国と都道府県の支援の下、地域の医師会と連携しつつ在宅医療・連携の推進に取り組むこととされました。

そのため、医師会や介護事業者等と連携して 24 時間在宅診療・介護提供体制を構築し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような在宅医療・介護連携推進事業を推進し、高齢者医療の充実を図ります。

【主な事業】

- ・在宅医療、介護連携の推進

【市民等に期待される役割】

- ・各種サービスの活用

◎障がい者医療の充実

障がいの予防や早期発見のため、妊産婦・新生児訪問指導、3 か月児健康診査等の保健施策を推進するとともに、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。また、発達障がいの疑いのある児の診断を早期に行えるよう、市内の医療機関と連携を図り、早期診断体制を構築します。

【主な事業】

- ・重度障がい者医療費助成の実施
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

【市民等に期待される役割】

- ・医療費助成の活用

5) 指標・目標値

◎市民の健康づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
がん検診受診率	がん検診の対象者のうち、実際に受診した者の割合			
・胃がん		19.8%	43%	46%
・肺がん		29.8%	45%	52%
・子宮がん		32%	54%	59%
・乳がん		38.4%	55%	60%
・大腸がん		37.1%	48%	57%

◎母子保健・医療の充実、障がい者医療の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
乳児家庭訪問の実施率	生後 2 か月児に対して実施している家庭訪問の実施率	92.4%	100%	同左
乳幼児健康診査の受診率	低出生体重児、3 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児健康診査を受診した者の割合	88.1%	100%	同左
・低出生体重児		97.2%	100%	同左
・3 か月児		96.7%	100%	同左
・1 歳 6 か月児		89.8%	100%	同左
・3 歳児				

基本目標３ 豊かな心と個性を育む都市

●基本方針１ 質の高い学校教育の実現

１）市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
34	子どもの学力の向上	◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進
35	子どもの能力を引き出す教育の推進	
36	教職員の資質向上	
37	地域や家庭との連携の強化	◎家庭・地域の教育力の向上
38	子ども・若者の問題への対応	◎子ども・若者の健全育成
39	学校教育環境の整備・充実	◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保
40	人権教育の推進	◎学校人権教育の推進

２）基本方針

次世代を担う「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を備えた幼児、児童、生徒の育成に向けて、学校、家庭、地域が互いの信頼関係を深め、それぞれの役割を果たします。

学校の体育活動や地域スポーツ、食育活動等を通じて、子どもが十分に体を動かし、スポーツの楽しさを体験するとともに、体力の向上を図ることができるような環境を整備します。

近年、有害情報の氾濫や子ども、若者を狙った犯罪の増加等、子ども・若者を取り巻く環境の悪化が懸念されています。また、不登校、ひきこもり、ニート^{※１}等、子ども・若者が抱える問題も多様化しています。そのため、学校、家庭、地域が一体となり、子ども・若者の健全育成に向けた取組の推進を図ります。

子どもたちのより良い学習環境を整えるために、学校教育施設の整備・充実を図ります。また、学校が地域の特色を活かして主体的に創意工夫のある教育活動を展開するなど、地域の住民と一体となって子どもたちを育てていく学校づくりを進めます。さらに、教職員の資質の向上を図り、家庭、地域の信頼に応える学校づくりを推進します。

児童虐待や学校でのいじめ、職場における男女差別、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※２}、ストーカー行為等、様々な人権問題が存在しています。また、国際化、少子高齢化、情報化の進展等、社会経済状況の変化を背景とした新たな人権問題も生じています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指します。

※１ニート…Not in Education, Employment or Trainingの略で、15～34歳の非労働力人口のうち、通学や職業訓練等を行っていない者のこと。

※２ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■質の高い学校教育の実現	◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進	・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・特別支援教育の充実 ・土曜授業 ・武道指導の充実 ・教職員研修の充実
	◎家庭・地域の教育力の向上	・地域人材の活用—学校支援地域本部事業の推進— ・家庭教育力の向上
	◎子ども・若者の健全育成	・教育相談の充実 ・適応指導学級の充実 ・いじめ防止対策の推進 ・青少年活動の支援 ・環境浄化活動 ・相談活動
	◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保	・I C T教育の推進と情報モラル教育の充実 ・食育の充実 ・読書環境・指導の充実 ・通学路の安全性の確保 ・校舎、体育館、プール等の改修 ・防災教育の充実 ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置 ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修
	◎学校人権教育の推進	・学校人権教育指導者養成講座の開催

4) 施策の内容

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

変化の激しい社会の中で、主体的・創造的に自らの人生を切り開き、力強く生きていくための「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成します。このために、教職員の資質向上を図るとともに、地域人材等も積極的に活用しながら、各種教育活動の充実を図ります。特に、「確かな学力」の向上に向けて土曜授業の実施やサポーターティーチャー等の雇用等を進めるとともに、特別支援教育の専門性や資質能力を有する教員の育成を図ること等により、きめ細かで個々に応じた指導を推進します。

【主な事業】

- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育^{※1}の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・土曜授業
- ・武道指導の充実
- ・教職員研修の充実

^{※1}キャリア教育…児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟にかつたくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるように取り組んでいくこと。

【市民等に期待される役割】

- ・教育施策への理解

◎家庭・地域の教育力の向上

学校・保護者・地域が連携・協働し、児童生徒の教育活動を推進するとともに、学校における地域資源の活用及び地域教育力の再生と活性化を図るために、学校支援地域本部事業を核とした地域の社会人活用を推進します。特に、児童生徒の生きる力の育成のため、地域の人的資源を活用し、知的興味関心の醸成、教育環境の更なる整備を進めます。

【主な事業】

- ・地域人材の活用－学校支援地域本部事業の推進－
- ・家庭教育力の向上

【市民等に期待される役割】

- ・地域や家庭での適切な教育

◎子ども・若者の健全育成

活力あふれる野田市を実現するためには、次代を担う青少年の健全育成を推進するとともに、非行が防止できるよう安全安心な地域環境を確保する必要があります。そのため、青少年の体験活動や地域における社会活動を促進し、人や自然とのふれあいを通して世代間の交流や心身の健やかな成長を促します。

また、多様化、複雑化する不登校児童生徒が抱える悩みや不安を解消するため、適応指導や教育相談の充実を図ります。さらに、実情に即した非行防止対策を進め、家庭、学校、地域が一体となって連携協力しながら取組を推進します。

【主な事業】

- ・教育相談の充実
- ・適応指導学級の充実
- ・いじめ防止対策の推進
- ・青少年活動の支援
- ・環境浄化活動
- ・相談活動

【市民等に期待される役割】

- ・青少年育成活動への理解と家庭、学校、地域が一体となった協力
- ・問題を抱える児童生徒への理解と支援

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

児童生徒の確かな学力や健全育成を支えるため、教育環境の整備を進めるとともに、更なる情報化の進展に対応した情報教育の充実を図ります。また、食育を推進することにより、健全な食生活の維持と健康の確保を図るとともに、児童生徒の安全・安心を確保するための通学路の整備や、防犯・防災教育の推進を図ります。

加えて、学習の効果を高めるためには、安全で快適な学習環境を整備することから、適正な教室数を確保し、普通教室等へのエアコン設置や洋式トイレへの改修を計画的に進めます。施設の老朽化対策については、ファシリティマネジメント※¹の考え方、計画に基づき進めていくとともに設備・備品の更新を図ります。

【主な事業】

- ・ICT※²教育の推進と情報モラル教育の充実
- ・食育の充実
- ・読書環境・指導の充実
- ・通学路の安全性の確保
- ・校舎、体育館、プール等の改修
- ・防災教育の充実
- ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置
- ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修

【市民等に期待される役割】

- ・教育施策への理解
- ・教育施設・設備の充実の必要性への理解と協力

◎学校人権教育の推進

人権問題に対する認識を深め、人権意識の醸成と人権感覚を高めるために、学校人権教育の指導者の養成を図ります。

【主な事業】

- ・学校人権教育指導者養成講座の開催

【市民等に期待される役割】

- ・人権問題に対する正しい認識

※¹ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。

※²ICT…コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報処理及び情報通信のこと。IT（情報技術）とほぼ同義語。

5) 指標・目標値

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 80% 中学校 80%

◎家庭・地域の教育力の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	地域の方々が子どもたちに与える影響は大きく、学校の教育活動を支援することにより、①豊かな心の育成、②教員の負担感軽減、③地域教育力の向上につなげます。	38.7%	60%	80%
地域人材支援により特別授業が充実した学校の割合		54.8%	70%	80%
家庭教育学級の参加者数	公民館が開設する家庭教育に関する講座、講演会の参加者数	10,290 人	11,300 人	11,800 人

◎子ども・若者の健全育成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
不登校率	全児童生徒人数に対する不登校の割合	小学校 0.26% 中学校 2.46%	小学校 0.2% 中学校 2.4%	小学校 同左 中学校 同左
適応指導学級通級生の学校復帰率	野田市適応指導学級の通級生に対する復帰者の割合	80%	90%	同左

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
授業中に I C T を活用して指導する能力を有する教職員の割合	授業において、必要な場面で積極的に I C T 機器を使用し、児童生徒の意欲を高めます。	70.5%	100%	同左
情報モラル等を指導する能力を有する教職員の割合	最近のインターネットに係るトラブルやいじめ等が増加している中、適切な指導を行い、インターネット社会に対応できる児童生徒を育成します。	78.3%	100%	同左

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
食に関する指導の全体計画及び年間計画を作成している学校の割合	児童生徒に対する食に関する指導を推進するため、指導計画に基づき教育活動全体を通じて取り組みます。	32.3%	100%	同左
エアコンの設置率	普通教室、特別教室、管理諸室にエアコンの設置が済んだ小・中学校、幼稚園の割合	0%	100%	—

基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市

●基本方針 2 生涯学習や郷土愛を育む学習の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
41	生涯学習の推進	◎生涯学習の推進
42	郷土愛を育む学習の推進	◎郷土愛を育む学習の推進
43	生涯スポーツの推進	◎生涯スポーツの推進

2) 基本方針

市民誰もが生涯にわたって学習や文化、スポーツ活動に取り組み、その成果を適切に活かすことのできる社会が求められています。そのため、地域が主体となった子どもたちの教育支援活動の推進や、地域の学習拠点である公民館、図書館、スポーツ施設等の充実を図ります。また、豊かな自然環境を活用した学習や地域の歴史等を学習することにより、郷土を愛する豊かな心を育みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■生涯学習や郷土愛を育む学習の推進	◎生涯学習の推進	・生涯学習施設の整備 ・市民の情報活用能力の育成 ・市民の学習活動への環境整備 ・家庭教育力の向上 ・公民館サービスの充実 ・博物館機能の充実 ・図書館資料・情報提供機能の充実 ・文化会館自主文化事業の充実 ・児童生徒の学校外体験活動の活性化 ・オープンサタデークラブの充実
	◎郷土愛を育む学習の推進	・文化財の保存と活用 ・博物館機能の充実 ・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書） ・野田市史の刊行
	◎生涯スポーツの推進	・各種スポーツ施設の整備 ・スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・サイクリングロードの整備

4) 施策の内容

◎生涯学習の推進

市民が仕事や生活の中で得た知識や技術を地域に還元してもらい、個性ある地域文化を形成できるような仕組みづくりを行います。市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努め、身近な学習活動の場となる公民館や図書館等の生涯学習施設におけるサービスの充実を図ります。地域文化の向上を図るため、積極的な文化会館等の自主文化事業の展開により、優れた舞台芸術を始めとした様々な芸術文化に触れる機会の提供や市民参加型事業等、創造性のある事業を行うとともに、芸術、文化活動への啓発や、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努めます。

【主な事業】

- ・生涯学習施設の整備
- ・市民の情報活用能力の育成
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・家庭教育力の向上
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館自主文化事業の充実
- ・児童生徒の学校外体験活動の活性化
- ・オープンサタデークラブの充実

【市民等に期待される役割】

- ・積極的、主体的な施設の利用及び学習活動への参加
- ・学習活動の場づくりへの参加
- ・生涯学習活動等で得た知識・技術の地域への還元
- ・芸術文化に触れる機会を活用した芸術文化活動への自主的な参加及び自らの文化創造

◎郷土愛を育む学習の推進

野田市が有する伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価・認識し、適切な保存に努めるとともに、これらの伝統文化や文化遺産等を整備活用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境を実現するために、文化遺産の整備等を体系的に進めます。加えて、郷土の歴史と文化を学ぶため、博物館機能の充実を図ります。

また、今日の野田市が形成される歴史的過程や自然環境を的確に把握し、それらを明確にするための郷土資料や伝承文化の収集、整理、研究を行います。それらの市史編さん事業を推進し、その成果を市史として刊行するとともに、ホームページ等で公開することにより、地域に対する理解を深め、受け継がれた伝承文化や文化遺産を後世に伝えます。

【主な事業】

- ・文化財の保存と活用
- ・博物館機能の充実
- ・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書）
- ・野田市史の刊行

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・情報の提供と野田市史への関心

◎生涯スポーツの推進

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるよう、スポーツ施設の改修を実施するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境の整備を実施します。

【主な事業】

- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備

【市民等に期待される役割】

- ・スポーツ活動への自主的な参加
- ・スポーツ活動の場づくりへの参加

5) 指標・目標値

◎生涯学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
公民館の利用者数	公民館の主催、共催及び貸館の利用者数	429,454 人	446,600 人	464,500 人
人口 1 人当たりの図書館資料の貸出点数	市内全市立図書館の総貸出点数を人口で除して算出した貸出点数	6.7 点	7.1 点	7.5 点
地域の方々による学校支援ボランティア活動が活発になった学校の割合	家庭教育力の向上のため地域としてできることは、子どもたちが家庭や園・学校以外の多様な人々とふれあい交流することで、人間関係を学ぶ場として重要な役割を担っています。地域の大人が子どもたちと積極的に関わり、家庭や子どもを支え見守ることで、保護者の子育ての不安軽減を図り、子どもの社会的成長を促します。	38.7%	60%	80%

◎郷土愛を育む学習の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
指定文化財等の 件数（累計）	指定文化財及び登録文化財の 件数	指定文化財 35 件 登録文化財 28 件	指定文化財 38 件 登録文化財 31 件	指定文化財 41 件 登録文化財 34 件
市史に関する刊 行物の刊行数（累 計）	通史編・別編・資料編・報告 書・目録・その他、市史に関 する刊行物の累計刊行数	39 冊	61 冊	71 冊

◎生涯スポーツの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
スポーツ施設の 利用者数	総合公園体育館、関宿総合公 園体育館、春風館道場及びそ の他のスポーツ施設の充実に より、利用者数の増加を図り ます。	593,807 人	624,000 人	654,000 人

基本目標 3 豊かな心と個性を育む都市

●基本方針 3 国際交流の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
44	国際的な交流と協力の推進	◎国際的な交流と協力の推進

2) 基本方針

野田市には多くの外国人が住んでおり、今後も外国人の増加が予想されます。そのため、在住外国人が地域の構成員として地域活動へ参加、協力する機会を増加させるなど、在住外国人と地域との交流の活性化を図り、外国人も地域で安心して生活できる環境づくりを進めます。また、近年の国際化が進む社会状況等も踏まえ、国際交流の機会や場の充実を図り、市民の国際感覚の醸成や国際社会に適応できる人材の育成等に取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■国際交流の推進	◎国際的な交流と協力の推進	・国際交流協会の支援 ・外国人向け生活情報ガイドブックの充実

4) 施策の内容

◎国際的な交流と協力の推進

国際交流フェスタ、外国料理教室、外国人と自由におしゃべりをするサロン等の市民主体で活動する国際交流協会を支援することで、市民の異文化交流の推進を図ります。また、国際交流協会による外国人の日本語学習指導、在住外国人向けに発行する「外国人向け生活情報ガイドブック」の充実等、ボランティアと行政が協働で外国人の生活支援に取り組み、外国人が暮らしやすい地域社会の構築を推進します。

【主な事業】

- ・国際交流協会の支援
- ・外国人向け生活情報ガイドブックの充実

【市民等に期待される役割】

- ・草の根レベルでのボランティア活動への積極的な参加
- ・地域に居住する外国人との相互理解
- ・外国人が暮らしやすい環境づくり

5) 指標・目標値

◎国際的な交流と協力の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
国際交流協会が主催するイベント「国際交流フェスタ」の参加者数	国際交流協会が、地域住民と在住する外国人との交流の場として、毎年開催する「国際交流フェスタ」の参加者数	300 人	500 人	600 人
国際交流協会開催の日本語教室の参加者数	国際交流協会において、日本語が上手く話せない外国人のために開催している日本語教室の参加延べ人数	1,387 人	1,600 人	1,800 人

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 1 防犯・防災対策の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
45	市民の防犯意識の向上	◎防犯まちづくりの推進
46	地域連携による防犯パトロールの推進	
47	防犯に役立つ施設整備の推進	
48	家族・地域住民・市が一体となった防災対策の実施	◎防災まちづくりの推進
49	自治会等の組織の活性化	
50	防災教育の推進	
51	風水害対策の充実	
52	防犯・防災情報の収集・発信、共有化、活用	
53	市の防災体制の強化	
54	防災拠点の整備	
55	災害時要支援者対策の検討	◎消防体制の充実
56	地域における消防体制の充実	

2) 基本方針

市民が安全で安心した生活を送れるようにするため、犯罪を未然に防止するよう努めるとともに、市、警察、地域の防犯組合が連携した防犯対策が重要です。そのため、防犯灯等の設置及び適正な維持管理等、防犯に役立つハード面の整備を進めるとともに、市民一人一人の防犯意識の向上、地域の防犯組合と連携したパトロールの実施や空き家の適正管理の指導等のソフト面での対策を推進します。

災害時における市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、安心して暮せる都市を実現する総合的な防災対策を進めるに当たり、「自助・共助・公助^{※1}」が連携し、地域の防災力向上に取り組みます。また、地域の消防の拠点整備や消防団員の確保等による消防体制の充実、近年増加する救急需要への対応に向けた救急救命体制の充実等を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■防犯・防災対策の推進	◎防犯まちづくりの推進	・安全安心メール「まめメール」 ・防犯体制、防犯活動の推進 ・防犯灯、防犯カメラの整備 ・空き家の適正管理の指導

^{※1} 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

基本方針	施 策	主な事業
	◎防災まちづくりの推進	・住宅防火対策の推進 ・水質事故等における大規模断水対策の推進 ・防災情報ネットワークの活用 ・武力攻撃災害等に対する取組 ・備蓄の推進 ・排水機場の運転・管理 ・水防対策の強化 ・目吹河川防災ステーション水防センターの建設（水防拠点の整備） ・自主防災組織の育成 ・避難行動要支援者支援計画の推進
	◎消防体制の充実	・救急業務の高度化 ・市民と消防団の連携 ・予防査察体制の充実 ・応急手当の普及啓発活動の推進 ・通信指令装置の更新整備 ・消防車両の充実強化 ・消火栓・防火水槽の整備 ・消防団拠点施設の整備 ・消防団用装備等の整備 ・消防団の活性化

4) 施策の内容

◎防犯まちづくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。あわせて、防犯灯や防犯カメラの整備を促進し、防犯力の向上を図ります。

また、安全安心メール「まめメール」により不審者情報を配信することで、情報を共有し、家庭・学校・地域が連携して子どもたちの見守りを推進するとともに、子どもたちの安全に対する意識の高揚や安心安全な社会環境を推進します。

空き家について、適正管理を指導するとともに、空き家バンク制度^{※1}の周知を行い、空き家の有効活用を推進します。

【主な事業】

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

【市民等に期待される役割】

- ・子どもたちを犯罪から守るための家庭、学校、地域の連携協力
- ・自主防犯組織への積極的な参加
- ・空き家の適正管理

^{※1} 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度。

◎防災まちづくりの推進

災害から、市民の生命、財産を守るため、防災、減災対策に取り組みます。野田市地域防災計画に基づき、情報収集・伝達、避難対策、応急対策等の強化、防災備蓄品の充実等を図ります。

水質事故等により大規模な断水が発生した場合は、迅速に広報や応急給水を行うための対策を推進します。

水害対策については、水防施設の整備等水防体制の強化を進めるとともに、排水不良地区の改善を図るため、河川改修・排水整備の推進や利根川・江戸川の堤防強化について、一層の促進を図ります。

また、洪水ハザードマップ^{※1}を活用し、洪水時の破堤等による浸水情報と避難方法等に係る情報を、住民に分かりやすく提供し、平常時から自主的な避難の心構えを養い、防災意識の向上を図ります。

地域においては、自助、共助、公助の連携による防災体制づくりに取り組み、市民の防災意識の高揚、自主防災組織設立の推進を図るとともに、自主防災組織設立時に防災資機材の購入費用を助成し、防災力向上を図ります。

また、平常時からの情報提供を行うことで必要な情報を共有し、災害発生時の円滑かつ迅速な避難の支援につなげるため、野田市避難行動要支援者支援計画の取組の推進に努めます。

加えて、住宅防火対策として、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置促進及び住宅で使用する火気器具等の使用実態にあった防火指導を実施します。

【主な事業】

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・目吹河川防災ステーション水防センターの建設（水防拠点の整備）
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

【市民等に期待される役割】

- ・住宅用火災警報器の設置
- ・応急給水活動への理解と協力
- ・非常用の食料、水、備品等の最低限の備蓄
- ・自分の身は自分で守る「自助」の意識を持つこと
- ・防災意識の高揚
- ・自主的な防災体制づくり
- ・防災訓練等への積極的な参加
- ・個人宅の雨水浸透枳設置の推進
- ・避難行動要支援者支援計画に対する理解と協力

^{※1}洪水ハザードマップ…河川が大雨によって氾濫し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果の例に基づいて、浸水する範囲及びその程度並びに避難場所を示した地図。

◎消防体制の充実

市民を火災その他の災害から守るため、火災予防上の危険を排除し、災害を未然に防止できるように予防査察体制の充実を図ります。また、複雑多様化する災害に対応すべく、消防車両の充実強化、消火栓・防火水槽の整備を進めます。

救急業務においては、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成・救急業務の高度化を進めるとともに、応急手当の普及及び啓発活動の推進を図ります。

消防団活動体制については、地震及び風水害等の各種災害対策等、地域の防災力を高めるため、消防団員の確保に努め市民と消防団とが連携し地域ぐるみの防災体制の強化を図ります。

【主な事業】

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・通信指令装置の更新整備
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

【市民等に期待される役割】

- ・地域防災力の充実強化（消防団への加入等）への理解と協力

5) 指標・目標値

◎防犯まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	100%

◎防災まちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自主防災組織の組織率	大規模な災害が発生した場合に備えて、自治会等を単位とした自主防災組織の組織率を指標とします。	46.4%	60%	80%
住宅用火災警報器の設置率	住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置率の向上を図ります。	72.4%	90%	100%

◎消防体制の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
救急救命士数	救急救命士の養成目標人数	28 人	33 人	同左
消防団員数	消防団員確保の目標人数	763 人	860 人	同左
公共施設への A E D の配備率	公共施設 101 か所への A E D の配備を進めます。	71.3%	100%	—
予防査察執行率	防火対象物、危険物施設の火災危険を排除するため、計画的に査察を執行し予防査察体制の充実を図ります。	20.3%	40%	50%

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 2 安全で快適な都市基盤の整備

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
57	子どもの交通安全の推進	◎交通安全の推進
58	交通ルール・マナーの徹底	
59	道路交通網の整備	◎道路交通体系の整備
60	歩行者にやさしい歩道整備	
61	道路の維持管理の推進	
62	美しい街路樹の創出と維持管理	◎魅力ある景観の形成
63	歴史的な街並みの保存	
64	公園の有効利用と維持管理	◎地域による公園等利活用の促進
65	道路等のインフラ整備による移動利便性と都市魅力の向上	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保
66	歩行者・自転車の交通環境の向上	
67	個性と魅力あふれる市街地の形成	◎個性と魅力あふれる市街地の形成

2) 基本方針

歩行中の子どもや高齢者、自転車等の交通事故が多く発生しています。市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちづくりに向けて、交通安全に配慮した交通環境の整備に取り組むとともに、市民一人一人の交通マナーやルールの遵守に向けた交通安全指導の充実に取り組みます。

道路は、市民生活を支えるとともに、にぎわいやまちのイメージづくりにおいても重要な役割を担うものです。そのため、将来の交通需要を的確に捉え、計画的に道路交通体系の整備や鉄道の高架化を進めます。また、道路や橋梁の劣化・老朽化が進んでいることから、長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。加えて、快適な歩行環境や自転車環境の整備に向けて、歩行者と自転車の通行空間を確保するとともに、バリアフリーに対応した歩道整備、自転車道や駐輪場等の充実に図ります。

既存の市営住宅に関しては、長期的・計画的に維持管理を進めるとともに、バリアフリー化を進めます。また、老朽化した住宅の管理戸数を減らして民間賃貸住宅や空き家バンク制度等の活用を検討するなど、既存住宅の有効活用を進めます。

野田市には、多くの歴史的資源や豊かなみどりが存在しており、そのようなみどりや資源を活かした魅力ある街並みや景観の形成によって、美しく暮らしやすい野田市のまちづくりを進めます。また、宅地開発や土地区画整理事業によって計画的に市街地整備が進められた地域がある一方で、道路や下水道等の都市基盤が不十分な状況で市街化が進んだ地域や無秩序に市街地が形成された地域もあることから、都市基盤の整備を計画的に進めるとともに、地域特性や地域住民の意向等を踏まえて、他市にない個性や魅力のある市街地の形成を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■安全で快適な都市基盤の整備	◎交通安全の推進	- 交通安全団体への支援 - 交通安全指導の充実
	◎道路交通体系の整備	- 千葉柏道路（国道16号バイパス）の整備促進 - 県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進 - 県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進 - 県道結城野田線の整備促進 - 県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化 - 県道川間停車場線の整備促進 - 県道我孫子関宿線の整備促進 - 東西に連絡する道路の整備促進 - 県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進 - 都市計画道路中野台中根線の整備 - 都市計画道路堤台柳沢線の整備 - 都市計画道路清水公園駅前線の整備 - バリアフリーの推進 - 市道船形吉春線の整備 - 市道の整備
	◎魅力ある景観の形成	- ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 - 街路樹の整備 - 公共事業による積極的な景観形成 - 景観計画の策定及び景観条例の制定 「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）
	◎地域による公園等利活用の促進	- 身近な公園、緑地等の整備 - 総合公園の整備
	◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保	- 連続立体交差事業の促進 - 愛宕駅周辺地区のまちづくり - 野田市駅西土地地区画整理事業 - 梅郷駅西土地地区画整理事業 - 市営住宅維持管理修繕事業 - 住宅改修支援事業 - 民間賃貸住宅居住支援事業 - 透水性舗装の推進 - 市道の維持修繕事業の推進 - 交通安全施設の整備 - 私有道路敷舗装の推進 - 歩道・自転車通行帯等の整備 - 道路台帳の電子化
	◎個性と魅力あふれる市街地の形成	- 東新田土地地区画整理事業 - 次木親野井特定土地地区画整理事業 - 台町東特定土地地区画整理事業 - 駐輪場の整備

4) 施策の内容

◎交通安全の推進

市民が安全に暮らせる交通事故の少ないまちにするためには、市民一人一人が交通マナーやルールを守ることが重要です。

そのため、交通安全団体への支援を行うとともに、交通安全教室等を開催し、交通安全知識の普及を図ります。

【主な事業】

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

【市民等に期待される役割】

- ・交通安全教室への積極的な参加
- ・交通ルールを守る意識の高揚と交通マナーの向上

◎道路交通体系の整備

周囲を河川に囲まれた野田市においては、国及び県が所管する河川橋梁や幹線道路は、他県へのアクセスや物流、産業等に重要な道路であることから、県境の渋滞問題の解消や緊急輸送路等の保持に向けた、十分な道路整備や維持管理を国、県に強く要望します。

また、野田市の道路ネットワークの確立に向けて、市内の国道及び県道を軸に都市計画道路で補完する道路網整備を推進します。

そして、野田市の外郭環状道路網を形成する、市道船形吉春線、都市計画道路今上木野崎線の整備を推進します。

加えて、幹線道路等の交通ネットワークが有効に機能するように維持管理を行います。

【主な事業】

- ・千葉柏道路（国道 16 号バイパス）の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の 4 車線化
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道船形吉春線の整備
- ・市道の整備

【市民等に期待される役割】

- ・道路整備への理解と協力

◎魅力ある景観の形成

野田市が有する伝統文化や文化遺産等の意義、価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりにより、快適で心地よい生活環境の実現に向けて整備等を進めます。

街路樹は、みどりの創出、道路の景観向上、更には防火等の機能も果たしていることから、街路樹の適正な管理を行い、街並みの良好な景観の維持を図るとともに、みどりの保全や創出に向けた緑化を推進します。

水辺景観や田園景観の保全等の自然・地形を活かした景観形成や、野田市の歴史を伝える中心的な空間の形成、点在する身近な歴史的資源の保全と活用等、歴史・文化・産業の蓄積を活かした景観形成を図るため、市民の意見を反映させた景観計画の策定及び景観条例の制定に取り組みます。また、公共施設の改良の際も、周辺の街並みとの調和に配慮した景観形成を実践することにより、景観の方向性を広く市民に示します。

なお、環境に配慮した街路樹の整備や野田市の特性を活かした道路整備等においては、時代のニーズに適応した合理的な整備を推進します。

【主な事業】

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備(「野田の道」の整備)

【市民等に期待される役割】

- ・文化財保護への理解と協力
- ・街路樹の樹種の選定や管理への積極的な参加
- ・景観計画策定への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎地域による公園等利活用の促進

公園は、市民の憩いの場として、また、子どもたちが安全・安心に遊べる場として都市における貴重な空間となっています。そのため、今後も公園機能の維持・増進を図るよう適正な管理を行います。また、市民の多様なスポーツレクリエーション等のニーズに対応するため、総合公園やスポーツ公園等の整備も行います。

【主な事業】

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

【市民等に期待される役割】

- ・公園等の積極的な活用及び管理

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

野田市の交流の拠点となる安全で快適な中心市街地のまちづくりを実現するため、特に、野田市駅、愛宕駅周辺地区については、東武野田線連続立体交差事業と一体となった土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤整備を推進します。これによって、中心市街地にふさわしい商業機能や各種の都市機能が立地する条件づくりを目指し、駅前広場や駅前線等の道路や雨水排水等の整備により、自動車と歩行者の分離及び駅へのアクセス向上を図り、ゲリラ豪雨等への安全性も確保します。また、歴史的資源や自然環境を活かしながら他市にない魅力的なまちづくりを推進します。

生活に密着した道路における拡幅整備やボトルネック^{※1}の解消等を推進するとともに、便利で快適な生活の実現のため、日常生活に身近な生活道路として、人や環境への優しさを配慮しながら、市道の整備点検を推進します。また、管理橋梁の老朽化等に伴い、橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕も進めます。

自転車については、安全な通行が可能となるような自転車通行空間の確保に向けた検討を行い、通行帯等の整備を進めます。

既存の市営住宅を適切に維持するためには、長期的・計画的に維持管理し、長寿化を図るとともに、高齢者等に配慮したバリアフリー化を進める必要があります。新たな市営住宅の供給については、住宅を取り巻く環境が市営住宅を建設していた当時とは大きく変わり、市営住宅の応募倍率は近年下がっています。このような状況を踏まえ、市営住宅の供給という役割も薄れている状況から、老朽化した住宅の管理戸数を減らし、民間賃貸住宅や空き家バンクの活用等を検討します。

住まいに関する相談窓口において、高齢者や障がい者のための住宅改修等の相談や、耐震相談、耐震改修の助成等、住宅の安全性や質の向上を目的とした住宅支援を進めます。

住宅市場において自力では適正な居住水準を確保できない世帯の安定を図るためには、住宅セーフティネットの構築を図ることも重要です。そのため、住宅困窮者民間賃貸住宅支援事業により、ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」等の理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対し、民間賃貸住宅情報の提供や連帯保証人がいない場合の支援等を行うことにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援します。また、民間賃貸住宅入居時家賃等助成事業により緊急に住居の場を確保する必要があるひとり親家庭等や配偶者からの暴力による被害女性世帯で、民間賃貸住宅へ入居しようとする低所得者の方に対して賃貸契約時に要する家賃等の費用の一部を助成し、入居の円滑化を支援します。

リサイクルセンターを建設するに当たり、地元自治会と平成22年6月4日に締結した「野田市新不燃物処理施設建設に関する協定書」に基づき、周辺道路整備等を行っています。また、整備期間は、本協定書締結後、おおむね7年以内に完了することとなっています。

※1 ボトルネック…道路の幅が急に細くなるなど、車の流れが阻害されること。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

【市民等に期待される役割】

- ・駅前広場や駅前線整備への理解と協力
- ・道路整備への理解と協力

◎個性と魅力あふれる市街地の形成

野田市の地域特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した秩序ある安全かつ快適な市街地整備を図るため、土地地区画整理事業による公共施設の整備改善等を行い、無秩序な市街地形成を抑制し、計画的な市街地を整備します。

また、駅周辺の放置自転車の解消を図るため、駐輪場の整備も進めます。鉄道利用者の多くが自転車を利用していることから、市内鉄道各駅の今後の整備を計画的に推進します。

【主な事業】

- ・東新田土地地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地地区画整理事業
- ・台町東特定土地地区画整理事業
- ・駐輪場の整備

【市民等に期待される役割】

- ・周辺環境と調和した健全で良好な住宅地整備への理解と協力
- ・自転車利用のモラルの向上
- ・放置自転車対策への理解と協力

5) 指標・目標値

◎道路交通体系の整備

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
県道（主な事業 5 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる県道 5 路線（我孫子関宿線、境杉戸線、つくば野田線、川藤野田線、結城野田線）の整備の進捗状況を表す指標です。	44.9%	100%	—
市道（主な事業 4 路線）の整備率	整備計画延長に比して整備が完了した割合で、骨格道路となる市道 4 路線（中野台中根線、堤台柳沢線、清水公園駅前線、船形吉春線）の整備の進捗状況を表す指標です。	55.4%	86.9%	100%

◎魅力ある景観の形成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
新設・既存街路樹（高木）の本数（累計）	今後新設される街路樹は 198 本、既存の街路樹は 6,017 本ありますが、立ち枯れ等により本数が減少しますので、本数を極力減らさないよう補植し維持管理します。	6,017 本	6,135 本	6,215 本
標柱、解説板の設置数（累計）	文化財の周知、見学者への利便性を高めるための解説板、標柱の設置数	解説板 15 基 標 柱 45 基	解説板 21 基 標 柱 51 基	解説板 24 基 標 柱 54 基

◎地域による公園等利活用の促進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
公園等の面積（市民 1 人当たりの公園等の面積）	公園等とは、公園、緑地、緑道のことで、その面積を土地区画整理事業や民間の開発行為に伴い適切に設置させ、増加を図ります。なお、市民 1 人当たりの公園等の面積は、既に市の条例で定められた基準値 10.0 m ² /人を上回っています。	193.39ha (12.37 m ² /人)	194.69ha (12.60 m ² /人)	195.84ha (12.89 m ² /人)

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
野田市駅西土地 区画整理事業の 進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行 い、安全で快適なまちづくりを 実現するため、土地区画 整理事業の整備完了時期が分 かる事業進捗率を指標としま す。	8.7%	100%	—
愛宕駅東口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業 の完了時期が分かる事業進 捗率を指標とします。	85.6%	100%	—
愛宕駅西口駅前 広場整備事業の 進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業 の完了時期が分かる事業進 捗率を指標とします。	0%	100%	—
連続立体交差事 業の進捗率	連続立体交差事業の完成によ り、渋滞解消及び踏切事故解 消による安全確保、東西市街 地の一体化が図られるため、 事業完了時期が分かる事業進 捗率を指標とします。	9.6%	100%	—
梅郷駅西土地 区画整理事業の 進捗率	梅郷駅西土地区画整理事業の 整備完了時期が分かる事業進 捗率を指標とします。	89.4%	100%	—

基本目標 4 安全で利便性の高い快適な都市

●基本方針 3 公共交通の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
68	まめバス等の交通機関の充実	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実
69	東武野田線の複線化の実現	
70	東京直結鉄道について	
71	鉄道の整備・改善による基幹的な移動手段の確立による利便性の高いまちづくり	
72	市内バス網の整備による誰もが気軽に移動できる交通手段の整備	

2) 基本方針

野田市は、都心に近接していますが、東京へ直結する鉄道がなく、また市内を走る唯一の鉄道である東武野田線が単線であるため、通勤、通学等における交通の利便性の向上が課題となっています。

そのため、東京直結鉄道（地下鉄 8 号線）の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組みます。あわせて、誰もが気軽に市内を移動できる交通手段を確保するために、市内や近隣地域とのバス交通の整備促進、地域のニーズを踏まえた「まめバス」の見直し・充実を図ります。また、公共交通機関の利用は環境負荷の低減につながる効果もあることから、利便性の高い公共交通の充実を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■公共交通の充実	◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実	・東京直結鉄道の整備促進 ・鉄道建設基金の積立 ・東武野田線の複線化の促進 ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実 ・バス路線の維持・整備

4) 施策の内容

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進します。そのため、他の公共事業との連携を見据えつつ、事業主体、建設費及び財政負担等について関係機関との協議を進め、事業化に向けて更なる計画の深度化を図ります。また、事業化への条件を満たすために補助獲得等に関して関係機関への働きかけを強化します。なお、鉄道建設のための基金については、財政見通しを考慮しつつ積立を行います。さらに、検討調査の結果を踏まえ、整備主体の設立、営業主体の調整を行い、事業化の推進を図ります。

東武野田線の全線区間のうち、春日部駅－運河駅間だけが複線化が決定されていません。連続立体交差事業や清水公園駅周辺等の沿線まちづくりが進む中、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上を図るため、「春日部駅－運河駅間の複線化」を実現できるように関係機関に働きかけるとともに、将来の全線区間の複線化を念頭に置きつつ、その第一歩として「梅郷駅－運河駅間の複線化」の早期実現を目指します。

市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）については、地域のニーズを踏まえた更なる利便性の向上を図ります。また、市民の日常生活の利便性の向上のため、路線バス等についても市民にとって利用しやすい交通の在り方等について検討を行うとともに、関係機関に路線の維持・整備を要請します。

【主な事業】

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実
- ・バス路線の維持・整備

【市民等に期待される役割】

- ・東京直結鉄道の整備への理解と協力
- ・東武野田線の複線化の促進への協力
- ・東武野田線の積極的な利用
- ・路線バス・まめバスの積極的な利用

5) 指標・目標値

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
まめバス利用者数	まめバスの年間利用者数	306,765 人	317,000 人	320,000 人
民間バス路線数	民間バス事業者が市内を運行するバス路線数	16 路線	同左	同左

基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針 1 協働によるまちづくりの推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
73	市政やまちづくりへの市民参加を促進させる仕組みづくり	◎市民参加を促進する仕組みづくり
74	協働の仕組みづくりの推進	◎協働の仕組みづくりの推進
75	地域の支え合いによるまちの活性化	◎互いに支え合う地域づくりの推進
76	心のバリアフリーを大切にした支え合いの促進(高齢者、障がい者、子育て世代への支援の充実)	
77	災害等の不測の事態に備えた普段のコミュニケーションの促進	
78	市民のふれあい、交流、情報共有等の拠点づくり	◎ふれあい、交流の拠点づくり
79	自治会を核としたコミュニティの強化	◎地域コミュニティの強化

2) 基本方針

多様化し続ける市民ニーズに的確に対応するためには、市政への積極的な市民の参加や協働^{※1}によるまちづくりが重要です。そのため、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動を支援し育成することを通じて、まちづくりへの市民参加意識を高め、地域の主体が自主的・自発的に取り組むまちづくりをより一層推進します。

核家族世帯や高齢者世帯の増加等により、家庭内や地域でのつながり、支え合いが失われつつあります。地域住民と民生委員や自治会等が連携し、高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域社会とのつながりや支援が特に必要な市民を見守り支えていくとともに、災害等の不測の事態に備えて日頃からのコミュニケーションの活性化を図るなど、互いに支え合う地域づくりを推進します。

個々の意識の変化によるライフスタイルの多様化に伴い、自治会加入者が減少傾向にあるなど、地域コミュニティの衰退が懸念されています。各地区における自治会等を核とした地域コミュニティにおいては、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安全で安心な地域づくりを図ることが重要です。そのため、必要な情報や知識の提供、活動拠点や交流の場の提供等により、地域の意見交換や活動の機会を充実させるとともに、コミュニティ活動に関する相談、支援等の体制を整備し、地域コミュニティづくりを積極的に支援します。

^{※1}協働…住民、企業、行政などが各々の目的の実現に当たり、共通する取組や事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■協働によるまちづくりの推進	◎市民参加を促進する仕組みづくり	・市民参加手法の検討 ・住民投票制度の運用 ・パブリック・コメント手続の運用 ・審議会等の公募委員の拡充 ・市民活動団体への支援
	◎協働の仕組みづくりの推進	・市政懇談会の実施 ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
	◎互いに支え合う地域づくりの推進	・防犯体制、防犯活動の推進 ・自主防災組織の育成
	◎ふれあい、交流の拠点づくり	・市民活動団体等の情報提供 ・地域における子育て支援サービスの充実
	◎地域コミュニティの強化	・自治会活動活性化の推進 ・地区集会施設整備への支援

4) 施策の内容

◎市民参加を促進する仕組みづくり

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、市民の手によるまちづくりアイデアの募集等、市民参加の手法を検討し、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。また、パブリック・コメント手続^{※1}の運用及び審議会等への公募委員の拡充、住民投票制度の運用等により、市政に対する公平の確保、透明性の向上及び市民参加の促進を図り、開かれた市政運営を目指します。

加えて、介護保険法等の改正等により、NPO法人やボランティア団体等の市民活動団体が担うべき役割が増大していることから、その担い手となる市民活動団体の育成・支援を行います。

【主な事業】

- ・市民参加手法の検討
- ・住民投票制度の運用
- ・パブリック・コメント手続の運用
- ・審議会等の公募委員の拡充
- ・市民活動団体への支援

【市民等に期待される役割】

- ・市民参加の機会への積極的な参加
- ・まちづくりの取組への積極的な参加
- ・まちづくりに関心を持つこと
- ・パブリック・コメント手続及び審議会等への公募を活用した市政への積極的な参加
- ・市民活動団体への積極的な参加
- ・市民活動団体の安定的な運営

^{※1}パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続。

◎協働の仕組みづくりの推進

市政懇談会等を通して、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ります。

【主な事業】

- ・市政懇談会の実施
- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進

【市民等に期待される役割】

- ・まちづくりの取組への積極的な参加

◎互いに支え合う地域づくりの推進

安心して住むことができる住環境づくりは、警察等の公的機関による活動のみに委ねるのではなく、「自分たちのまちを、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。

災害対策基本法の改正に伴い、自助、共助、公助^{※1}の連携が明記されたことから、共助として自治会等を単位とする自主防災組織の設立を推進し、地域の防災力向上を図ります。

地域においては、市民の防災意識の高揚や自主防災組織設立等の防災体制づくりに取り組むことで、地域防災力の向上を図ります。また、野田市地域防災計画に基づき、防災訓練等を実施した場合、活動補助金を交付し、継続した防災活動の実施を推進します。

【主な事業】

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

【市民等に期待される役割】

- ・自主防災組織への積極的な参加
- ・防災訓練等への積極的な参加
- ・自主的な防災体制づくり

◎ふれあい、交流の拠点づくり

市民活動支援センターにおいて、NPO等の市民活動団体に対する各種相談や支援を行うとともに、市民活動団体の課題や要望等の把握に努めます。

また、市役所と社会福祉協議会に設置したボランティア情報コーナーを活用してボランティア情報を発信するとともに、市民活動団体の活動内容の情報を収集し、ホームページを作成するなど、情報発信の強化を図ります。

加えて、子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロン等の事業の充実により、子育て世代同士の交流促進を図ります。

【主な事業】

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実

^{※1} 自助・共助・公助…「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

【市民等に期待される役割】

- ・市民活動団体への積極的な参加

◎地域コミュニティの強化

東日本大震災を契機として、地域コミュニティの重要性が再認識されています。自治会活動や地区集会施設整備への支援を行うとともに、市と自治会等が協働したまちづくりを推進します。

【主な事業】

- ・自治会活動活性化の推進
- ・地区集会施設整備への支援

【市民等に期待される役割】

- ・自治会活動への積極的な参加
- ・地域住民同士が交流を深めること

5) 指標・目標値

◎市民参加を促進する仕組みづくり

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
審議会等の公募委員の人数	審議会等における公募委員の人数を指標に設定します。	26 人	52 人	同左

◎互いに支え合う地域づくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自主防犯組織の組織率	犯罪の抑制と市民の防犯意識の向上のため、自治会等を単位とした自主防犯組織の組織率を指標とします。	82.4%	90%	100%

◎ふれあい、交流の拠点づくり

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
地域子育て支援拠点及び子ども館の利用者数	子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンの市内 7 つの子育て拠点及び子ども館において相談、情報提供、サークル、講座等の事業を充実し利用者増加を推進します。	101,666 人 (69,756 人) ※ () 内は 子ども館利用者数	101,700 人 (69,800 人) ※ () 内は 子ども館利用者数	同左

◎地域コミュニティの強化

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自治会の加入率	自治会への加入を促進し、自治会と協働したまちづくりを推進するため、自治会の加入率を指標とします。	73.4%	78%	81%

基本目標 5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針 2 情報発信・共有の充実

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
80	市民が必要とする情報の迅速・的確な発信	◎迅速・的確な情報提供

2) 基本方針

市民一人一人がまちづくりの主役として役割と責任を自覚し、主体的に参画できるようになることが重要です。そのためには、市民に役立つ情報や市の施策や事業に係る情報を市報やホームページ等を通じて迅速かつ分かりやすく発信し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図ります。

また、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ります。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■情報発信・共有の充実	◎迅速・的確な情報提供	・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・情報提供マニュアルの見直し及び活用 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現 ・情報公開制度の充実

4) 施策の内容

◎迅速・的確な情報提供

情報通信技術や情報処理技術が急速に進展していく中で、情報通信技術の利活用促進に向けた基盤整備が重要となっていることから、携帯電話やスマートフォン、タブレットといったモバイル端末^{※1}等を利用した情報提供を推進します。

また、公衆無線LAN^{※2}環境の整備の検討等により、防災情報ネットワークシステム構築に努めるとともに、公衆無線LANを使ったインターネット接続サービスの利用で市民の積極的なコミュニティ参加を図り、情報発信や交流を通して地域の活性化につなげます。

情報の受け手に配慮した分かりやすい情報提供を目指し、情報提供マニュアルの見直しや周知の徹底を図ります。加えて、野田市が置かれている状況と市政の状況に対する市民の理解が深まるよう、情報提供マニュアルに基づき、市報、ホームページ等の充実に努めるとともに、情報化の進展に対応し、様々なメディアによる情報提供を推進します。

^{※1} モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

^{※2} 公衆無線LAN…電波でデータの送受信を行うことができるよう無線通信を使用してインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

個人情報の適切な取扱いや保護に配慮しつつ、行政運営の公開性の向上を図ることで、市行政の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民による行政の監視と参加を一層促進し、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目指します。

【主な事業】

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動^{※1}の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

【市民等に期待される役割】

- ・情報提供の充実への理解と協力
- ・市報等を通じて市政に関心を持つこと
- ・情報公開制度への理解と有効活用

5) 指標・目標値

◎迅速・的確な情報提供

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
市ホームページ 年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814 件	1,247,000 件	1,773,000 件

^{※1}パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動。

基本目標5 市民がふれあい協働する都市

●基本方針3 人権尊重・男女共同参画社会の推進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
40	人権教育の推進	◎人権教育の推進
81	男女共同参画社会の推進	◎男女共同参画社会の推進

2) 基本方針

人権をめぐる課題としては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人等の人権課題を始め、近年においてはインターネット等による人権侵害等様々な人権問題が存在しています。そのため、幼児期からの人権意識の醸成等により、市民一人一人の人権が尊重され、偏見、差別のない明るい社会の実現を目指すとともに、男女が性別にとらわれることなくその個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■人権尊重・男女共同参画社会の推進	◎人権教育の推進	・講演会等の開催 ・啓発資料の作成配布 ・隣保館事業の充実 ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進 ・企業人権教育研修の実施 ・社会人権学習講座の実施
	◎男女共同参画社会の推進	・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進 ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進 ・政策・方針決定過程への女性の参画促進 ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

4) 施策の内容

◎人権教育の推進

市民一人一人が尊重され安心して暮らせる地域社会を実現するため、人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく取組を推進し、学校等の様々な場において人権教育と啓発を図ります。女性、子ども等に係る人権課題についても正しい理解と意識改革を図るため、講演会等を通じて啓発に努めます。

また、あらゆる差別の問題を扱う人権教育の充実を図り、人権尊重意識の一層の高揚に努めます。

【主な事業】

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

【市民等に期待される役割】

- ・人権問題に対する正しい認識

◎男女共同参画社会の推進

性別にかかわらず人権が尊重され、固定的性別役割分担意識をなくし、男女が個性と能力を発揮できる社会を実現するため、「人権を大切にし、男女が互いに認め合い、それぞれの個性を活かした社会づくり」を基本理念とする野田市男女共同参画計画に基づく取組を推進し、意識改革を図ります。

また、女性（異性）に対するあらゆる暴力を根絶するため、ドメスティック・バイオレンス（DV）※¹による被害防止に向けた啓発を推進するとともに、シェルター※²を有効活用した相談から自立までの一貫した支援を実施します。

【主な事業】

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

【市民等に期待される役割】

- ・男女共同参画社会実現のための取組への理解と協力

5) 指標・目標値

◎人権教育の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自分の人権が侵害されたと思ったことがある市民の割合	人権尊重社会実現のために「人権教育・啓発に関する野田市行動計画」に基づいて人権教育を推進し、人権侵害の減少を図ります。	27.7%	26.8%	26%

※¹ドメスティック・バイオレンス（DV）…配偶者（元配偶者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動等による暴力のこと。

※²シェルター…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）に基づく施設で、DV被害女性とその家族が、適当な宿泊先がなく、被害が及ぶことを防ぐため緊急に保護することが必要と認められる場合であって、自立に向けた援助が有効であると認められた場合等に一時保護を行う。

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
人権尊重のためには人権に対する正しい知識を身に付けることが重要と考える市民の割合	人権教育を推進することで、お互いの人権を尊重するためには、人権に対する正しい知識を身に付けることが重要であるとの理解を深めます。	28.8%	30.2%	31.5%
社会人権学習講座の参加者数	公民館、福祉会館を会場に実施する社会人権学習講座参加者数	公 民 館 78 人 福祉会館 139 人	公 民 館 120 人 福祉会館 150 人	公 民 館 同左 福祉会館 同左

◎男女共同参画社会の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
審議会等における女性委員の登用率	政策・方針決定過程への女性の参画促進を図るため、審議会等における女性委員の登用率を高めるよう取り組みます。	45%	50%	同左

基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

●基本方針 1 地域産業の振興

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
82	商店街の活性化等、商業地域の魅力向上	◎商業の魅力向上による商店街等の活性化
83	生産意欲の向上、集約化等による持続可能な農業の推進	◎農業の活性化の推進
84	農業の担い手育成と若者営農希望者の確保	
85	事業創出や起業を担う人材の育成	◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成
86	工業の振興	

2) 基本方針

野田市内の商業は、郊外型大型店等の集客力が高い一方で、商業者の高齢化や担い手不足が進む商店街では空き店舗の増加等、衰退傾向にあるところが多くなっています。今後、ますます高齢化が進む中で、商店街は高齢者の買物の場の確保に加えて、地域コミュニティの核としての機能もあることから、地域の身近な商店街の活性化が重要です。そのためには、空き店舗の活用や付加価値の高い品揃え等、商店街の魅力創出を図ります。

農業については、農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっており、耕作放棄地も増加しています。今後の持続可能な農業の推進に当たっては、農地の集約化等により農業従事者の経営基盤の強化を図り収益性を高めていくとともに、新たな農業の担い手として若手の新規就農者の育成や民間企業等の参入を促進します。また、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。さらに、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）※¹等の農業政策や社会情勢の変化に対し適切に対応します。

少子高齢化や生活スタイルの変化等に伴う市民ニーズの多様化、環境や健康等に対する意識の高まりといった社会環境の変化は、起業や新たな事業創出のきっかけとなることが考えられます。野田市に存在する豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等の多くの資源との連携を促進し、起業支援や新たな事業の創出につなげます。

工業については、長い歴史と伝統を持つ醤油醸造業を始め、金属・機械・物流を中心とした6つの工業団地が立地しており、野田市の活力を支えてきました。しかし、国際化や経済のグローバル化※²が進み、産業構造が大きく変化している中で、更なる発展に向けて、異業種交流、産学官連携による技術革新、グローバル化への対応等を促進させる取組を進めます。

※¹ T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）…環太平洋地域の国々による経済の高い自由化を目標とした多角的な経済連携協定（EPA）の略称のこと。

※² グローバル化…世界的規模に拡大すること。

3) 施策の体系

基本方針	施 策	主な事業
■地域産業の振興	◎商業の魅力向上による商店街等の活性化	・ 中心市街地商業等活性化関連事業 ・ 買物弱者対策 ・ 商店街共同施設設置事業 ・ 共同駐車場確保事業 ・ 商店会販売促進事業 ・ 各種融資制度による事業経営の支援 ・ 経営普及改善事業への支援 ・ 異業種交流の推進 ・ 起業家支援事業
	◎農業の活性化の推進	・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業 ・ 利子補給事業 ・ アグリサポート（援農制度）の推進 ・ 担い手農家への支援 ・ 生産調整推進事業 ・ 青果物価格安定事業 ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業 ・ 農業経営高度化の推進 ・ 水田自給力向上対策事業 ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進 ・ 水質保全対策の推進
	◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成	・ 工業振興・活性化方策の検討 ・ 産学官交流の推進 ・ 地域職業訓練協会への支援 ・ 雇用促進奨励金の交付 ・ 起業家支援事業 ・ 農業経営高度化の推進

4) 施策の内容

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

消費者の新たな需要は、スーパーマーケットや通信販売等に向けられており、かつてのような中心市街地の商店会のにぎわいを取り戻すことは難しい状況にあるため、既存商店の安定した経営が継続できるよう、国の地方創生施策に注視しつつ、空き家バンク制度※¹や起業家支援事業を活用した活性化策を講じます。

高齢化の進展に対応するため、移動販売事業等の買物弱者対策を実施します。あわせて、商工業者が安定した経営ができるよう金融支援を実施するとともに、異業種間の交流を通じて販売促進、新製品開発を支援します。

※¹ 空き家バンク制度…空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等の申出に応じて、当該空き家等に関する情報を、登録して公表し、空き家等に居住することを希望する者に紹介する制度。

【主な事業】

- ・ 中心市街地商業等活性化関連事業
- ・ 買物弱者対策
- ・ 商店街共同施設設置事業
- ・ 共同駐車場確保事業
- ・ 商店会販売促進事業
- ・ 各種融資制度による事業経営の支援
- ・ 経営普及改善事業への支援
- ・ 異業種交流の推進
- ・ 起業家支援事業

【市民等に期待される役割】

- ・ 中心市街地活性化対策への理解
- ・ 中小企業の経営基盤強化のための支援事業の活用

◎農業の活性化の推進

農業者の高齢化や後継者不足により増加する遊休農地の解消のため、新規就農者の発掘や地域営農の育成に努め、担い手となる農業者にブロックローテーション^{※1}等により農地を集約し、さらに、機械化による規模化を進め、制度資金や援農制度の利用等により経営の安定化を図ります。あわせて、かんがい排水事業により農業基盤を整備するとともに、みどり豊かな自然環境を活かした農業の推進により、野田市産の農産物のブランド価値を高めるなど、野田市独自の農業の展開を図ります。

また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）等の農業政策や社会情勢の変化に適切に対応し、農業経営安定のための対策を講じます。

【主な事業】

- ・ 農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・ 利子補給事業
- ・ アグリサポート（援農制度）の推進
- ・ 担い手農家への支援
- ・ 生産調整推進事業
- ・ 青果物価格安定事業
- ・ 飼料用米を活用した耕畜連携事業
- ・ 農業経営高度化の推進
- ・ 水田自給力向上対策事業
- ・ 農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・ 水質保全対策の推進

【市民等に期待される役割】

- ・ 農地の流動化への積極的な協力
- ・ 転作地の集団化等への協力
- ・ 地産地消への理解と協力

^{※1}ブロックローテーション…米の集団転作として生産調整を行うため、耕地を3ブロックに分け、水稻以外の作物を順次、移動させて作付けする方法。

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

社会情勢の変化に対応するため、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携を促進させ、事業の創出へつなげるとともに、国の地方創生施策に注視しつつ、多様な就業機会を創り出し、新たな産業の受皿として工業団地の造成を検討します。あわせて、起業家を支援するとともに、就労機会を確保するため職業訓練を支援し、人材育成を図ります。

また、広域幹線道路ネットワークの強化に合わせ、関宿地域の活性化策等、新しい産業を創出し、地方創生につながる施策を検討します。

【主な事業】

- ・工業振興・活性化方策の検討
- ・産学官交流の推進
- ・地域職業訓練協会への支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・起業家支援事業
- ・農業経営高度化の推進

【市民等に期待される役割】

- ・地域産業振興への理解と協力

5) 指標・目標値

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
商店会が実施するイベント、販売促進事業数	各商店会や商業団体が実施するイベントや販売促進事業数を把握することで、活性化と集客に向けた各商店会や商業団体の取組状況を指標とします。	9 事業	13 事業	18 事業

◎農業の活性化の推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
認定農業者数(累計)	農業の活性化の推進においては、担い手の育成、確保が不可欠であり、安定的、効率的な経営体として、経営改善計画を掲げる認定農業者や農業生産法人、農事組合法人といった農業法人を育成、確保する必要があるため、認定農業者数を指標とします。 認定農業者は、経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者(法人を含む。)です。地域農業を担う意欲的な農家を育てるのが目的で、認定を受けると金融措置や税制措置等の支援が受けられます。	103 人 (うち法人 7)	150 人 (うち法人 10)	200 人 (うち法人 14)

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
工業関係事業所の製造品出荷額	市内工業関係の事業所の製造品出荷額を把握し、工業振興、活性化施策の指標とします。	3,625 億円 (平成 24 年工業統計調査より)	4,169 億円	4,713 億円

基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

●基本方針 2 観光・イベントの振興

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
87	まつりやイベント等の活用、効果的な情報発信による新たなにぎわいの創出	◎まつりやイベントの活用
88	各種地域資源等の活用・PRによる交流人口の拡大	◎地域資源を活用した交流人口の拡大

2) 基本方針

野田市には、多くの歴史、文化資源が存在しており、コウノトリをシンボルとした自然環境や生物多様性の保全、再生、利活用に向けた取組を進めています。このような多様な地域資源を活用し、それらを効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、情報を発信することで野田市独自の観光振興につなげるとともに、交流人口を拡大することが求められています。

そのため、市民、市民団体、企業等と連携した観光資源の開発や掘り起こし、まつり、イベント等の開催を通じて、にぎわいの創出に取り組むとともに、ホームページ、マスメディア等を活用し、広く効果的に野田市の魅力を情報発信します。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■観光・イベントの振興	◎まつりやイベントの活用	・地域イベント・まつりの振興 ・観光PRの推進 ・観光資源の洗い出し ・観光集客事業の促進 ・コウノトリの舞う里づくり ・サイクリングロードの整備
	◎地域資源を活用した交流人口の拡大	・コウノトリの舞う里づくり ・博物館機能の充実 ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進 ・サイクリングロードの整備 ・江戸川舟運の推進

4) 施策の内容

◎まつりやイベントの活用

伝統行事を振興するとともに、歴史的建造物や豊かな自然等の地域資源を活用し、市外からの集客を高めるための情報発信を行います。また、市内各地で開催されている夏まつりを一つのイベントとして市外への情報発信を行います。

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。

【主な事業】

- ・地域イベント・まつりの振興
- ・観光PRの推進
- ・観光資源の洗い出し
- ・観光集客事業の促進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・サイクリングロードの整備

【市民等に期待される役割】

- ・地域イベント・まつりへの積極的な参加
- ・観光資源の再認識
- ・観光資源の保存と活用への理解と協力
- ・スポーツ活動への自主的な参加

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

環境に優しく住みやすい野田市を広くPRするため、コウノトリをシンボルとした生物多様性を積極的に情報発信し、交流人口の拡大を図ります。

市民が直接参加しながら学び、研究し、交流する場としての博物館として、特別展・企画展を充実させ、市民が地域の歴史や文化を学び、愛着や誇りを持てるようにします。また、野田市が有する伝統文化や文化遺産等の意義や価値を評価し、適切な保存に努めるとともに、快適で心地よい生活環境を実現するため、これらの文化遺産等を整備活用したまちづくりを進めます。

スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創設するため、年齢や性別、障がい等を問わず、広く市民が適性等に応じてスポーツに参加することができるようスポーツ施設を改修するとともに、スポーツ情報を提供するなど、ハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備します。

【主な事業】

- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

【市民等に期待される役割】

- ・生物多様性の取組への理解と協力
- ・資源循環型農業への理解と協力
- ・来訪者への理解と協力（おもてなし）
- ・居住する地域への理解
- ・文化事業への自主的な参加
- ・文化財保護への理解と協力
- ・スポーツ活動への自主的な参加

5) 指標・目標値

◎まつりやイベントの活用

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
観光関連施設の入込客数	観光イベント(さくらまつり、つつじまつり、関宿城まつり、野田みこしパレード、野田夏まつり躍り七夕、関宿まつり、産業祭)の観光客数を把握し、観光イベントに対する関心度と観光PRの指標とします。	664,000 人	703,000 人 (平成 28 年度から平成 34 年度までの最大入込客数)	744,000 人 (平成 35 年度から平成 42 年度までの最大入込客数)

◎地域資源を活用した交流人口の拡大

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
博物館の入館者数	郷土博物館、鈴木貫太郎記念館の入館者数	郷土博物館 31,328 人 鈴木貫太郎記念館 4,811 人	郷土博物館 32,900 人 鈴木貫太郎記念館 5,400 人	郷土博物館 34,500 人 鈴木貫太郎記念館 同左

基本目標 6 活力とにぎわいに満ちた都市

●基本方針 3 定住の促進

1) 市民の意見

No.	市民と委員の意見の方向	反映した施策
89	生活環境の整備と魅力向上による定住の促進	◎生活環境の充実と情報発信の強化
90	文化・教育水準の向上	◎文化・教育水準の向上
91	計画的なまちづくりの推進	◎魅力ある計画的なまちづくりの推進
92	駅前整備の推進	
93	福祉のまちづくりの推進	

2) 基本方針

持続可能なまちづくりを進めるためには、定住促進を図り、定住人口を増加させることが必要です。

そのため、東京直結鉄道の整備等の公共交通の充実により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、教育や福祉の充実による子育て世代の増加や、雇用創出等による若者層の定住促進を図ります。

また、生涯学習のための人材の確保やプログラムの充実等、市民の誰もが意欲的に学ぶことができる環境を整備し、市民の文化・教育水準を高めることで、まちの魅力を高めます。

誰もが安心して暮らせる魅力ある野田市の実現に向けて、中心市街地や駅前等の整備、住宅地整備等にも取り組んでいます。今後も、地域特性や自然環境を活かしながら、バリアフリーの視点を踏まえた都市整備を推進し、計画的なまちづくりに取り組みます。

3) 施策の体系

基本方針	施策	主な事業
■定住の促進	◎生活環境の充実と情報発信の強化	・消費生活情報の提供強化 ・消費生活に係る相談機能の充実 ・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援 ・子育て支援の充実 ・多様な保育サービスの充実 ・学童保育サービスの充実 ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進 ・市報、ホームページ等による情報提供の充実 ・パブリシティ活動の強化 ・誰もが利用しやすいホームページの実現

基本方針	施 策	主な事業
	◎文化・教育水準の向上	・市民の学習活動への環境整備 ・公民館サービスの充実 ・博物館機能の充実 ・図書館資料・情報提供機能の充実 ・文化会館自主文化事業の充実 ・少人数指導の推進 ・大学等との連携による理数科教育の充実 ・英語教育の充実 ・キャリア教育の充実 ・土曜授業
	◎魅力ある計画的なまちづくりの推進	・連続立体交差事業の促進 ・愛宕駅周辺地区のまちづくり ・野田市駅西土地地区画整理事業 ・梅郷駅西土地地区画整理事業 ・東新田土地地区画整理事業 ・次木親野井特定土地地区画整理事業 ・台町東特定土地地区画整理事業 ・都市計画マスタープランの見直し ・市街地における住居の表示の整備 ・東京直結鉄道の整備促進 ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

4) 施策の内容

◎生活環境の充実と情報発信の強化

全ての勤労者が生きがいを持って安心して豊かでゆとりのある生活が送れるよう、雇用の安定や勤労者の福祉の充実を図ります。

消費生活セミナー及び出前講座等を通じて、市民への消費生活知識の普及を図るとともに、弁護士との相談体制を整備し、高度で専門的な消費生活相談の強化を図ります。

持続可能なまちづくりを進めるためには、若い世代や子育て世代の定住人口を増加させることが重要であることから、教育や福祉の充実、雇用創出等により魅力ある生活環境を整えるとともに、広く効果的な情報発信を行い、子育て世代や若年層の定住を促進します。

【主な事業】

- ・消費生活情報の提供強化
- ・消費生活に係る相談機能の充実
- ・一般社団法人野田市中心小企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・携帯電話やモバイル端末^{※1}等の活用の推進
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動^{※2}の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現

^{※1} モバイル端末…携帯して利用することを想定した、小型・軽量のパソコン等のこと。

^{※2} パブリシティ活動…マスメディアを通じた望ましい情報の伝達を目指し、報道機関に対してニュース素材を提供する広報活動。

【市民等に期待される役割】

- ・消費生活セミナー等への参加
- ・一般社団法人野田市中小企業勤労者福祉サービスセンターへの積極的な参加
- ・子育て支援サービスへの理解と協力
- ・情報提供の充実への理解と協力

◎文化・教育水準の向上

市民の学習環境の整備を行うとともに、学習機会の拡充と支援に努めます。また、積極的な文化会館等の自主文化事業の展開により、優れた舞台芸術の提供や市民参加型事業等創造性のある事業を行うとともに、芸術、文化活動への啓発や、鑑賞能力の向上、文化を創造する人材の育成に努めます。

学校教育においては、主体的、創造的に自らの人生を切り開き、力強く生きていくための「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育成するため、各種教育活動の充実を図ります。特に「確かな学力」の向上に向けて、土曜授業の実施や少人数授業等講師等の雇用等により、きめ細かで個々に応じた指導を推進します。

【主な事業】

- ・市民の学習活動への環境整備
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館自主文化事業の充実
- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育^{※1}の充実
- ・土曜授業

【市民等に期待される役割】

- ・積極的、主体的な学習活動への参加
- ・芸術文化活動への自主的な参加、自らの文化創造
- ・教育施策への理解

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

活力とにぎわいに満ちた都市を実現するため、駅周辺の計画的なまちづくりを推進し、交流の拠点づくりをすることにより、定住の促進を図ります。特に中心サービス核である愛宕駅、野田市駅周辺は東武野田線連続立体交差事業により、踏切の除却や東西市街地の一体化を図ります。あわせて、土地区画整理事業や街路事業等により都市基盤整備を推進します。このことにより、中心市街地にふさわしい駅前広場や駅前線等の整備を行い、交通渋滞の解消や自動車と歩行者の分離、バリアフリー化を図り、駅へのアクセスを向上させ、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。梅郷駅

^{※1}キャリア教育…児童生徒が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟に対処し、社会人、職業人として自立していくことができるように取り組んでいくこと。

西側についても、土地区画整理事業により区画道路等の整備を行い、にぎわいに満ちたまちづくりの基盤を作ります。

また、無秩序な市街地形成を抑制し、秩序ある快適な市街地形成を図るため、土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設の整備を計画的に行い、良好な居住環境を提供し、定住の促進を図ります。

魅力ある計画的なまちづくりを推進するため、市民の通勤、通学等日常生活の利便性の向上に向けて、東京直結鉄道の整備を促進するとともに、東京直結鉄道整備の進捗に合わせて、土地利用計画の変更を含め、総合的なまちづくり計画を検討します。

総合計画の見直しに合わせ、都市計画分野の整合を図り、野田市都市計画マスタープランの見直しを行います。

【主な事業】

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・東新田土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

【市民等に期待される役割】

- ・駅周辺整備への理解と協力
- ・秩序ある市街地形成に向けた土地区画整理事業による整備への理解と協力
- ・都市計画マスタープランの見直しに伴う説明会等への積極的な参加
- ・住居の表示の整備への理解と協力

5) 指標・目標値

◎生活環境の充実と情報発信の強化

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
出前講座の受講者数	出前講座を通じて、消費者・消費団体への消費生活知識の普及を目指すため、受講人数を指標とします。	100 人	500 人	900 人
市ホームページ年間アクセス数	パソコンやスマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、ホームページによる情報の充実を図り、より多くの市民に情報を提供することを目的に、市ホームページの年間アクセス数の増加を図ります。	851,814 件	1,247,000 件	1,773,000 件

◎文化・教育水準の向上

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
自主文化事業入場者数	文化会館大ホール、野田公民館小ホールを利用して開催する自主文化事業の入場者数	7,605 人	9,000 人	10,000 人
児童生徒に対する調査の中で、「自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う。」と回答した児童生徒の割合	様々な教育活動を通じて、児童生徒の思考力・判断力・表現力を高めます。	小学校 63.8% 中学校 62.1%	小学校 70% 中学校 70%	小学校 80% 中学校 80%

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進

指標	指標の説明	基準値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 34 年度)	目標値 (平成 42 年度)
連続立体交差事業の進捗率	連続立体交差事業の完成により、渋滞解消及び踏切事故解消による安全確保、東西市街地の一体化が図られるため、事業完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	9.6%	100%	—
愛宕駅東口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅東口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	85.6%	100%	—
愛宕駅西口駅前広場整備事業の進捗率	愛宕駅西口駅前広場整備事業の完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	0%	100%	—
野田市駅西土地地区画整理事業の進捗率	駅前広場や駅前線等の整備を行い、安全で快適なまちづくりを実現するため、土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	8.7%	100%	—
梅郷駅西土地地区画整理事業の進捗率	梅郷駅西土地地区画整理事業の整備完了時期が分かる事業進捗率を指標とします。	89.4%	100%	—
字の入り組み及び飛地の解消箇所数（累計）	住居の表示の整備方針（平成 19 年 2 月 1 日策定）に基づき、これまでに 8 か所を実施しており、さらに、平成 23 年度に飛地の解消の候補地として選定した 25 か所のうち未実施の 24 か所を対象に、地元住民の意向を調査しながら当該箇所を整備します。あわせて、土地地区画整理事業（5 か所）に隣接する区域については、換地処分に合わせて飛地とならないよう整備します。	8 か所	22 か所	37 か所

重点プロジェクト

◆「重点プロジェクト」の設定

分野別の体系となっている基本目標を、横断的に捉え直し、関連する施策を有機的に連動させながら取り組むという視点に立ち、現総合計画（新市建設計画）の重点プロジェクトからの継続性、連続性に配慮して、8の重点プロジェクトを設定し、将来都市像「～人のつながりがまちを変える～ みんなでつくる 学びと笑顔あふれる コウノトリも住めるまち」の実現を目指します。

◆「重点プロジェクト」の考え方

総合計画は、野田市の目指す将来都市像を定め、そこに向かってまちづくりを進めることで、市政全体の底上げを図ろうとするものです。これは、重点プロジェクトについても同様であり、このような意味で、全ての施策がいずれかのプロジェクトに属している形にしています。

◆「重点プロジェクト」のイメージ



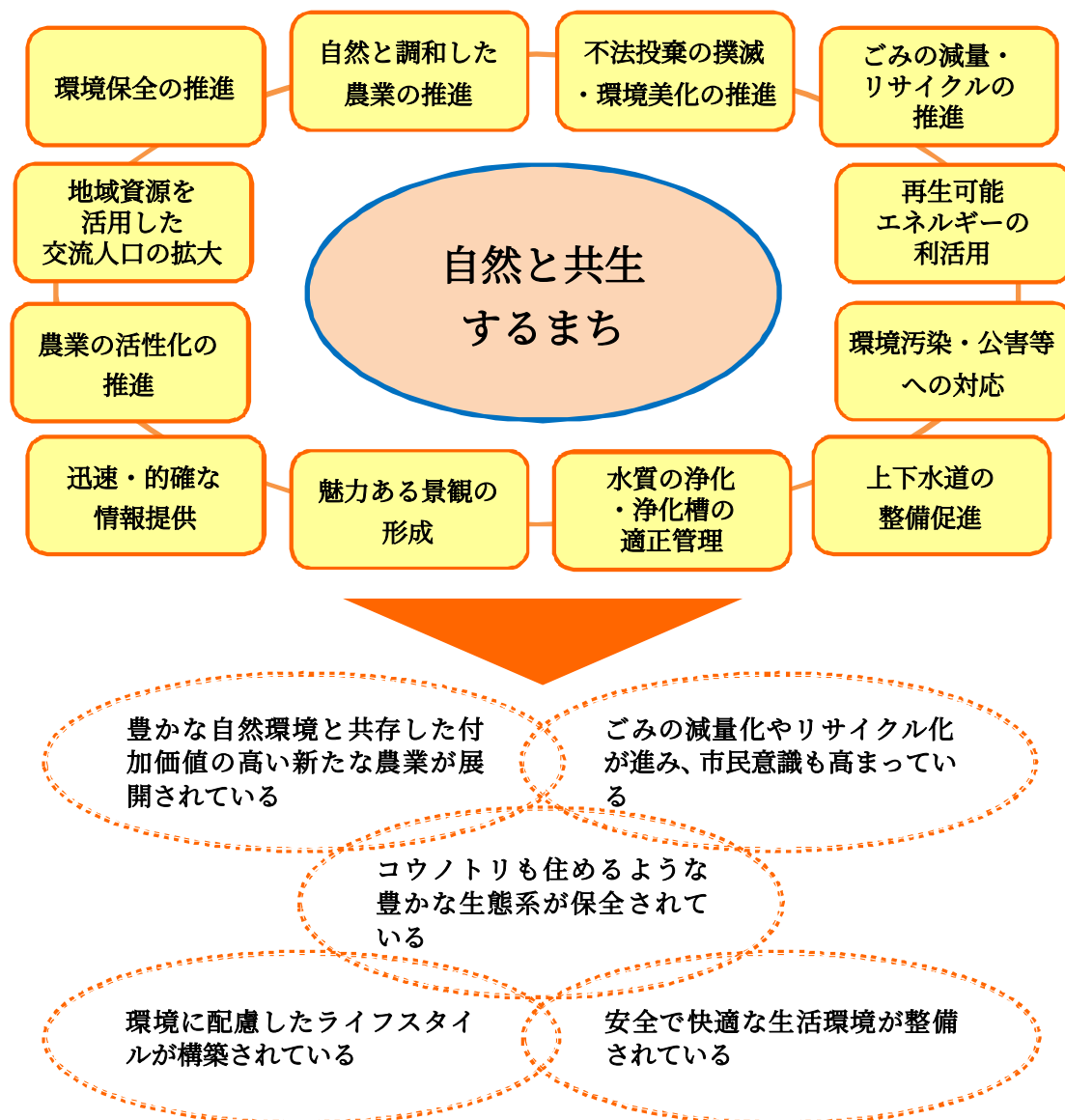
自然と共生するまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

みどりに代表される野田市の豊かな自然環境は、市民の愛着を生み出している貴重な市民共有の財産であるため、市内全域にわたる生物多様性の保全と回復に関する取組を計画的に進め、自然再生のシンボルであるコウノトリの保護増殖、野生復帰を目指します。あわせて、玄米黒酢農法^{※1}による米づくりを始めとした減農薬、減化学肥料の取組を市内全域で推進し、ブランド化を通して農業の活性化を図ります。

ごみの減量・リサイクルの推進等により、循環型社会を形成するとともに、水質の浄化等の生活環境の整備を進めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1} 玄米黒酢農法・・・酢酸が持っている殺菌効果により病原菌を減少させ、水稻が玄米黒酢に含まれるアミノ酸等の成分を吸収し、強く健やかで病気に負けない株を育成することを目的とした農法で、米の収量増加・食味や保存性の向上・いもち病予防の効果があるとされる。

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎環境保全の推進 (P33)

- ・生物多様性の保全
- ・みどりの基本計画の策定
- ・江川地区自然環境の保護
- ・中央の杜の保全
- ・市民の森の保全
- ・ふるさと花づくり運動
- ・グリーントラストバンク
- ・三ツ堀里山自然園の管理運営
- ・環境保全型農業の推進
- ・園芸用廃プラスチックの適正な回収と処理
- ・水質保全対策の推進

◎自然と調和した農業の推進 (P34)

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

◎不法投棄の撲滅・環境美化の推進 (P36)

- ・環境美化意識の啓発
- ・ゴミゼロ運動等の環境美化活動の推進
- ・不法投棄パトロールの強化

◎ごみの減量・リサイクルの推進 (P36)

- ・ごみの減量・分別排出の推進
- ・資源回収・リサイクル化の促進
- ・一般廃棄物処理基本計画の推進
- ・一般廃棄物最終処分場の確保
- ・新清掃工場の整備

◎再生可能エネルギーの利活用 (P37)

- ・再生可能エネルギーの利活用の検討
- ・住宅用省エネルギー設備補助事業

◎環境汚染・公害等への対応 (P40)

- ・大気環境の保全
- ・騒音・振動・悪臭の防止
- ・環境基本計画の推進
- ・放射性物質除染業務

◎上下水道の整備促進 (P41)

- ・浄・配水施設整備の推進
- ・広報・PRの実施
- ・公共下水道の整備
- ・利根運河の水質保全
- ・くり堀川の整備
- ・三ヶ尾川（仮称）の整備
- ・阿部沼第1排水区六丁四反水路の整備
- ・柏寺落し堀水路の整備
- ・排水路の整備・管理
- ・地域排水の整備

◎水質の浄化・浄化槽の適正管理 (P41)

- ・水質環境の保全
- ・地質環境の保全
- ・合併処理浄化槽の設置促進

◎魅力ある景観の形成 (P79)

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎農業の活性化の推進 (P97)

- ・農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・利子補給事業
- ・アグリサポート（援農制度）の推進
- ・担い手農家への支援
- ・生産調整推進事業
- ・青果物価格安定事業
- ・飼料用米を活用した耕畜連携事業
- ・農業経営高度化の推進
- ・水田自給力向上対策事業
- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・水質保全対策の推進

◎地域資源を活用した交流人口の拡大 (P101)

- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

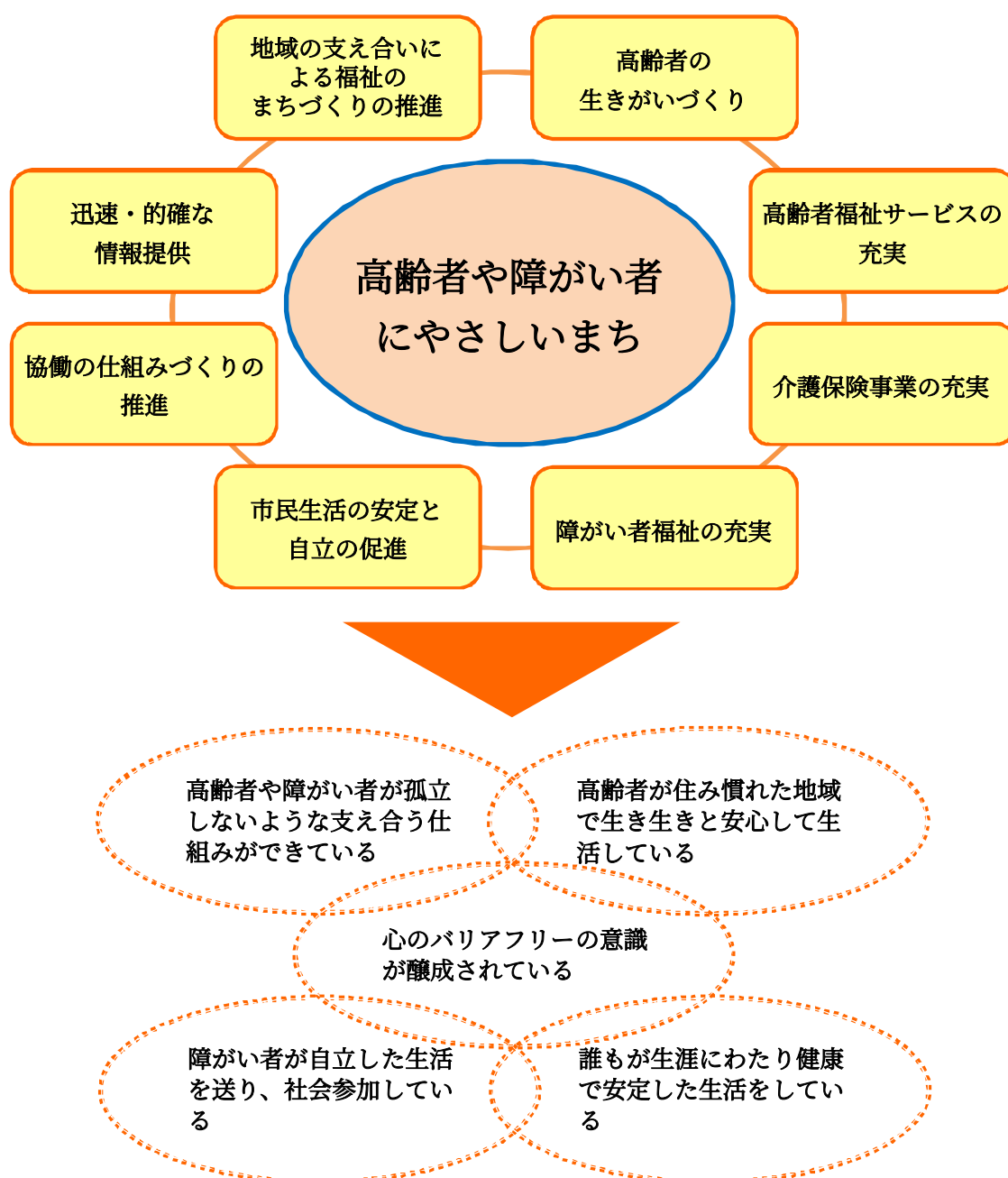
1. プロジェクトのコンセプト

高齢者や障がい者等に配慮したバリアフリー型のやさしいまちづくりを推進し、
 支え合いにより安心できるまちづくりを進めます。

元気な高齢者の社会参画や生きがいを進めるとともに、障がい者の自立した
 日常生活と社会参加を促進します。

市民の誰もが不測の事態に対応できるよう、生活困窮者の福祉の充実と自立支援
 を図ります。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 (P45)

- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

◎高齢者の生きがいがづくり (P46)

- ・コミュニティ活動の推進
- ・シルバー人材センターの充実
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・市民の学習活動への環境整備

◎高齢者福祉サービスの充実 (P47)

- ・買物弱者対策
- ・福祉サービスの適切な提供

◎介護保険事業の充実 (P47)

- ・市民への介護情報の提供強化
- ・在宅サービスの適切な提供
- ・介護サービスの適切な提供
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ・地域包括支援センターの設置及び運営
- ・在宅医療、介護連携の推進
- ・認知症高齢者に係る施策の推進
- ・介護保険制度の円滑な運営

◎障がい者福祉の充実 (P48)

- ・雇用促進奨励金の交付
- ・障がい者職場実習奨励金の支給
- ・若年者等トライアル雇用奨励金の支給
- ・障がい者相談支援事業
- ・自立生活の支援
- ・施設整備・利用の促進
- ・障がい者福祉意識の高揚
- ・社会参加の促進
- ・介護サービスの提供
- ・各種補助・手当支給
- ・社会福祉法人への支援
- ・障がい児支援の充実
- ・自立への助長支援

◎市民生活の安定と自立の促進 (P49)

- ・生活困窮者の生活安定と自立の促進

◎協働の仕組みづくりの推進 (P88)

- ・市政懇談会の実施
- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

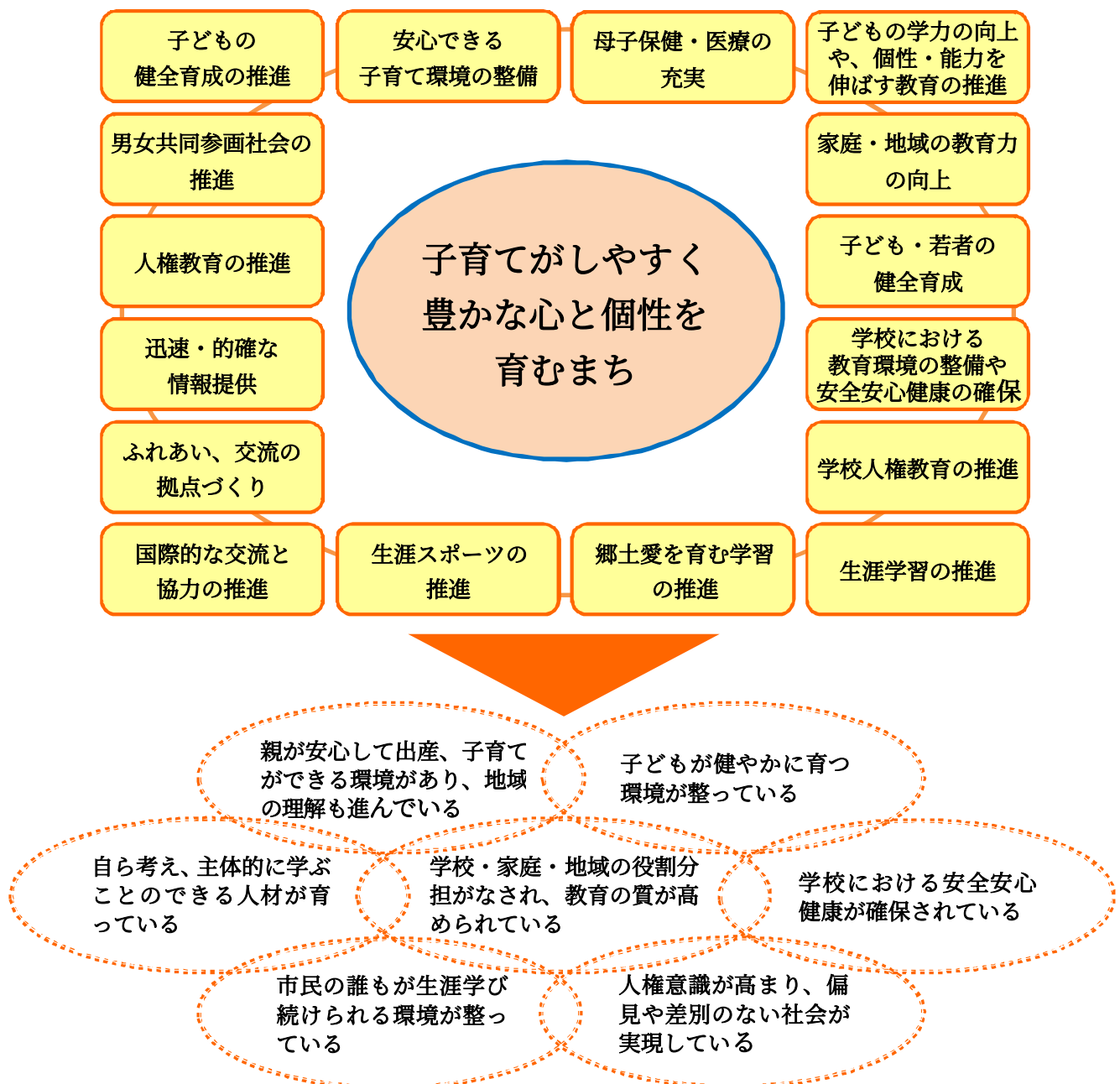
プロジェクト 3 子育てがしやすく豊かな心と個性を育むまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

安心できる子育て環境整備を推進することはもとより、子どもの健康の保持・増進に努め、母子保健・医療の充実を図ります。あわせて、地域におけるふれあい、交流の拠点づくりを進めるとともに、教育環境を含めた子どもの健全育成を支える環境づくりを推進します。

子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育はもとより、人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現を目指すべく、学校・保護者・地域が連携・協働した教育活動を推進します。あわせて、学校における教育環境を整備し、安全安心健康を確保するとともに、市民の生涯学習環境の整備を推進し、生涯学習機会の拡充と支援に努めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎子どもの健全育成の推進 (P51)

- ・地域における子育て支援サービスの充実
- ・子育て支援の充実
- ・学童保育サービスの充実

◎安心できる子育て環境の整備 (P52)

- ・ひとり親家庭への支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・保育所の耐震補強
- ・児童虐待防止対策の充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・障がい児支援の充実
- ・民間賃貸住宅居住支援事業

◎母子保健・医療の充実 (P56)

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・母子に係る医療費助成の実施
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

◎子どもの学力の向上や、個性・能力を伸ばす教育の推進 (P60)

- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・土曜授業
- ・武道指導の充実
- ・教職員研修の充実

◎家庭・地域の教育力の向上 (P61)

- ・地域人材の活用－学校支援地域本部事業の推進－
- ・家庭教育力の向上

◎子ども・若者の健全育成 (P61)

- ・教育相談の充実
- ・適応指導学級の充実
- ・いじめ防止対策の推進
- ・青少年活動の支援
- ・環境浄化活動
- ・相談活動

◎学校における教育環境の整備や安全安心健康の確保 (P62)

- ・ICT教育の推進と情報モラル教育の充実
- ・食育の充実
- ・読書環境・指導の充実
- ・通学路の安全性の確保
- ・校舎、体育館、プール等の改修
- ・防災教育の充実
- ・小・中学校、幼稚園へのエアコン設置
- ・小・中学校、幼稚園のトイレ改修

◎学校人権教育の推進 (P62)

- ・学校人権教育指導者養成講座の開催

◎生涯学習の推進 (P66)

- ・生涯学習施設の整備
- ・市民の情報活用能力の育成
- ・市民の学習活動への環境整備
- ・家庭教育力の向上
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館自主文化事業の充実
- ・児童生徒の学校外体験活動の活性化
- ・オープンサタデークラブの充実

◎郷土愛を育む学習の推進 (P66)

- ・文化財の保存と活用
- ・博物館機能の充実
- ・郷土資料の収集・整理・調査・研究（調査報告書）
- ・野田市史の刊行

◎生涯スポーツの推進 (P67)

- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備

◎国際的な交流と協力の推進 (P69)

- ・国際交流協会の支援
- ・外国人向け生活情報ガイドブックの充実

◎ふれあい、交流の拠点づくり (P88)

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎人権教育の推進 (P92)

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

◎男女共同参画社会の推進 (P93)

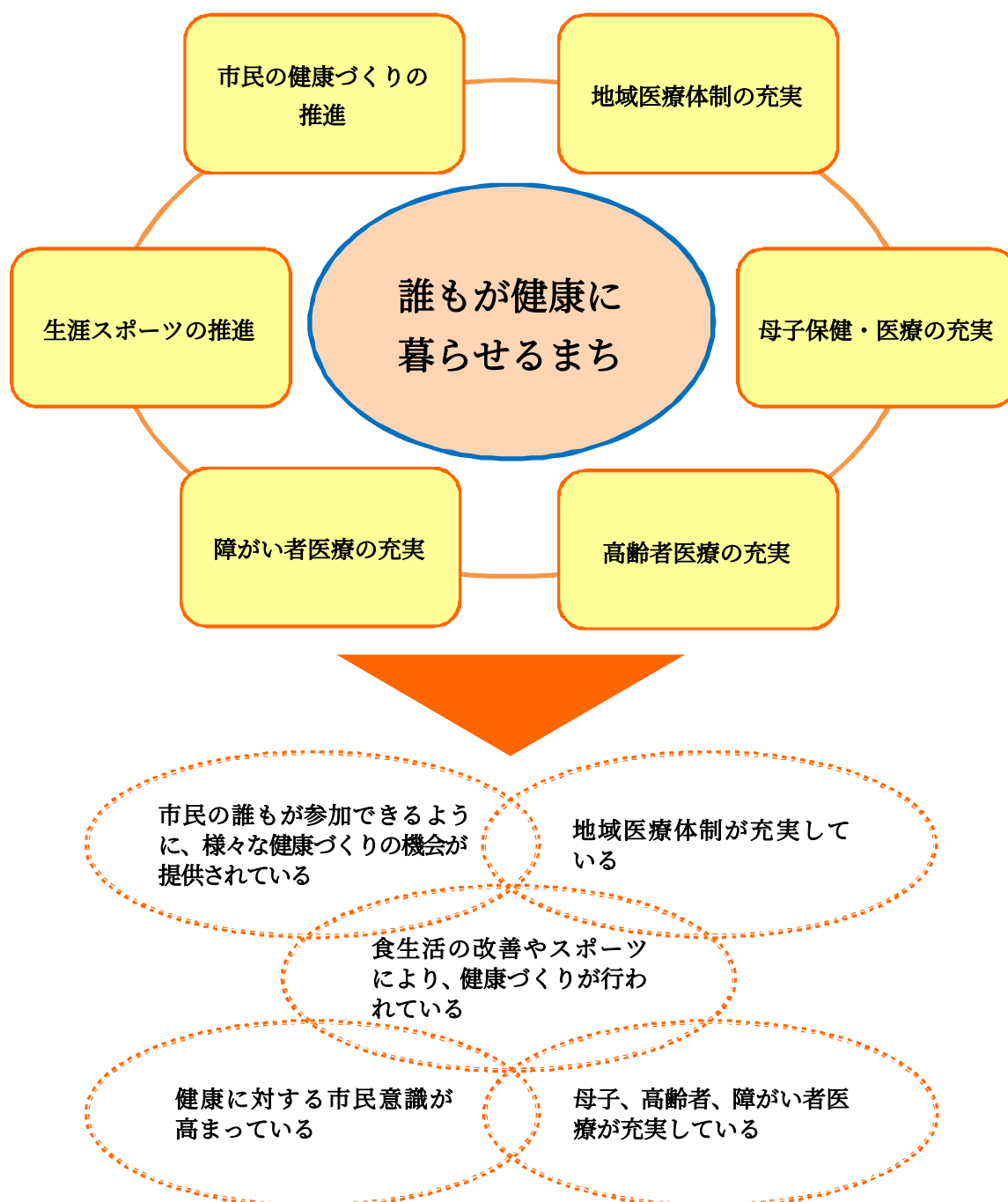
- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

誰もが健康に暮らせるまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

市民の健康意識の高揚に努めることに加え、食生活の改善や生涯スポーツの推進を通じて、更なる健康づくりの支援を行います。あわせて、医療機関の役割分担と連携の強化を図り、地域医療体制の充実に努めるとともに、母子保健・医療、高齢者医療、障がい者医療の充実に努めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎市民の健康づくりの推進 (P55)

- ・市民への啓発・PR強化
- ・健康づくり推進プロジェクトの推進
- ・健康教育・健康相談・機能訓練等の充実
- ・各種がん検診の実施
- ・健康診査・生活習慣改善指導の実施
- ・健康づくりフェスティバル事業の推進
- ・健康づくり推進計画21の推進
- ・食育の推進
- ・結核予防の推進
- ・エイズ予防対策の推進
- ・食品衛生に対する正しい知識の普及

◎地域医療体制の充実 (P56)

- ・市民への医療情報の提供強化
- ・かかりつけ医の定着と地域医療連携の推進
- ・救急医療体制の充実
- ・関係機関との連携の強化
- ・献血事業の推進

◎母子保健・医療の充実 (P56)

- ・市民への妊娠・出産・育児に関する情報提供の強化
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・母子に係る医療費助成の実施
- ・救急医療体制の充実
- ・子育て支援の充実

◎高齢者医療の充実 (P57)

- ・在宅医療、介護連携の推進

◎障がい者医療の充実 (P57)

- ・重度障がい者医療費助成
- ・妊産婦・新生児相談・訪問指導の充実
- ・乳幼児健康診査の充実
- ・発達障がいの疑いの児に対する早期診断体制の充実

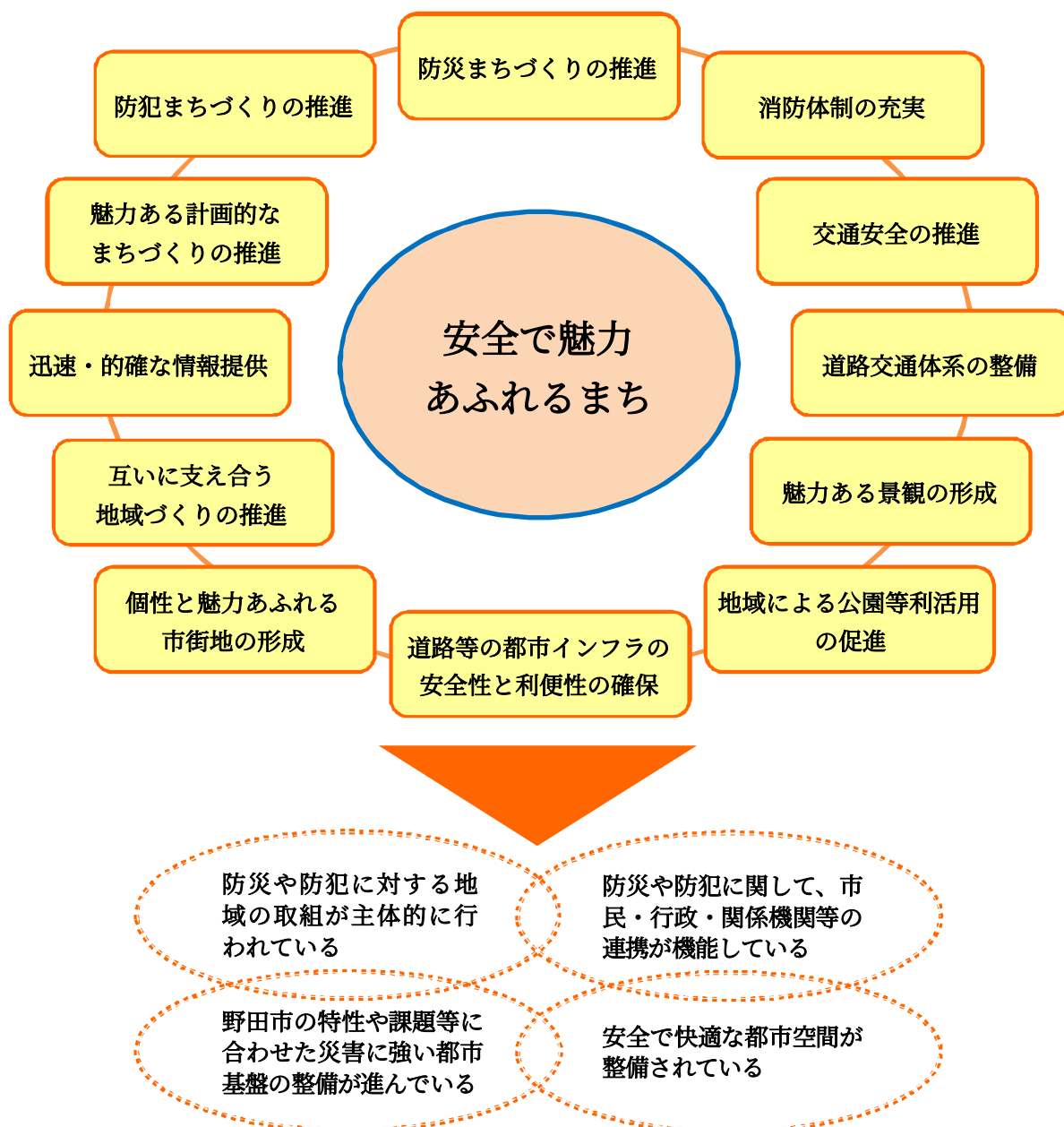
◎生涯スポーツの推進 (P67)

- ・各種スポーツ施設の整備
- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・サイクリングロードの整備

1. プロジェクトのコンセプト

防犯に関しては、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という意識の下、市と防犯組合等が連携し、防犯まちづくりを推進します。防災に関しては、自助、共助、公助^{※1}の連携による防災体制づくりにより、防災力向上を図るとともに、市道の点検整備や橋梁長寿命化修繕計画に沿った計画的な修繕及び魅力ある計画的なまちづくりを進めます。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1} 自助・共助・公助・・・「自助」とは、市民、家庭、事業所が自らを災害から守ること。「共助」とは、自主防災組織、自治会等の地域社会が協力して地域を災害から守ること。「公助」とは、国・県・市・防災関係機関が市民を災害から守ること。

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎防犯まちづくりの推進 (P72)

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

◎防災まちづくりの推進 (P73)

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・目吹河川防災ステーション水防センターの建設（水防拠点の整備）
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

◎消防体制の充実 (P74)

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・通信指令装置の更新整備
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

◎交通安全の推進 (P78)

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

◎道路交通体系の整備 (P78)

- ・千葉柏道路（国道16号バイパス）の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道船形吉春線の整備
- ・市道の整備

◎魅力ある景観の形成 (P79)

- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・街路樹の整備
- ・公共事業による積極的な景観形成
- ・景観計画の策定及び景観条例の制定
- ・「野田らしさ」を演出する道路の整備（「野田の道」の整備）

◎地域による公園等利活用の促進 (P79)

- ・身近な公園、緑地等の整備
- ・総合公園の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 (P80)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎個性と魅力あふれる市街地の形成 (P81)

- ・東新田土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・駐輪場整備

◎互いに支え合う地域づくりの推進 (P88)

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P105)

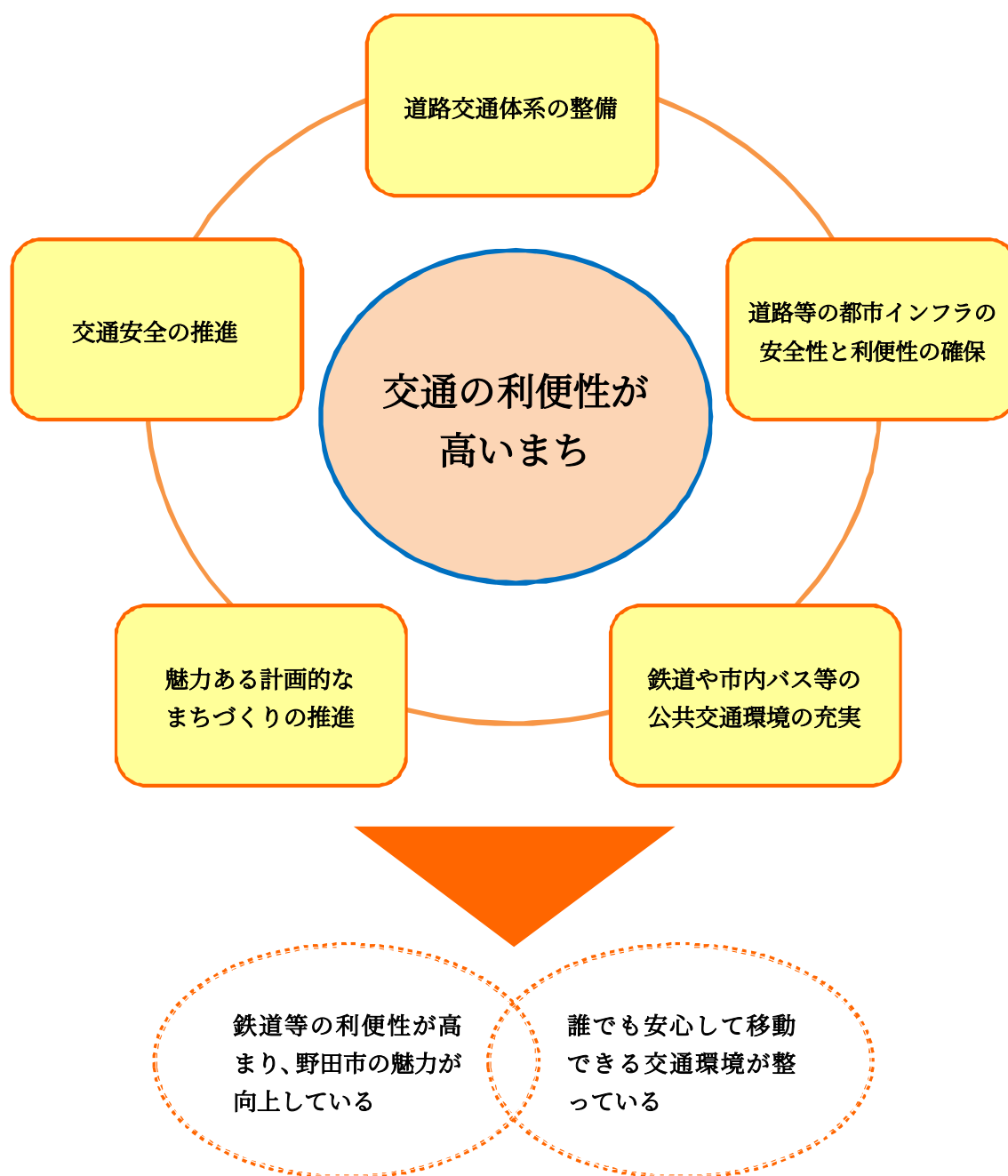
- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・東新田土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

交通の利便性が高いまちづくり

1. プロジェクトのコンセプト

東京直結鉄道の整備や東武野田線の複線化の促進に引き続き取り組むとともに、市民の足として定着しているコミュニティバス（まめバス）について、地域の要望を踏まえ、財政支出の上限額内で可能な限り利便性の向上を図ります。あわせて、道路交通体系の整備を進め、交通の利便性が高いまちを目指します。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎交通安全の推進 (P78)

- ・交通安全団体への支援
- ・交通安全指導の充実

◎道路交通体系の整備 (P78)

- ・千葉柏道路（国道 16 号バイパス）の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の 4 車線化
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道船形古春線の整備
- ・市道の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保(P80)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 (P84)

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実
- ・バス路線の維持・整備

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P105)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・東新田土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

市民がふれあい協働するまちづくり

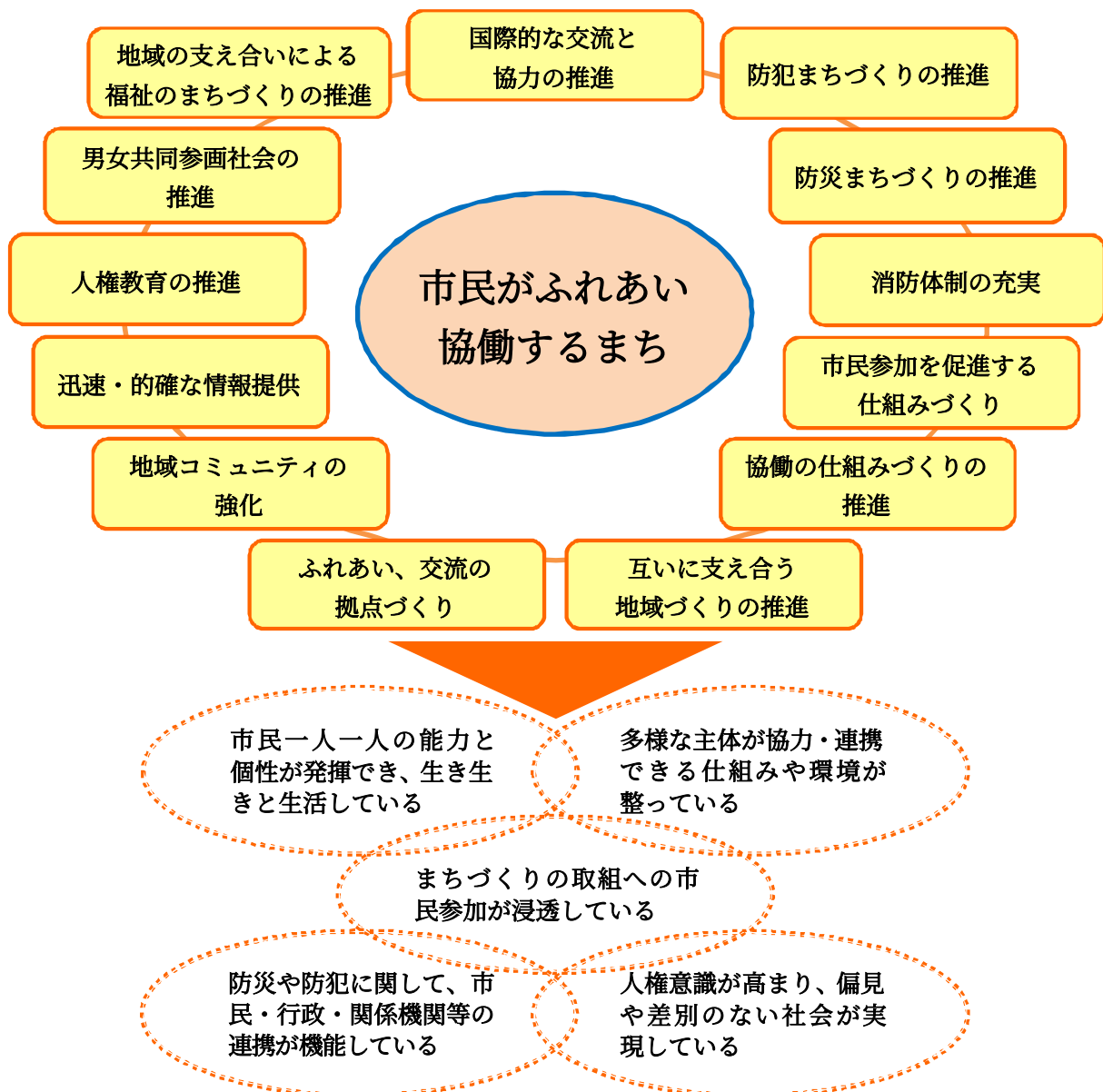
1. プロジェクトのコンセプト

市民の声と活力をまちづくりに活かすため、パブリック・コメント手続^{※1}の運用、審議会への公募委員の拡充等、市民が自主的、主体的にまちづくりに取り組む仕組みづくりを行い、市民参加を推進します。

NPO法人やボランティア団体の育成・支援を行うとともに、市民生活に身近で多様なまちづくりへの参加機会の充実を図ることにより、市民と行政が共に手を携えて取り組む協働によるまちづくりを推進します。あわせて、自治会活動や自主防災組織等への支援を行い、地域コミュニティの強化を図ります。

人権意識の高揚、男女共同参画社会の実現を目指して、講演会や人権教育の充実を図ります。あわせて、市内の多くの外国人と地域との交流の活性化を図ります。

2. プロジェクトの推進イメージ



^{※1}パブリック・コメント手続…市の基本的な政策等の策定等をしようとする場合において、政策等の趣旨、目的、内容等を公表し、市民等から意見を求め、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続。

3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎地域の支え合いによる福祉のまちづくりの推進 (P45)

- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進
- ・地域福祉の推進
- ・福祉のまちづくり運動の推進
- ・福祉のまちづくり講座の開催
- ・孤立死防止対策の推進
- ・総合福祉会館の活用

◎国際的な交流と協力の推進 (P69)

- ・国際交流協会の支援
- ・外国人向け生活情報ガイドブックの充実

◎防犯まちづくりの推進 (P72)

- ・安全安心メール「まめメール」
- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・防犯灯、防犯カメラの整備
- ・空き家の適正管理の指導

◎防災まちづくりの推進 (P73)

- ・住宅防火対策の推進
- ・水質事故等における大規模断水対策の推進
- ・防災情報ネットワークの活用
- ・武力攻撃災害等に対する取組
- ・備蓄の推進
- ・排水機場の運転・管理
- ・水防対策の強化
- ・目吹河川防災ステーション水防センターの建設（水防拠点の整備）
- ・自主防災組織の育成
- ・避難行動要支援者支援計画の推進

◎消防体制の充実 (P74)

- ・救急業務の高度化
- ・市民と消防団の連携
- ・予防査察体制の充実
- ・応急手当の普及啓発活動の推進
- ・通信指令装置の更新整備
- ・消防車両の充実強化
- ・消火栓・防火水槽の整備
- ・消防団拠点施設の整備
- ・消防団用装備等の整備
- ・消防団の活性化

◎市民参加を促進する仕組みづくり (P87)

- ・市民参加手法の検討
- ・住民投票制度の運用
- ・パブリック・コメント手続の運用
- ・審議会等の公募委員の拡充
- ・市民活動団体への支援

◎協働の仕組みづくりの推進 (P88)

- ・市政懇談会の実施
- ・地域ぐるみ福祉ネットワークの推進

◎互いに支え合う地域づくりの推進 (P88)

- ・防犯体制、防犯活動の推進
- ・自主防災組織の育成

◎ふれあい、交流の拠点づくり (P88)

- ・市民活動団体等の情報提供
- ・地域における子育て支援サービスの充実

◎地域コミュニティの強化 (P89)

- ・自治会活動活性化の推進
- ・地区集会施設整備への支援

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎人権教育の推進 (P92)

- ・講演会等の開催
- ・啓発資料の作成配布
- ・隣保館事業の充実
- ・人権教育・啓発に関する野田市行動計画に基づく事業の推進
- ・企業人権教育研修の実施
- ・社会人権学習講座の実施

◎男女共同参画社会の推進 (P93)

- ・男女共同参画の視点に立った意識改革の促進
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）対策の推進
- ・政策・方針決定過程への女性の参画促進
- ・男女の仕事と家庭の両立支援のための環境づくり

活力とにぎわいに満ちたまちづくり

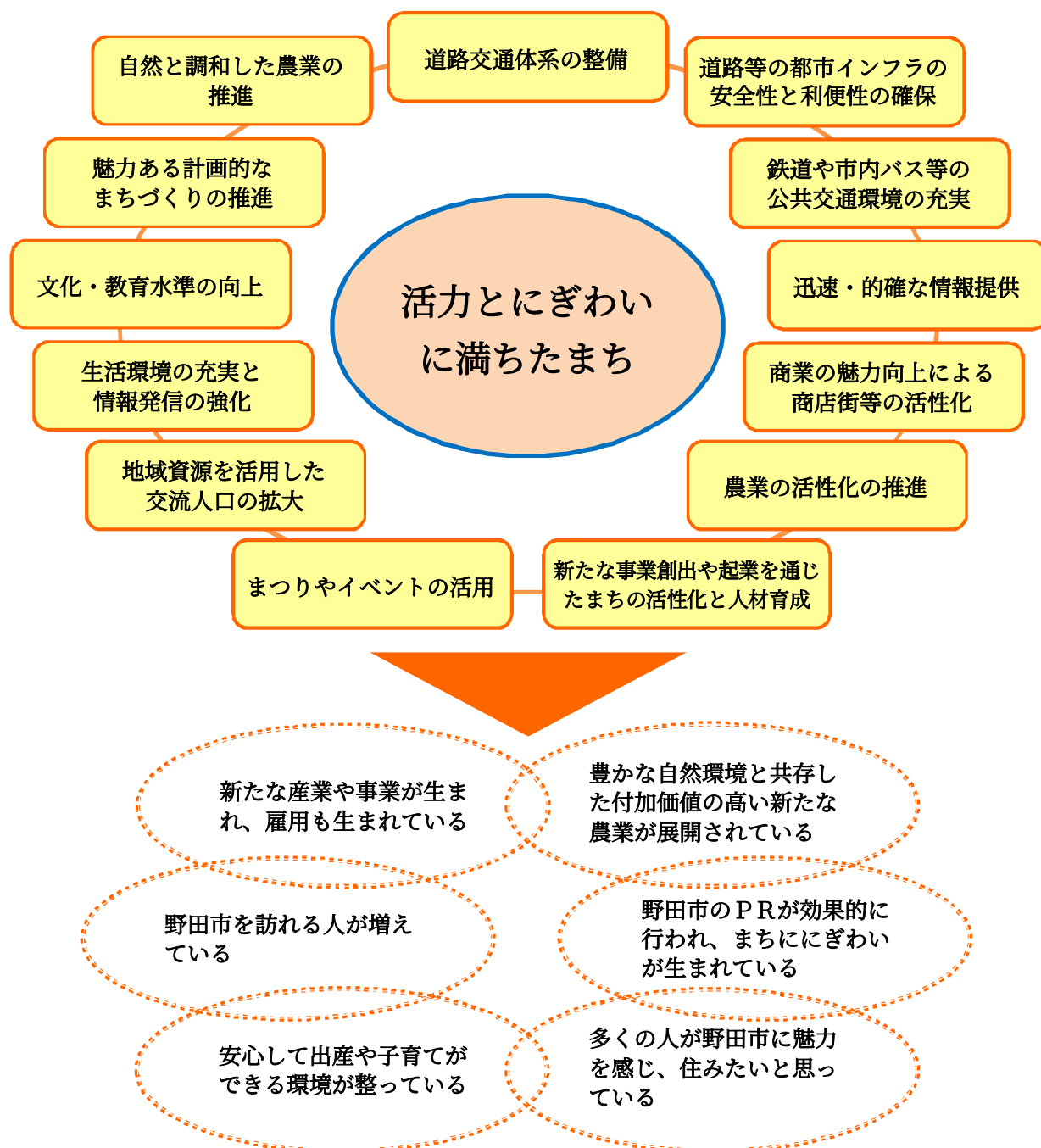
1. プロジェクトのコンセプト

商店街の魅力を高め、商店街の活性化を図るとともに、豊かな自然環境や農業、地場産業、大学等多くの資源との連携促進により新たな事業を創出し、地域産業の振興を図ります。あわせて、野田市産の農産物のブランド価値を高めます。

さらに、コウノトリをシンボルとした自然環境など、多様な地域資源を効果的に結び付けて観光資源の魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。

加えて、定住促進を図るため、東京直結鉄道整備等の公共交通の充実、教育や福祉の充実、雇用創出等の施策を実行することにより、魅力ある生活環境を整えます。

2. プロジェクトの推進イメージ



3. プロジェクトを推進するための施策及び主な事業

◎自然と調和した農業の推進 (P34)

- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・環境保全型農業の推進
- ・市民農園設置の推進
- ・遊休農地の集約の推進

◎道路交通体系の整備 (P78)

- ・千葉柏道路（国道16号バイパス）の整備促進
- ・県道つくば野田線（都市計画道路中野台鶴奉線）の整備促進
- ・県道川藤野田線（都市計画道路今上木野崎線）の整備促進
- ・県道結城野田線の整備促進
- ・県道つくば野田線・浦和野田線（越谷野田線）の4車線化
- ・県道川間停車場線の整備促進
- ・県道我孫子関宿線の整備促進
- ・東西に連絡する道路の整備促進
- ・県道境杉戸線（都市計画道路台町元町線）の整備促進
- ・都市計画道路中野台中根線の整備
- ・都市計画道路堤台柳沢線の整備
- ・都市計画道路清水公園駅前線の整備
- ・バリアフリーの推進
- ・市道船形吉春線の整備
- ・市道の整備

◎道路等の都市インフラの安全性と利便性の確保 (P80)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・市営住宅維持管理修繕事業
- ・住宅改修支援事業
- ・民間賃貸住宅居住支援事業
- ・透水性舗装の推進
- ・市道の維持修繕事業の推進
- ・交通安全施設の整備
- ・私有道路敷舗装の推進
- ・歩道・自転車通行帯等の整備
- ・道路台帳の電子化

◎鉄道や市内バス等の公共交通環境の充実 (P84)

- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・鉄道建設基金の積立
- ・東武野田線の複線化の促進
- ・地域のニーズを踏まえたコミュニティバス（まめバス）の充実
- ・バス路線の維持・整備

◎迅速・的確な情報提供 (P90)

- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・情報提供マニュアルの見直し及び活用
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現
- ・情報公開制度の充実

◎商業の魅力向上による商店街等の活性化 (P96)

- ・中心市街地商業等活性化関連事業
- ・買物弱者対策
- ・商店街共同施設設置事業
- ・共同駐車場確保事業
- ・商店会販売促進事業
- ・各種融資制度による事業経営の支援
- ・経営普及改善事業への支援
- ・異業種交流の推進
- ・起業家支援事業

◎農業の活性化の推進 (P97)

- ・農地集約を目的とした利用権設定等促進事業
- ・利子補給事業
- ・アグリサポート（援農制度）の推進
- ・担い手農家への支援
- ・生産調整推進事業
- ・青果物価格安定事業
- ・飼料用米を活用した耕畜連携事業
- ・農業経営高度化の推進
- ・水田自給力向上対策事業
- ・農産物ブランド化（枝豆、黒酢米等）の推進
- ・水質保全対策の推進

◎新たな事業創出や起業を通じたまちの活性化と人材育成 (P98)

- ・工業振興・活性化方策の検討
- ・産学官交流の推進
- ・地域職業訓練協会への支援
- ・雇用促進奨励金の交付
- ・起業家支援事業
- ・農業経営高度化の推進

◎まつりやイベントの活用 (P100)

- ・地域イベント・まつりの振興
- ・観光PRの推進
- ・観光資源の洗い出し
- ・観光集客事業の促進
- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・サイクリングロードの整備

◎地域資源を活用した交流人口の拡大 (P101)

- ・コウノトリの舞う里づくり
- ・博物館機能の充実
- ・ふれあいのみちすじ標柱設置の推進
- ・サイクリングロードの整備
- ・江戸川舟運の推進

◎生活環境の充実と情報発信の強化(P104)

- ・消費生活情報の提供強化
- ・消費生活に係る相談機能の充実
- ・一般社団法人野田市中企業勤労者福祉サービスセンターへの支援
- ・子育て支援の充実
- ・多様な保育サービスの充実
- ・学童保育サービスの充実
- ・携帯電話やモバイル端末等の活用の推進
- ・市報、ホームページ等による情報提供の充実
- ・パブリシティ活動の強化
- ・誰もが利用しやすいホームページの実現

◎文化・教育水準の向上 (P105)

- ・市民の学習活動への環境整備
- ・公民館サービスの充実
- ・博物館機能の充実
- ・図書館資料・情報提供機能の充実
- ・文化会館自主文化事業の充実
- ・少人数指導の推進
- ・大学等との連携による理数科教育の充実
- ・英語教育の充実
- ・キャリア教育の充実
- ・土曜授業

◎魅力ある計画的なまちづくりの推進 (P105)

- ・連続立体交差事業の促進
- ・愛宕駅周辺地区のまちづくり
- ・野田市駅西土地区画整理事業
- ・梅郷駅西土地区画整理事業
- ・東新田土地区画整理事業
- ・次木親野井特定土地区画整理事業
- ・台町東特定土地区画整理事業
- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・市街地における住居の表示の整備
- ・東京直結鉄道の整備促進
- ・東京直結鉄道の整備に向けたまちづくり計画の策定

第4章 計画の実現に向けて

(1) 市民との協働によるまちづくりの推進

市民の意見や多様化するニーズを的確に市政に反映するためには、市民と行政が対等な立場で役割や責任などを分担し、連携、協力して共通する取組や事業を推進することが必要です。そのため、市民参加の機会を充実し、市民が主体的にまちづくりに参画することができるよう、NPOやボランティア団体等の市民団体の活動の支援・育成を通じて、まちづくりへの市民参加意識を高めるとともに、まちづくりに関する情報の広報・広聴活動等を積極的に行い、様々な形での市民参加を基本としたまちづくりを推進します。

(2) 心のバリアフリーによる支え合いのまちづくりの推進

バリアフリー化を実現するためには、駅や道路、建物といったハードの整備だけでなく、一人一人がバリアを理解し、市民が互いに認め合い、支え合う「心のバリアフリー」が最も大切です。これまでも、福祉のまちづくりフェスティバルなどを通じて、「心のバリアフリー」の浸透した野田市の実現を図っているところであり、今後も、様々な機会を通じて、市民に対する意識啓発を推進することにより、高齢者や障がい者、子育て世帯等、特に地域社会とのつながりや支援が必要な市民を見守り、支援していくことができる支え合いのまちづくりを進めます。

(3) 地域特性を活かしたまちづくりの推進

野田市は、まちの中心的な役割を持つ地域、広大な農地や自然環境を有する地域、歴史的遺産等の文化的な潤いのある地域等、様々な特性を持つ地域が集まって形成されています。また、それぞれの地域には、様々な世代や価値観を持つ市民が暮らしています。

このような地域特性を活かし、より市民の視点に立った施策や事業に取り組みます。

(4) 持続可能な行財政運営

地方分権が進む中、社会状況の変化や多様化し続けるニーズに的確に対応し、将来にわたって安定的に満足度の高い行政サービスを提供していくため、事務事業や組織等の見直し等により、様々な角度から行財政運営の効率化を進めます。歳入の根幹をなす市税等について常に効果的な徴収対策を講じていくとともに、受益者負担のルール化等、負担の適正化を図ります。

また、ファシリティマネジメント^{※1}の考え方に基づき、公有財産の有効活用などに努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、限りある財源を真に必要な事業に充て、計画的な行財政運営を行います。

加えて、組織の活性化や人材の育成を図り、持続可能な行財政運営を進めます。

^{※1}ファシリティマネジメント…所有する土地、建物、設備などを対象として、経営的視点から総合的に企画、管理、活用し、施設経費の最小化や効果的な維持管理運営を行う考え方や活動のこと。

資 料

- 資料 1 野田市総合計画審議会条例
- 資料 2 野田市総合計画審議会諮問書
- 資料 3 野田市総合計画審議会答申書
- 資料 4 野田市総合計画審議会委員名簿
- 資料 5 策定経過

資料 1 野田市総合計画審議会条例

○野田市総合計画審議会条例

昭和 44 年 7 月 1 日
野田市条例第 11 号

(設置)

第 1 条 本市に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、野田市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立、調整、その他、その実施に関し、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 26 人以内で組織する。

2 委員のうち 1 人以上は、公募に応じた市民とするものとする。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第 4 条 審議会に会長、副会長各 1 名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の事務)

第 6 条 審議会の事務は、市長の定める課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

資料2 野田市総合計画審議会諮問書

野 企 企 第 1 5 0 号

平成23年9月30日

野田市総合計画審議会会長 様

野田市長 根 本 崇

次期野田市総合計画策定に関する諮問について（諮問）
野田市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

次期野田市総合計画基本構想及び基本計画の策定について

2 諮問趣旨

野田市では、平成15年6月の合併以後、新市建設計画＜本編＞、旧野田市総合計画 及び旧関宿町総合計画の3冊をもって新市建設計画とし、同時に新市の総合計画として行政運営を行ってまいりましたが、この計画期間が平成27年度で満了となるため、平成28年度を初年度とする次期総合計画を策定すべき時期を迎えました。

これまで、現行計画の下、いちいのホールの整備、コミュニティバス「まめバス」の運行、鉄道駅の東口開設、生活関連道路の整備、環境保全型農業の推進など、魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

わが国は、少子高齢化の進展によって本格的な人口減少時代に向かい、生産年齢人口の減少と高齢人口の増加により人口構造が歪み、社会保障費は右肩上がりの状況となっております。一方、景気低迷と震災の影響等によって経済状況は後退しております。野田市も例外ではありません。加えて、旧関宿町との合併に対する財政支援策である地方交付税の算定替えや合併特例債などの優遇措置も終了することなどから、まちづくりに充てる財源の確保は、これまで以上に厳しさを増すものと懸念します。

また、国では、地域主権改革として地方自治の本旨に基づき、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むよう、住民に身近な基礎自治体である市町村への権限移譲等を進めており、市町村の果たす役割や責任が一層大きくなっております。

このような厳しい状況の中、市民憲章や都市宣言の精神に沿って個性豊かで魅力あるまちを目指していくには、どのように地域に活力とにぎわいを持たせていくのか、市民と行政が協働し知恵を絞っていくことが不可欠であると考えております。

そこで、次期総合計画策定に当たっては、これまで以上に幅広い市民参加をいただくため、本審議会に公募委員を導入したほか、メンバー全員を公募する分野別検討組織を今後立ち上げる予定です。さらに、タウンミーティング、市民アンケート、パブリック・コメント手続の実施など、様々な手法を用いて徹底した市民参加による計画づくりを進めたいと考えております。

つきましては、次期総合計画策定に当たり、標記の事項についてお諮りするものです。

資料 3 野田市総合計画審議会答申書

資料4 野田市総合計画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
会 長	内山 久雄	東京理科大学教授	
副会長	茂木 康男	みどりのふるさとづくり実行委員会	
委 員	青木 巧	分野別検討組織（安全で利便性の高い快適な都市）	
	池澤 秀夫	(元)千葉興業銀行頭取、(現)同銀行 相談役	
	上原 雄一郎	公益社団法人野田青年会議所	
	江原 正子	野田市社会教育委員	
	大塚 俊郎	(元)東京都副知事、(現)新銀行東京 取締役会長	
	小川 賢司	公募委員	
	加藤 満子	野田市障がい者団体連絡会	
	上口 清彦	分野別検討組織（自然環境と調和するうるおいのある都市）	
	齋藤 敬子	野田市社会福祉協議会	平成26年6月10日委嘱
	齋藤 達夫	野田市自治会連合会	平成25年7月1日委嘱
	高須賀 晴子	野田商工会議所	平成26年3月24日委嘱
	瀧口 壯太	公募委員	
	多田 奨	分野別検討組織（市民がふれあい協働する都市）	
	寺田 惣一郎	野田市体育協会	
	中村 好枝	野田市民生委員児童委員協議会	平成25年12月1日委嘱
	鳩貝 道夫	野田市農業振興審議会	
	平野 俊夫	分野別検討組織（豊かな心と個性を育む都市）	平成25年4月1日委嘱
	深井 順一郎	公募委員	
	藤間 勘美貴	野田市文化団体協議会	
	古矢 勝	分野別検討組織（生き生きと健やかに暮らせる都市）	
	山本 和広	分野別検討組織（活力とにぎわいに満ちた都市）	
	横江 和道	連合千葉 東葛地域協議会野田・流山地区連絡会	平成26年9月30日委嘱
	横川 しげ子	野田市女性団体連絡協議会	
	渡辺 駿	野田市廃棄物減量等推進員会議	

【前任者】

委 員	津崎 暁洋	連合千葉 東葛地域協議会野田・流山地区連絡会	平成24年3月19日退任
委 員	青木 正	分野別検討組織（豊かな心と個性を育む都市）	平成25年3月31日退任
委 員	岡田 稔	野田市自治会連合会	平成25年6月30日退任
委 員	戸邊 敦子	野田市民生委員児童委員協議会	平成25年11月30日退任
委 員	坂倉 暁子	野田商工会議所	平成26年3月23日退任
委 員	中村 史代	野田市社会福祉協議会	平成26年6月9日退任
委 員	田口 浩	連合千葉 東葛地域協議会野田・流山地区連絡会	平成26年9月30日退任

資料5 野田市総合計画 策定経過

年 月 日		事 項
平成 23 年 度	9 月 30 日	第 1 回審議会 ・ 会長及び副会長の選出について ・ 会議の公開及び会議録等の公表について ・ 諮問 ・ 審議会の運営について ・ 総合計画の概要及び現総合計画の進捗状況について ・ 市勢の概況及び市財政の現状と課題について ・ 分野別検討組織における分野について
	12 月 25 日 ～5 月 29 日	分野別検討会議 公募に応募した 154 人全員をメンバーに、6つの分野に分かれて、月2回の頻度で平日の夜間や日曜日の日中に9回又は10回の会議を開催。目指す将来都市像を実現するための考え方や方策などについて議論を重ね、分野ごとに提言書をまとめました。
	2 月 24 日	第 2 回審議会 ・ 分野別検討組織の検討状況について ・ 地方自治法改正に伴う総合計画の取扱いについて ・ 総合計画の取りまとめのイメージについて
平成 24 年 度	7 月 10 日	第 3 回審議会 ・ 分野別検討組織の提言書について ・ 市民アンケートについて ・ 地区別懇談会・各界別懇談会について
	8 月 1 日 ～8 月 21 日	総合計画市民アンケート 市民の皆さんのご意見やご意向を反映するため、市内に在住する満 20 歳以上の男女 3,000 人を対象に市民アンケートを実施した。 (回収結果) 調査票発送数 3,000 人 有効回収数 1,451 人 回収率 48.4 %
	8 月 18 日 ～9 月 16 日	地区別懇談会 各地区の公民館やコミュニティ会館において土・日曜日の日中や平日の夜間に計14回開催しました。分野別検討組織の提言書（概要版）を参考として、この提言に関連することや提言とは別の角度から、また、地域に固有の課題など、まちづくりに関して様々なご意見をいただきました。
	9 月 30 日 ・ 10 月 5 日	各界懇談会 市内で活動されている78の団体に声をかけさせていただき、2日間で合計3回開催しました。分野別検討組織の提言書（概要版）を参考に関連すること、あるいは提言書にはない事項など、まちづくりに関して日頃から様々な方面において活発に活動されている皆様の意見や提案等をいただきました。
	10 月 26 日	第 4 回審議会 ・ 市民アンケートの結果について ・ 地区別懇談会・各界懇談会における意見等について

年 月 日		事 項
平成 24 年度	11 月 28 日	第 5 回審議会 ・ 市民意見と市の現状と課題について (1)「自然環境と調和するうるおいのある都市」に関して (2)「生き生きと健やかに暮らせる都市」に関して
	12 月 26 日	第 6 回審議会 ・ 市民意見と市の現状と課題について (1)「豊かな心と個性を育む都市」に関して (2)「安全で利便性の高い快適な都市」に関して
	2 月 1 日	第 7 回審議会 ・ 市民意見と市の現状と課題について (1)「市民がふれあい協働する都市」に関して (2)「活力とにぎわいに満ちた都市」に関して
	2 月 28 日	第 8 回審議会 ・ フリーディスカッションにおける意見等の整理について (1)
	3 月 27 日	第 9 回審議会 ・ フリーディスカッションにおける意見等の整理について (2)
平成 25 年度	4 月 26 日	第 10 回審議会 ・ 総合計画検討の視点（市民と委員の意見に対する市の考え方）について (1)
	5 月 31 日	第 11 回審議会 ・ 総合計画検討の視点（市民と委員の意見に対する市の考え方）について (2)
	6 月 28 日	第 12 回審議会 ・ 総合計画検討の視点（市民と委員の意見に対する市の考え方）について (3)
	7 月 26 日	第 13 回審議会 ・ 総合計画検討の視点（市民と委員の意見に対する市の考え方）について (4)
	8 月 30 日	第 14 回審議会 ・ 今後の進め方について ・ 野田市総合計画骨格案のイメージについて ・ 野田市の将来都市像策定の考え方について ・ 基本構想・基本計画の計画期間について ・ 人口フレームについて ・ 都市構造・土地利用の方向について
	9 月 27 日	第 15 回審議会 ・ 人口フレームについて ・ 野田市の将来都市像について (1) ・ 財政フレームについて (1)
	10 月 25 日	第 16 回審議会 ・ 野田市の将来都市像について (2) ・ 財政フレームについて (2) ・ 基本目標・基本方針について (1)

年 月 日		事 項
平成 25 年度	11月25日	第17回審議会 ・基本目標・基本方針について（2）
	12月25日	第18回審議会 ・基本目標・基本方針について（3） ・構想の実現に向けてについて ・野田市の将来都市像について（3）
	1月29日	第19回審議会 ・野田市の将来都市像について（4） ・総合計画骨格案について
	3月15日	総合計画骨格案の全戸配布 3月15日号の市報と併せて全戸配布
	3月17日 ～4月23日	骨格案のパブリック・コメント手続 総合計画骨格案に対するパブリック・コメント手続を実施する。
平成 26 年度	4月5日 ～17日	骨格案の地区別懇談会 骨格案に対する地区別懇談会を各地区の公民館やコミュニティ会館において土・日曜日の日中や平日の夜間に計14回開催。
	4月14日 ～20日	骨格案の各界懇談会 骨格案に対する各界懇談会を市内で活動されている78団体を対象に合計3回開催。
	5月28日	第20回審議会 ・総合計画骨格案に対するパブリック・コメント手続、地区別・各界懇談会の結果について
	6月26日	第21回審議会 ・基本計画のイメージ及び検討の進め方について
	7月25日	第22回審議会（基本計画の検討） ・基本目標1 自然環境と調和するうるおいのある都市に係る基本計画について ・基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市に係る基本計画について（1）
	8月27日	第23回審議会（基本計画の検討） ・基本目標2 生き生きと健やかに暮らせる都市に係る基本計画について（2） ・基本目標3 豊かな心と個性を育む都市に係る基本計画について（1） ・基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市に係る基本計画について（1）
	9月25日	第24回審議会（基本計画の検討） 基本目標3 豊かな心と個性を育む都市に係る基本計画について（2） 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市に係る基本計画について（2） 基本目標5 市民がふれあい協働する都市に係る基本計画について（1）
	10月29日	第25回審議会（基本計画の検討） 基本目標4 安全で利便性の高い快適な都市に係る基本計画について（3） 基本目標5 市民がふれあい協働する都市に係る基本計画について（2）

平成 26 年度	11月26日	第26回審議会（基本計画の検討） ・基本目標6 活力とにぎわいに満ちた都市に係る基本計画について
	12月22日	第27回審議会（基本計画の検討） ・指標・目標値の設定について（1）
	1月28日	第28回審議会（基本計画の検討） ・指標・目標値の設定について（2）
	2月25日	第29回審議会（基本計画の検討） ・指標・目標値の設定について（3）
	3月25日	第30回審議会（基本計画の検討） ・指標・目標値の設定について（4）
平成 27 年度	4月10日	第31回審議会（基本計画の検討） ・指標・目標値の設定について（5）
	4月22日	第32回審議会（基本計画の検討） ・重点プロジェクトについて（1）
	5月13日	第33回審議会（基本計画の検討） ・重点プロジェクトについて（2）
	5月27日	第34回審議会（総合計画（素案）の検討） ・総合計画（素案）について ・総合計画（素案）概要版について
	7月1日 ～7月30日	素案のパブリック・コメント手続（予定） 総合計画（素案）に対するパブリック・コメント手続を実施する。
	7月8日 ～9日	素案に対する各界懇談会（予定） 素案に対する各界懇談会を市内で活動されている78団体を対象に合計2回開催予定。
	7月9日 ～24日	素案に対する地区別懇談会（予定） 素案に対する地区別懇談会を各地区の公民館やコミュニティ会館において土・日曜日の日中や平日の夜間に計14回開催予定。
	8月末	第35回審議会（予定） ・総合計画（素案）の修正について
	9月末	第36回審議会（予定） ・総合計画の見直しについて（答申）
	12月	市議会で野田市総合計画基本構想の変更についての議案可決予定

[各分野別検討組織の検討経緯]

	分野		
	自然環境と調和する うるおいのある都市	生き生きと健やかに 暮らせる都市	豊かな心と個性を育む都市
第 1 回 全体 会議	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等
第 2 回	日時： 平成 24 年 2 月 12 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方	日時： 平成 24 年 2 月 5 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方	日時： 平成 24 年 2 月 5 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方 ・メンバーが考える課題
第 3 回	日時： 平成 24 年 2 月 26 日 主な検討内容： ・検討テーマの絞り込み ※ 1 グループ 1 テーマ× 4 (休耕田、不法投棄、みどり、水環境)での実施に決定	日時： 平成 24 年 2 月 19 日 主な検討内容： ・『高齢者』①現状と課題	日時： 平成 24 年 2 月 19 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方 ・現状や課題(強み・良い点、弱み・悪い点)と対応の視点・考え方
第 4 回	日時： 平成 24 年 3 月 11 日 主な検討内容： ・テーマ別グループ討議	日時： 平成 24 年 3 月 4 日 主な検討内容： ・『高齢者』②将来像、まちづくりの考え方、対応方策	日時： 平成 24 年 3 月 4 日 主な検討内容： ・まちづくりの考え方
第 5 回	日時： 平成 24 年 3 月 25 日 主な検討内容： ・テーマ別グループ討議	日時： 平成 24 年 3 月 18 日 主な検討内容： ・『障がい者』①現状と課題	日時： 平成 24 年 3 月 18 日 主な検討内容： ・将来像実現のための方策
第 6 回	日時： 平成 24 年 4 月 8 日 主な検討内容： ・テーマ別グループ討議	日時： 平成 24 年 4 月 1 日 主な検討内容： ・『障がい者』②将来像、まちづくりの考え方、対応方策	日時： 平成 24 年 4 月 1 日 主な検討内容： ・教育委員会の事業概要説明 ・討議結果を確認・補足
第 7 回	日時： 平成 24 年 4 月 22 日 主な検討内容： ・テーマ別グループ討議	日時： 平成 24 年 4 月 15 日 主な検討内容： ・『子ども』現状と課題、将来像、まちづくりの考え方、対応方策	日時： 平成 24 年 4 月 15 日 主な検討内容： ・提言の整理①
第 8 回	日時： 平成 24 年 5 月 6 日 主な検討内容： ・テーマ別グループ討議 ・提言書のとりまとめ(統一化)	日時： 平成 24 年 4 月 29 日 ・提言書のまとめ①	日時： 平成 24 年 4 月 29 日 主な検討内容： ・提言の整理②
第 9 回	日時： 平成 24 年 5 月 20 日 主な検討内容： ・提言書のとりまとめ(文章、文字等の最終確認)	日時： 平成 24 年 5 月 13 日 ・提言書のまとめ②	日時： 平成 24 年 5 月 13 日 主な検討内容： ・提言書まとめ

	分野		
	安全で利便性の高い 快適な都市	市民がふれあい 協働する都市	活力とにぎわいに満ちた都市
第 1 回 全体 会議	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等	日時： 平成 23 年 12 月 25 日 主な検討内容： 第 1 部 全体会／趣旨説明会 第 2 部 各分野ごとに自己紹介、代表選出等
第 2 回	日時： 平成 24 年 2 月 7 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方	日時： 平成 24 年 2 月 12 日 主な検討内容： ・今後の進め方の確認 ・自己紹介&意見発表	日時： 平成 24 年 2 月 9 日 主な検討内容： ・検討テーマ・進め方 ・グループ討議
第 3 回	日時： 平成 24 年 2 月 21 日 主な検討内容： ・検討テーマ①「防犯」	日時： 平成 24 年 2 月 26 日 主な検討内容： ・検討会議の進め方 ・検討テーマ、共通目標	日時： 平成 24 年 2 月 23 日 主な検討内容： ・検討テーマ 1 「都市・交通 基盤系」
第 4 回	日時： 平成 24 年 3 月 6 日 主な検討内容： ・検討テーマ①「防犯」	日時： 平成 24 年 3 月 11 日 主な検討内容： ・各テーマの掘り下げ① ・グループ討議	日時： 平成 24 年 3 月 8 日 主な検討内容： ・検討テーマ 2 「商業系」
第 5 回	日時： 平成 24 年 3 月 21 日 主な検討内容： ・検討テーマ②「防災」	日時： 平成 24 年 3 月 25 日 主な検討内容： ・各テーマの掘り下げ② ・グループ討議	日時： 平成 24 年 3 月 22 日 主な検討内容： ・検討テーマ 3 「農業系」
第 6 回	日時： 平成 24 年 4 月 17 日 主な検討内容： ・検討テーマ②「防災」	日時： 平成 24 年 4 月 8 日 主な検討内容： ・提言に向けた文章化① ・グループ発表	日時： 平成 24 年 4 月 12 日 主な検討内容： ・検討テーマ 1 ～ 3 の中間まとめ
第 7 回	日時： 平成 24 年 4 月 24 日 主な検討内容： ・防犯、防災についての提言書	日時： 平成 24 年 4 月 22 日 主な検討内容： ・提言に向けた文章化② ・グループ討議	日時： 平成 24 年 4 月 26 日 主な検討内容： ・検討テーマ 5 「観光・イベント系」
第 8 回	日時： 平成 24 年 5 月 1 日 主な検討内容： ・人づくり、コミュニティづくり、情報共有化 ・検討テーマ「交通」	日時： 平成 24 年 5 月 6 日 主な検討内容： ・提言書（たたき台）	日時： 平成 24 年 5 月 10 日 主な検討内容： ・検討テーマ 4 「住民（定住）系」及びテーマ 6 「文化・教育系」
第 9 回	日時： 平成 24 年 5 月 15 日 主な検討内容： ・提言書のまとめ	日時： 平成 24 年 5 月 20 日 主な検討内容： ・提言書（案） ・今後の関わり方	日時： 平成 24 年 5 月 24 日 主な検討内容： ・提言書のとりまとめ
第 10 回	日時： 平成 24 年 5 月 29 日 主な検討内容： ・提言書のまとめ	—	—

[分野別検討組織の提言に対しての地区別懇談会、各界懇談会]

【地区別懇談会】

開催日	開催場所
平成24年8月18日	関宿中央公民館 木間ヶ瀬公民館（旧関宿南部公民館）
平成24年8月19日	関宿公民館（旧関宿北部公民館） 二川公民館（旧関宿中部公民館）
平成24年8月21日	北コミュニティ会館
平成24年8月23日	関宿コミュニティ会館
平成24年8月26日	福田公民館 東部公民館
平成24年8月28日	中央コミュニティ会館
平成24年8月30日	南コミュニティ会館
平成24年9月1日	南部梅郷公民館
平成24年9月2日	中央コミュニティ会館
平成24年9月16日	川間公民館 北部公民館

【各界懇談会】

開催日	開催場所
平成24年9月30日	野田市役所
平成24年10月5日	野田市役所 野田市役所

[骨格案に対しての地区別懇談会、各界懇談会]

【地区別懇談会】

開催日	開催場所
平成26年4月5日	関宿中央公民館 木間ヶ瀬公民館
平成26年4月6日	二川公民館 関宿公民館
平成26年4月8日	北コミュニティ会館
平成26年4月10日	中央コミュニティ会館
平成26年4月12日	川間公民館 北部公民館
平成26年4月13日	福田公民館 東部公民館
平成26年4月14日	野田市役所
平成26年4月15日	関宿コミュニティ会館
平成26年4月17日	南コミュニティ会館
平成26年4月18日	野田市役所
平成26年4月19日	南部梅郷公民館 中央公民館
平成26年4月20日	野田市役所

【各界懇談会】

開催日	開催場所
平成 26 年 4 月 14 日	野田市役所
平成 26 年 4 月 18 日	野田市役所
平成 26 年 4 月 20 日	野田市役所